

令和5年（2023年）7月7日（金曜日）

第 2 号

令和5年第2回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第2号

令和5年(2023年)7月7日(金曜日)

出席委員	交代委員
委員長	
佐藤禎洋君	
副委員長	
鈴木一磨君	
黒田栄継君	
藤井辰吉君	
瀧上綾子君	
檜垣尚子君	
桐木茂雄君	
畠山みのり君	
白川祥二君	
真下紀子君	
荒当聖吾君	
中司哲雄君	
藤沢澄雄君	滝口直人君

出席説明員

建設部長	白石俊哉君
建設部建築企画監	細谷俊人君
建設部次長	斎藤知郷君
建設政策局長	平山大輔君
まちづくり局長	信太一人君
住宅局長	高橋信二君
建築局長	芥川昌久君
建設部技監	鷺尾亨君
建設企画担当局長	金澤克人君

施設保全防災担当局長	橋本雄太君
建設業担当局長	千葉正彦君
施設整備・脱炭素化担当局長	佐藤匡之君
総務課長	荒木政彦君
建設政策課長	上村明弘君
維持担当課長	黒田健一君
建設管理課長	牧野幹芳君
建設業担当課長	多羽田元己君
公園下水道担当課長	山下誠一君
建築指導課長	清水浩史君
住宅管理担当課長	佐々木永典君
建築整備課長	鈴木伸広君
施設整備・脱炭素化担当課長	菅原誠君

水産林務部長	山口修司君
水産林務部次長	渡辺敦司君
水産局長	近藤将基君
林務局長	野村博明君
森林環境局長	寺田宏君
水産林務部技監兼 全国豊かな海づくり 大会推進室長	津久井潤君
水産成長産業化 担当局長	村木俊文君
水産基盤整備 担当局長	藤田瑞代君
森林計画担当局長	加納剛君
総務課長	藤原啓裕君
企画調整担当課長	成澤直人君
水産経営課長	住岡理君

【第2分科会 7月7日 第2号】

水産食品担当課長 小林 成行 君
水産振興課長 佐々木 剛 君
成長産業化担当課長 石川 傑 君
水産支援担当課長 西川 仁 君
漁港漁村課長 山本 明宏 君
林業木材課長 立原 泰直 君
林業振興担当課長 笹岡 英二 君
森林計画課長 山口 博央 君
治山課長 畠山 誠 君
森林活用課長 赤澤 大佐 君

食品政策課長 大塚 真一 君
農業付加価値向上
担当課長 竹内 伸康 君
水田担当課長 山根 敏史 君
園芸担当課長 畠山 透 君
畜産振興課長 黒島 誠計 君
家畜衛生担当課長 小田 茂樹 君
技術普及課長 鈴木 章代 君
技術普及課
首席普及指導員 松井 克行 君
農業経営課長 佐々木 秀弥 君
農村設計課長 磯嶋 光世 君
農業施設管理課長 川畑 恭章 君
指導管理担当課長 高山 洋人 君
農村計画課長 鈴木 仁志 君
農地整備課長 楨 研一 君
農村整備課長 合田 俊昭 君

農政部長 水戸部 裕 君
農政部長
食の安全推進監 野崎 直人 君
農政部次長 山口 和海 君
食の安全推進局長 野口 正浩 君
生産振興局長 牧野 充 君
農業経営局長 新井 健一 君
農村振興局長 高崎 悟 君
農政部技監 大西 峰隆 君
競馬事業室長 安田 貞彦 君
技術支援担当局長 山野寺 元一 君
活性化支援担当局長 鹿野 訓久 君
農政課長 大浦 正和 君
政策調整担当課長 小谷 馨一 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 三上 健治 君
議事課主査 青柳 和彦 君
同 福井 宏次 君
同 甲斐 友規 君
同 馬場 貴史 君
同 杉崎 正 君
同 澤田 真一 君

午前 10 時 開議

○佐藤禎洋委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔青柳主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

檜 垣 尚 子 委員
白 川 祥 二 委員

であります。

○佐藤禎洋委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤禎洋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○佐藤禎洋委員長 それでは、議案第1号及び第3号ないし第6号を一括議題といたします。

1. 建設部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより建設部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

桐木茂雄君。

○桐木茂雄委員 おはようございます。

それでは、私のほうから道立広域公園の整備について質問させていただきたいと思います。

道は、平成31年に北海道みどりの基本方針を策定し、道内の広域公園の配置計画を、全道6圏域、17地域19か所としていますが、現時点では、国営滝野すずらん丘陵公園を含む道立真駒内公園など、全道で12か所の供用にとどまっており、7地域が未整備地域となっております。

私の地元である釧路地域は、この北海道みどりの基本方針の未整備地域の一つになっており、長年にわたり、北海道釧路地方総合開発促進期成会の総意として、白糠町泊別地区への整備要望を行っております。

私は、公明党の田中(英)議員と共に、次に整備される道立広域公園は釧路地域だという強い信念を持って、今まで、質問、それから協議を重ねてきたつもりでおります。道に対し、釧路地域における新たな道立広域公園の整備に向けた取組についてただしてきたところであります。

道は、地域からの整備要望を踏まえて、白糠町において意見交換を行うなど、釧路地域における道立広域公園の新規整備に向けた検討を行っていること承知しておりますが、以下、数点お伺いをさせていただきたいと思います。

初めに、道立広域公園の新規整備に向けては、どこにどのような公園を整備するのかなど、広域公園として整備するための諸条件の整理など様々な課題について検討が必要になると思いますが、どのようなことを検討するのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 公園下水道担当課長山下誠一君。

○山下公園下水道担当課長 広域公園の整備についてでございますが、平成31年3月に策定した北海道みどりの基本方針では、地域内の公園の配置について、交通アクセス条件に恵まれ、レクリエーション利用資源として魅力ある自然及び社会的条件を有しているほか、防災、景観など、

【第2分科会 7月7日 第2号】

緑地の持つ複合的機能等に配慮し、決定することとしております。

また、整備に当たっては、地域の都市公園や公共施設、民間施設との機能分担や、管理運営を含めた地元市町村との役割分担のほか、民間の資金やノウハウの活用等による効率的かつ効果的な整備手法を検討することとしております。

○**桐木茂雄委員** 今言われました整備方針にあるように、地元市町村との役割分担が重要になっていくというふうに思っておりますし、施設の特性や地域の状況に応じて、これから順次進めていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、令和3年度から白糠町において意見交換を行っているというふうに承知しておりますけれども、これまでどのような意見交換を行ってきたのか、お伺いいたします。

○**山下公園下水道担当課長** 意見交換についてでございますが、道では、道立広域公園の整備要望のある白糠町において、令和3年11月から7回の意見交換を実施しているところでございます。

地域内の道路や上下水道といったインフラ、自然、景観の状況、災害リスクのほか、既存施設との機能分担や連携、民間資金の活用の可能性等について、意見交換を重ねてきたところでございます。

○**桐木茂雄委員** 数多い7回という意見交換を実施してきたとのことであります。行政レベルでの意見交換というのは、今後も続けていってほしいと思っておりますし、しなくてはいけないというふうにも思っております。

また、その上で見えてくる課題、そして、今後の考え方、指針などについても出てくると思えますので、地元の声にしっかりと耳を傾けていただきたいというふうに思っております。

昨年の第3回定例会で、私の質問に対して、民間資金の活用の可能性について調査すると答弁されました。

道財政が厳しい状況の中、新たな道立広域公園の整備や運営に向けては、これまでの公園とは異なる民間事業者によるノウハウや収益施設の導入などによるコスト縮減などの取組が必要になると考えております。

民間資金等の活用の可能性について、どのような調査を行い、どのような結果が出たのか、お伺いいたします。

○**佐藤禎洋委員長** まちづくり局長信太一人君。

○**信太まちづくり局長** 民間資金等の活用に関する調査についてであります。道では、令和5年1月に、国の官民連携支援制度に登録されている企業等57社を対象とし、釧路地域での公園事業参入への関心や民間ノウハウを活用した整備・管理運営手法等についてアンケート調査を実施したところでございます。

その結果、17社が事業参入への関心を示したほか、事業手法については、設計や建設、維持管理、運営を一括して契約するDBO方式や、民間資金を活用したPark-PFIなどの提案があったところでございます。

○**桐木茂雄委員** 民間の事業者のノウハウというのは、日々、革新的に展開されているものだというふうに理解しております。活用していくことによって、公園の運営などについても今までと異なることがたくさん出てくると思いますので、その辺は、しっかりと民間の部分を活用しながら進めていただければと思っております。

道は、民間事業者への調査において確認された内容を踏まえて、今後さらにどのように進めていくのか、お伺いいたします。

○**信太まちづくり局長** 民間活用に向けた検討についてであります。企業等へのアンケート調査では、事業参入に関心を持つ17社から、参入に当たっての課題として、地元企業を含む他社との連携や地域ニーズの把握、採算性の確保、ランニングコストの縮減などが挙げられたところでございます。

道としては、これらの課題の解決に向けて、今後、企業間のマッチング機会の創出や地域が求める公園施設の把握、維持管理コストの縮減等の検討が必要と考えております。

○**桐木茂雄委員** 地域が求める公園施設の把握や民間事業者によるコスト縮減等についてどのように進めるのか、伺います。

○**信太まちづくり局長** 今後の進め方についてですが、公園施設等の地域ニーズの把握については、地域の皆様へのアンケートや隣接する根室地域の道立ゆめの森公園において来園者に対する聞き取り調査の実施を検討しているところでございます。

また、採算性の確保や維持管理コストの縮減に向けた具体的な手法を提案していただけるよう、民間事業者が地域の状況を把握するための見学会や説明会の開催、企業間におけるマッチング機会の創出など、マーケットサウンディングの実施を検討しているところでございます。

○**桐木茂雄委員** いよいよマッチングとかという話で具体的にになってきたというふうに思っておりますが、目指すところは何なのかということもはっきりさせた中で、今後は進めていただきたいと思いますと思っております。

道財政は、非常に厳しい状況であります。コスト縮減などに向けた検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、これまで、今後の進め方について幾つか伺い、様々な検討が行われていることを確認させていただきました。

しかし、検討ばかり続けていては、公園はできないというふうに思っております。長年にわたって要望のある釧路地域の公園の新規整備に向けた具体的なビジョンを示すべきだと考えております。

鈴木知事は、今回の選挙で、新たな道立公園の整備に向けて取り組むことを公約に掲げております。もう一度言わせてもらいますよ。これを公約で言ったのですよ。鈴木知事は、整備に向けてしっかりと取り組むと公約に掲げているのです。

この公約達成に向けてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○**佐藤禎洋委員長** 建設部長白石俊哉君。

○**白石建設部長** 道立広域公園の整備に関し、今後の対応についてであります。道立広域公園

【第2分科会 7月7日 第2号】

は、広域的なレクリエーション需要に応え、余暇活動や健康増進、子育て支援などに寄与するとともに、地域振興においても重要な役割を果たしております。

また、釧路地域におきましては、新たな道立広域公園の整備につきまして、平成13年から、地元期成会の総意として、毎年、要望をいただいているところでございます。

公園の整備に当たりましては、コンセプト等を示す基本構想を策定した後、公共事業事前評価や都市計画決定、さらには、事業認可といった手続が必要となっております。

道といたしましては、道立広域公園の整備に必要なこうした手続を進めるために、引き続き、公園の整備や運営のコスト縮減等に向けた検討を進めますとともに、広域公園に求められる役割につきまして、広く地域の皆様から御意見を伺い、公園を利用される方々のニーズに柔軟に応えられる魅力あふれる公園となるよう取り組んでまいります。

○**桐木茂雄委員** 釧路地域における新たな道立広域公園の整備については、もう皆さんも御存じだと思いますけれども、平成13年から20年を超える長きにわたって、期成会の総意として、白糠町泊別地区を建設予定地とした整備要望を行ってきております。

また、昨年は、釧路市ですとか、白糠町、弟子屈町、鶴居村、厚岸町を含めて、釧路地域全体として白糠町に道立広域公園の整備を求める横断幕を役場に掲げております。

釧路市の市民団体による公園誘致ポスターの掲示ですとか、署名活動も行われ、釧路地域の官民が一体となってこの整備要望を進めてきているということは、御理解いただいていると思っております。

このような中で、先ほども申し上げましたけれども、鈴木知事は、これを公約に掲げて道民の皆様からの負託を受けて当選されているのです。

この道立広域公園の新規整備については、我が自由民主党・道民会議においても、2023年の政策集にもしっかりと掲げさせていただいております。後で見ていただきたい。

そして、これは重要案件でありますので、具体的なビジョンを示していただく必要がこれから十分にあると思っておりますし、建設部でもいろいろな検討を進めてきた案件であるというふうに思いますけれども、残念ながら今の部長の答弁では明確な答弁と言えないと私は思うのです。

新規公園の整備は、鈴木知事の公約の案件でありますので、どのようにこの公約を達成するのか、時間との勝負ということも含めて、知事御本人から伺いたいと思います。委員長におきましてはそのお取り計らいをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○**佐藤禎洋委員長** 桐木委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

淵上綾子君。

○**淵上綾子委員** 通告に従い、順次質問いたします。

初めに、人材確保について、これまで議会で何度も取り上げられておおり、建設業の人手不足は深刻な状況で、対策は喫緊の課題です。

帝国データバンクが5月に発表した調査で、建設業界の人手不足による倒産が急増していることが示されました。若手の入職が進まず、高齢化が進み、後継者不足により廃業を余儀なくされるケースも多いと聞きます。廃業等がそのまま進み、建設業が縮小すれば、道路などのインフラの整備、除雪体制などに深刻な影響が出ます。

道は、建設業界の人手不足にどのように対策していくか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設業担当局長千葉正彦君。

○千葉建設業担当局長 担い手の確保などについてであります。本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、依然として厳しい状況が続いており、地域の安全、安心や経済、雇用を支える建設産業が担う重要な役割を十分に果たせなくなることが懸念されるところでございます。

このため、道では、本年3月に新たに策定した「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」におきまして、担い手の確保育成を早急に解決すべき重点課題と位置づけ、週休2日の導入促進などによる働き方改革、ICTに精通した技術者育成への支援などによる生産性の向上、高校生との意見交換や就業体験などによる魅力の発信を施策の柱として、建設産業の持続的発展に向け、取組を展開してまいります。

○淵上綾子委員 次に、賃金について、2024年問題に伴う賃金に関する課題について伺います。

さきの我が会派の代表質問への答弁に、働き方改革として、長時間労働の是正や週休2日を促進するとの答弁がありました。

一方で、仕事時間が減って給料が減るとの声があります。仕事時間が減り賃金が減ることによる離職や入職の減少は回避すべき課題です。どのように対策するのか、伺います。

○千葉建設業担当局長 適切な賃金水準の確保についてであります。道では、公共工事の設計労務単価を11年連続で引上げし、こうした労務単価の上昇が確実に技能労働者等の賃金引上げにつながるよう、毎年、建設業団体等に対し、下請業者を含めた適切な賃金水準の確保について要請を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を進め、技能労働者等の適切な賃金水準を確保し、離職の防止や入職の促進を図ってまいります。

○淵上綾子委員 道では、知事をトップとした北海道こども政策推進本部を先月30日に設置しており、建設部長も本部員として参加すると承知をしています。

国では、こども未来戦略方針において、若い世代の所得を増やすことに取り組むとしていますが、若手の入職の増加に向けて取り組んでいる建設部も例外ではないと思います。建設業担当局長の考えを伺います。

○千葉建設業担当局長 適切な賃金水準の確保などについてであります。建設産業への若年労働者の入職を進めていくためには、適切な賃金水準の確保とさらなる処遇改善を図ることが重要であると考えているところでございます。

このため、建設部では、若年労働者の賃金引上げと社会保険への加入徹底を建設業団体等に対

し要請しているところでございます。

道といたしましては、今後も、こうした取組を進め、建設産業における担い手確保に努めてまいります。

○**淵上綾子委員** 次に、雪害対策への影響について伺います。

道路の除排雪については、その多くを建設事業者が担っていますが、昨シーズンの記録的な大雪の際には、現場で作業されている方々の大変な御努力をもってしても除排雪が追いつかず、道民の生活に大きな支障が出ました。

今シーズンは、雪が少なかったため大きな混乱はありませんでしたが、昨シーズンのような雪が降った場合に本当に対応できるのかと住民から声が上がっています。

昨年6月に北海道防災会議に報告された、令和4年2月の札幌圏の大雪に係る検証報告では、各道路管理者との連携とあるものの、どのぐらいの人手があれば昨シーズンのような雪に対応できるというような具体的な数値は示されておらず、不安を抱える住民に説明ができません。

どのぐらいの人手が必要と考えるのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 維持担当課長黒田健一君。

○**黒田維持担当課長** 大雪に備えた除雪体制についてでございますが、適時適切な除雪を行っていくために、除雪事業者の人材を確保することは大変重要であることから、道では、適切な労務単価の設定による賃金水準の確保などに努めているところでございます。

また、「令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る関係機関の対応検証と今後の対応策に関する報告書」では、国や札幌市など他の道路管理者との連携を強化することとされており、昨年度の降雪期前には、除排雪に関する連絡調整会議を開催し、除雪体制や除雪機械の保有台数のほか、大雪に備えた雪堆積場の確保状況などについて、情報共有を図ったところでございます。

今後とも、関係機関との連携を一層強化し、冬季の安全、安心な道路交通の確保に努めてまいります。

○**淵上綾子委員** 昨シーズンと同じような雪が降っても大丈夫なのでしょうか。住民の不安を払拭するために、力強く大丈夫だと言っていたきたい、部長から答弁をいただきたいと思えます。

○**佐藤禎洋委員長** 建設部長白石俊哉君。

○**白石建設部長** 大雪への備えについてであります。今年度も、昨年度と同様、降雪期前に、道路管理者などの関係機関で構成します除排雪に関する連絡調整会議を開催いたしまして、除雪体制や除雪機械の保有台数のほか、大雪に備えた雪堆積場の確保状況等について情報共有するなど、関係機関との連携を一層強化いたしまして、冬季の安全、安心な道路交通の確保に万全を期してまいります。

○**淵上綾子委員** ありがとうございました。

住民の皆様は、部長がそのように言っていたとお伝えさせていただきたいと思えます。

次に、建設業の他業種との競合について伺います。

人手不足は、建設業だけではありません。学校、医療、福祉、農業、接客業など、多くの職場で人手が不足しており、さらには、ラピダスに人手を持っていかれるのではないかとの懸念の声も上がっています。

そのような中で人材を確保していくには、競合する中でも、建設業が選ばれるための取組、もしくは、新たな人材の掘り起こしや道外からの入職が必要となります。

他業種との競合の中で、どのように建設業の人材を確保していくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設業担当課長多羽田元己君。

○多羽田建設業担当課長 建設業の人材確保についてでございますが、建設産業への入職促進には、就業環境の改善やイメージアップを図る必要があると認識しております。

このため、道では、長時間労働の是正などの就業環境改善に向けた講習会などを実施する建設業団体へ支援しているほか、建設現場の疑似体験を行う建設産業ふれあい展の開催や、工業高校において、生徒と若手建設業就業者との意見交換会、ドローンの操縦体験を行う講習会などを実施してきたところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組を進めるとともに、高校生との意見交換会について、対象を普通科高校へ広げるなどして、関係団体等と連携し、建設産業の魅力発信に努めてまいります。

○淵上綾子委員 次に、女性人材の確保について伺います。

建設業の就業者に占める女性の比率は、全産業に比べて低い水準ですが、機械の操作などは、筋力とは関係ないことから、現場で重機を操作する女性も少なからずいらっしゃいます。

SNSなどで「#重機女子」という投稿も多く見られ、建設業の魅力発信につながっています。

事業者のこうした取組を後押しすることも人材確保につながると考えます。女性人材の確保にどのように取り組むのか、伺います。

○多羽田建設業担当課長 多様な人材の確保についてでございますが、女性の入職や定着を促進するためには、建設産業の役割や魅力を発信することが重要であることから、道では、建設産業女性活躍推進セミナーを開催しているほか、建設現場で働く女性の技術者や重機オペレーターの活躍などを道のホームページ等を活用して広く発信してまいります。

また、女性が建設産業において活躍できるよう企業が積極的に取り組むことも重要であることから、道では、入札参加資格や総合評価落札方式において、女性の活躍支援などに積極的に取り組んでいる企業を加点評価する取組を行っているところでございます。

○淵上綾子委員 多様な人材を確保していくには、受け入れるための準備をしておくことが必要です。

令和4年第2回定例会予算特別委員会で、建設部に、にじいろガイドブックについて質問しました。周知を図るとの答弁でしたが、どのような形で周知をし、今後どのように人材確保につなげていくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設管理課長牧野幹芳君。

○牧野建設管理課長 にじいろガイドブックについてであります。このガイドブックは、性の在り方の多様性を理解し、認め合う職場づくりを目的といたしまして、道が策定したものであり、より多くの方々に性の多様性への理解を深めていただくためには、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進することが必要であることから、建設部としましては、関係団体等を通じて、各企業にガイドブックの周知を行うとともに、各地方建設業協会に対して、直接伺って説明を行ってきたところでございます。

今後、関係団体等と連携し、建設業における多様な人材の確保に向けて取り組んでまいります。

○瀧上綾子委員 道では、今年2月から北海道人権配慮企業登録・紹介制度を開始しています。

職場で多様な人の人権に配慮され、働いている方やこれから就職する方が不当に排除されることなく働けることは、本人のみならず、事業者にとっても、社会全体にとってもプラスになる、三方よしと考えますが、建設部の対応について伺います。

○牧野建設管理課長 北海道人権配慮企業登録・紹介制度についてでございますが、この制度は、女性や子ども、高齢者などの人権への配慮が企業の評価や信頼性を高めることへの理解を広げていく制度であり、道内の建設産業においても、企業価値の向上や人材の確保育成などが期待されるところであります。

建設部としましても、関係団体を通じて、この登録・紹介制度の周知を図ってまいります。

○瀧上綾子委員 ありがとうございます。

しっかりと人材確保につながるように周知をよろしく願いいたします。

人材確保について質問してまいりましたが、先ほど申しましたとおり、人手不足は建設業だけの課題ではありません。この件については、改めて知事に質問したいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどをよろしく願いいたします。

次に、道営住宅の入居要件について伺います。

同性カップルの入居を認めている市町村数についてでありますけれども、道営住宅の入居要件が改定され、同性カップルも入居可能となりましたが、市町村の意向を踏まえた運用とされており、入居できない市町村もあります。

道内の幾つの市町村で入居可、入居不可なのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 住宅管理担当課長佐々木永典君。

○佐々木住宅管理担当課長 同性カップルの入居についてでございますけれども、道営住宅は、本年4月1日時点で52市町に所在しており、このうち、札幌市や函館市など、8市において入居を認めているところでございます。

なお、残りの市町につきまして、入居に向けた意向確認などを行ってまいりましたが、現在のところ同性カップルの入居は認められていないところでございます。

○瀧上綾子委員 入居できない市町村に今後どのように働きかけていくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 住宅局長高橋信二君。

○高橋住宅局長 今後の取組についてであります。道では、多様化するニーズへの対応や地域が抱える課題解決に向けて道営住宅を活用できるよう、昨年10月に関係規定を改正し、入居者資格を拡大したところでありまして、11月から、市町村に対して制度の趣旨などについて説明するとともに、実施の意向を確認の上、本年1月から新たな制度の運用を開始したところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村に対して、全道会議や、振興局単位で設置されている地域住宅協議会の場などを通じて、入居者資格拡大の目的などについて改めて説明するなどして、現在入居を認めていない市や町に対して、道の制度の趣旨について御理解いただけるよう努めてまいります。

○淵上綾子委員 同性カップルの入居を可とする市町村が増えていくように努めていただきたい、そのことを求め、指摘とさせていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤禎洋委員長 淵上委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 それでは、道有建築物の脱炭素化の推進について伺ってまいります。

先日開催された道議会建設委員会において、道有建築物の脱炭素化指針の案について報告があったところですが、指針の内容や道有建築物の脱炭素化の取組について、順次伺ってまいります。

まず、このたび取りまとめた道有建築物の脱炭素化指針の策定の目的や位置づけについて伺います。

○佐藤禎洋委員長 施設整備・脱炭素化担当局長佐藤匡之君。

○佐藤施設整備・脱炭素化担当局長 指針の目的などについてであります。道が自らの事務事業に際し排出する温室効果ガスの抑制等を図るため策定いたしました「道の事務・事業に関する実行計画」では、2030年度における温室効果ガスの排出量を、2013年度に比べて50%削減する目標を掲げているところでございます。

指針では、この目標の達成に向けまして、道有建築物の脱炭素化を推進することを目的としているほか、道の取組の成果を周知することによりまして、市町村や民間事業者による建築物の脱炭素化の促進を図ることとしております。

また、道では、庁舎や学校など多くの施設を様々な部局で管理しておりますことから、改築や改修における基本的な方針や導入する技術等に関する庁内の統一的な考え方といたしまして、この指針を定めたところでございます。

○藤井辰吉委員 指針の対象とする道有建築物やそれらの建築物から排出される二酸化炭素の状況はどのようになっているのか、道有建築物の現状について伺います。

○佐藤禎洋委員長 施設整備・脱炭素化担当課長菅原誠君。

○菅原施設整備・脱炭素化担当課長 道有建築物の現状などについてでございますが、指針において対象とする庁舎や学校などの道有建築物は、令和3年度末で約1万2000棟、床面積では約450万平米となっているところでございます。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、道が国に報告している施設のエネルギーの使用状況から、暖房などの空調や照明など、建築物の設備からの二酸化炭素排出量を推計した結果、約13万2000トンと算定したところでございます。

○藤井辰吉委員 施設の現状や二酸化炭素の排出状況を踏まえ、道有建築物の脱炭素化を図るに当たり、どのような課題があると考えているのか、伺います。

○菅原施設整備・脱炭素化担当課長 脱炭素化に向けた課題についてでございますが、道有建築物のうち、改築等を判断する目安となります建築後40年以上が経過した施設からの二酸化炭素排出量は、全体の約4割を占めてございまして、これらの老朽化した施設の改築におきまして大幅な省エネルギー化を図ることが課題となっているところでございます。

また、建築後40年未満の施設につきましては、暖房などの空調や照明からの二酸化炭素排出量が特に多いことから、今後、計画的な修繕や改修などの機会に併せて、これらの設備の脱炭素化に取り組む必要があると認識しております。

○藤井辰吉委員 建築物の脱炭素化の取組として、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング、いわゆるZEBとして整備することが有効であると考えますが、指針では、ZEBの整備についてどのように取り組むこととしているのか、また、道有建築物におけるZEBの整備状況はどのようなになっているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 建築整備課長鈴木伸広君。

○鈴木建築整備課長 ZEBの整備についてでございますが、指針では、徹底した省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入などに取り組むこととしており、道有建築物の新築や改築、増築においては、外壁などの断熱性能の向上や設備の高効率化を図るとともに、太陽光発電設備の設置などにより、原則、ZEBとすることとしているところでございます。

また、整備状況といたしましては、令和6年6月の完成に向けて改築を進めている北海道消防学校校舎においてZEB化に取り組むとともに、本年5月に改築工事に着手した室蘭建設管理部苫小牧出張所や、現在設計を進めている中標津合同庁舎などについて、ZEB化に向けて整備を進めているところでございます。

○藤井辰吉委員 すぐに改築することができず、当面は維持管理する必要がある既存施設の脱炭素化について、指針ではどのように取り組むこととしているのか、伺います。

○菅原施設整備・脱炭素化担当課長 当面、維持管理する施設の脱炭素化についてでございますが、指針では、計画的な修繕や長寿命化改修に併せて、外壁や窓などの断熱性能の向上や設備の高効率化などにより脱炭素化を推進することとしているところでございます。

具体的には、比較的容易に改修が可能な照明設備のLED化に取り組むほか、二酸化炭素排出

量が多い暖房などの空調設備につきましては、エネルギー効率の高い機器に更新することや、配管の保温の強化、窓を断熱サッシに交換することなどによりまして、省エネルギー化を図ることとしているところでございます。

○藤井辰吉委員 指針では、木材利用の推進による炭素の長期固定化を基本方針に挙げていますが、建築物における木材利用の推進がどのように脱炭素化につながるのか、また、どのように木材利用を推進するのか、伺います。

○菅原施設整備・脱炭素化担当課長 木材利用の推進についてでございますが、国が定めた「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」では、森林は、大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は、長期間にわたって炭素を貯蔵できることなどから、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものであるとされているところでございます。

このため、指針では、改築等においては、可能な限り木造建築物として整備することや、壁などの内装を木質化するなどの取組を進めるとともに、その際には、道産木材を積極的に活用することとしているところでございます。

○藤井辰吉委員 道では、多くの建築物を所有しており、庁内が一丸となって取り組まなければ、脱炭素化は非常に困難であると考えます。

さらには、道の建築物だけではなく、市町村、民間の建築物の脱炭素化も、ゼロカーボン北海道の実現に向けては不可欠であると考えます。

道は、指針に基づき、本道の建築物の脱炭素化推進に今後どのように取り組むのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 建設部建築企画監細谷俊人君。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。指針の策定に当たりましては、知事部局のほか、教育庁、道警本部の各関係課で構成いたしますゼロカーボン北海道推進本部のワーキングにおきまして議論し、取りまとめたところであります。

道では、引き続き、庁内で連携して、この指針に基づき、改築等におけるZEB化や改修等による省エネルギー化を図り、道有建築物の脱炭素化を着実に進めてまいります。

さらに、市町村や民間の建築物の脱炭素化を推進するため、道が昨年4月に設置いたしました「DOゼロカーボン建築サポートセンター」による研修会やホームページを通じて、道の成果や知見を広く共有することにより、建築物の脱炭素化に向けた取組を全道へ普及展開してまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 ありがとうございます。

道有建築物の脱炭素化の推進については、以上で終わらせていただきたいと思います。

続きまして、住宅分野のゼロカーボン化の推進について質疑をさせていただきます。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、各分野での取組を進めているところであり、本

【第2分科会 7月7日 第2号】

定例会において、道は、ゼロカーボン北海道推進基金を活用し、脱炭素化に資する住宅の普及を目指す、住まいのゼロカーボン化推進事業を含む補正予算を提案しています。

冬季の暖房エネルギー消費量が多い本道では、住宅分野での取組が非常に重要と考えていますので、以下、住宅分野のゼロカーボン化の推進について伺います。

本定例会に補正予算案として提案されている、住まいのゼロカーボン化推進事業は、具体的にどのようなものなのか、事業の概要を伺います。

○佐藤禎洋委員長 建築指導課長清水浩史君。

○清水建築指導課長 住まいのゼロカーボン化推進事業についてでございますが、本事業は、省エネ性能の高い新築住宅の取得のほか、既存住宅や町内会館など、多くの住民が利用する集会場の省エネ改修等を対象としており、市町村が行う補助に対して、その2分の1を上限に限度額の範囲内で道が補助するものであり、本定例会において、全体事業費として1億4100万円を予算計上したところでございます。

新築住宅につきましては、北方型住宅をベースに、再生可能エネルギーや道産木材の活用などを取り入れた「北方型住宅ZERO」の取得を補助の対象とし、既存住宅、集会所等につきましては、高断熱窓への更新や外壁などの断熱改修、高効率給湯器の設置といった省エネ改修のほか、太陽光パネルと蓄電池設備を設置する場合を対象としているところでございます。

○藤井辰吉委員 この事業は、市町村に補助制度があることが前提とのことですが、現在、省エネ住宅の新築や改修に対して補助を行っている市町村はどの程度あるのか、伺います。

○清水建築指導課長 市町村における補助制度についてでございますが、道や関係団体が昨年度行った調査では、省エネ性能の高い住宅の新築や購入につきましては19市町村で補助制度があり、省エネ改修につきましては66市町村、太陽光パネルの設置につきましては47市町村で補助制度を有しているところでございます。

○藤井辰吉委員 市町村に補助制度があることが前提で、現状、どのぐらいの市町村が補助制度を有しているかについては御説明いただきましたけれども、北海道のこの推進事業におきまして、今後、この事業の対象となる市町村を増やしていく必要があるものと考えますが、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 住宅局長高橋信二君。

○高橋住宅局長 市町村との連携についてであります。道では、住宅の脱炭素化に向け、本事業の目的や内容を理解いただき、多くの市町村において活用していただくことが重要と考えてございます。

このため、本定例会での予算成立後、速やかに市町村を対象とした説明会を開催するとともに、円滑に事業を導入できるよう個別に助言を行うほか、全道会議等のあらゆる機会を捉えて本事業の周知に取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 その事業体である市町村を増やしていくというところについて今伺ったのですが、そもそも、自治体で補助制度が今後増えていって、手広くなっていったところで、

今度は、住宅がこの対象になるわけですから、住宅を建てようとするユーザーの方をいかに増やしていくかというところまで言及していかなきゃいけません。

この事業の対象となる市町村を全道に広げることも重要ですが、実際に住宅を建てたり、リフォームを行ったりするユーザーの方々にこの事業を使ってもらうことが何よりも重要であると考えます。

事業の周知について、どのように取り組むのか、伺います。

○高橋住宅局長 ユーザーへの周知についてであります。道では、省エネ性能の高い「北方型住宅Z E R O」や既存住宅の省エネ改修などにより得られる快適性や経済的なメリットなどをユーザーの方々に知っていただくことが、本事業の周知を図る上で重要と考えてございます。

このため、道のホームページやSNSなどの広報媒体のほか、本年9月に開催予定の「ほっかいどう住宅フェア2023」において、住宅の省エネ化等による効果と併せて、本事業を広く周知するとともに、住宅の取得や改修などを検討されている方々に向けて、市町村や金融機関、住宅事業者等と連携し、情報提供を行うなど、本事業の活用促進に向け取り組んでまいります。

○藤井辰吉委員 今の御答弁の中で、金融機関という話も出ましたが、そもそも、この事業自体は、北海道が各市町村の補助金を補っていくということで、直接ユーザーにわたるものではないので、あくまで北海道の立場としては市町村を補うというところに着眼されているはずです。

今、金融機関のお話が出ましたけれども、ユーザーに、より家を建てたいな、リフォームをしたいなというふうに思っていたくためのゼロカーボン化に資する高性能住宅は、建設コストが増えることから、住宅を取得するユーザーの負担軽減が重要と考えます。

昨年10月には、北洋銀行において、住宅ローン手数料の優遇措置が開始されたと承知していますが、その後の金融機関と連携した取組の状況はどのようになっているのか、伺います。

○清水建築指導課長 金融機関との連携についてでございますが、道では、北方型住宅の普及推進を図るため、金融機関と連携し、住宅取得者等の負担軽減について検討してきたところであり、北洋銀行においては、昨年10月から、住宅ローン手数料の優遇措置が設けられ、さらに、本年7月からは、「北方型住宅Z E R O」など、Z E H水準以上の省エネ住宅を対象とした住宅ローン金利の優遇措置が開始されたところでございます。

引き続き、他の金融機関などとも連携した取組を協議してまいります。

○藤井辰吉委員 住宅分野の脱炭素化を進めるためには、道民の皆様に北方型住宅などの高性能住宅をもっと知っていただく必要があります、それが重要と考えます。

昨年の第3回定例会予算特別委員会の総括質疑では、その具体的な取組として、南幌町において北方型住宅ゼロカーボンモデル団地を展開する予定であると知事が答弁されておりますが、その後の取組状況について伺います。

○清水建築指導課長 モデル団地の取組についてでございますが、道では、「北方型住宅Z E R O」を普及推進するため、南幌町においてモデル団地の取組を展開しており、本年3月から6月末まで事業者を募集した結果、地域工務店と建築家の事業者グループ11組から応募があったとこ

るでございます。

今後、各グループの設計プランを基にオーナーを募集し、決定次第、建設に着手することとしており、完成時には、オープンハウスとして多くの道民の皆様や住宅事業者の方々に見学いただき、住宅の脱炭素化への様々な取組に理解を深めていただく考えでございます。

○藤井辰吉委員 モデル団地ということで、今、事業者が手挙げをしている状態ということであり、オーナーを募集して、モデル団地でありますので、ただただ住むということだけではなくて、北方型住宅というのがどういう役割だとか意義を持っているのかということを知っていただくため、オーナーの皆様には御協力をいただくという立場ですので、それらへの補填といえますか、ちょっとした協力に対するメリットも少し提示しながら広めていただきたいなど。それをもって、今後、脱炭素化、ゼロカーボンに御協力いただける道民の皆様を募っていただけたらと思いますので、そこは積極的にお願いしたいなと思います。周知、発信に力を入れていただきたいと思います。

それでは、ここまで住宅分野の脱炭素化の取組について伺いました。

道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減することを目標に掲げています。その達成のためにも、住宅の脱炭素化をさらに進めていく必要があるものと考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○細谷建設部建築企画監 今後の取組についてであります。積雪寒冷な本道では、住宅分野における温室効果ガスの排出割合が温暖な地域に比べて大きいことから、ゼロカーボン北海道の実現に向けました住宅の脱炭素化は重要な課題と考えております。

このため、道では、南幌町におきまして「北方型住宅ZERO」のモデル団地の取組を開始したほか、金融機関と連携した住宅取得者等の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を進めますとともに、住まいのゼロカーボン化推進事業の活用を促進するほか、今後、他の地域におけるモデル団地の展開を検討するなど、住宅分野の脱炭素化の取組を全道に広げてまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 ゼロカーボン北海道の実現に向けての取組で、まず、補助制度として各市町村に北海道のほうから制度を拡充というか、手広く展開していき、各市町村に御協力いただきながら、今度は北海道の住民の皆さんに協力をいただくということでもあります。そのための周知の方法等々、段階的なお話を伺ってきましたけれども、先ほどの発言の中にありましたように、道庁も、北海道も一丸となって取り組まなければ実現できないと思いますので、それを北海道民の皆様にも手広く周知していくという大変さはあると思いますが、ぜひとも着実に進めて、ゼロカーボン北海道を実現していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

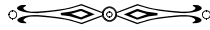
○佐藤禎洋委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、建設部及び収用委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩



午前11時2分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 水産林務部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 それでは、順次質疑をさせていただきます。

水産系廃棄物の対策について、まず、質疑を行わせていただきます。

漁業は、自然と共存し、水産資源を利用する産業であり、環境と調和した生産活動が求められています。

漁業においては、漁網やロープ、ブイなど、漁具に多くのプラスチック素材が使用されており、生産性向上に大きく貢献してきました。

水産加工業から排出されるホタテガイの貝殻は、リサイクル原料として再利用されている一方で、漁網やロープなど漁業者が排出する漁業系廃棄物については、再利用が進んでいないと聞いています。

リサイクルに向けた取組を推進することにより、漁業におけるカーボンニュートラルの推進にもつながると考えていますので、以下、何点か伺います。

ホタテ貝殻やヒトデのほか、漁具を含む水産系廃棄物の発生量やリサイクルの用途、循環利用率について、どのようになっているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 水産系廃棄物の発生量等についてであります。道が毎年実施している水産系廃棄物発生量等調査では、ホタテ貝殻や魚類残渣、付着物など、生物由来の廃棄物に、漁網やロープなどの漁具を加えた水産系廃棄物の令和3年度発生量は29万3000トンで、このうち、ホタテ貝殻が11万3000トンと最も多く、次いで、魚類残渣等、付着物と続いているほか、漁具は1300トンとなっております。

また、廃棄物が再利用されている割合を示す循環利用率は、全体で94.5%となっており、このうち、ホタテ貝殻のほぼ全量が土木工事の暗渠資材や土壌改良材に、魚類残渣や付着物、ヒトデの約9割が肥料等に再利用されている一方、漁具の再利用は26.3%にとどまっており、7割を超える漁具が埋立てや焼却処分されております。

○藤井辰吉委員 全体で言うと95%近くが再利用されているにもかかわらず、漁具の再利用率が2割5分にとどまっているということで、漁具の再利用割合はすごく低いところでございます。

ホタテ貝殻などに比べて漁具の循環利用率が非常に低くなっているとのことですけれども、その要因について伺います。

○佐々木水産振興課長 漁具の循環利用率についてであります。漁具を再利用するためには、貝殻や海藻などの付着した生物や塩分を取り除いて、鉛、ナイロン、ポリエステルなどの複数の素材ごとの分別が必要なほか、リサイクル工場への運搬費や再生ナイロン樹脂への加工費などの経費がかさむことから、漁業現場における作業や費用の負担が大きく、廃棄物となった漁具の大部分が、素材ごとの分別が不要で安価な埋立てや焼却により処分されているため、循環利用率が低いものと考えております。

○藤井辰吉委員 要因としては、加工費などの経費がかさむとか、その他もろもろあると、今御説明いただきましたが、この漁具のリサイクルが進まない要因を踏まえて、道として、リサイクルの推進に向けて、これまでどのような取組を進めてきたのか、伺います。

○佐々木水産振興課長 漁具のリサイクルに向けた取組についてであります。北海道漁連では、「脱・抑プラスチック運動」を展開し、漁業現場における漁具の分別、回収など、効率的な処理体制の構築を目指し、取組を進めているところであります。

一方、道においても、水産系廃棄物の適正処理やリサイクルの取組を推進していますことから、北海道漁連や再資源化のノウハウを有する企業と連携し、昨年度、廃棄された漁網を対象としたリサイクル実証試験に取り組み、分別等に要する作業の簡素化や処理経費削減に向けたマニュアルを作成し、全道の漁業者や漁協を対象に説明会を開催するとともに、北海道漁連等が行う再生ナイロン樹脂を使用した漁業用かっぱや、スニーカー、ランドセルなどの製品を広く紹介するなど、漁業者の環境意識の醸成や漁具のリサイクルの取組の促進に努めてきたところであります。

○藤井辰吉委員 道だけではなくて、漁連もそこを目指していろいろ取組を進めてきたというお話でしたが、その漁具の再利用等々を踏まえまして、ただ作る、再利用するだけではなくて、それを漁業者や漁協に使っていただくということで、資源の無駄な部分を省きながら、みんなで意識を高めていこうという取組かと思えます。

国内では、資源の再利用やカーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野でリサイクルの取組が進められていると聞いております。ゼロカーボン北海道を掲げる本道において、漁業分野においても、漁網に限らず、様々な廃棄物のリサイクルを積極的に進めていく必要があると考えます。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産基盤整備担当局長藤田瑞代君。

○藤田水産基盤整備担当局長 今後の取組についてであります。本道の水産業が将来にわたり持続的に発展するためには、漁業活動における環境負荷軽減に向けて、水産系廃棄物の循環利用

や適正処理を一層推進することが重要であります。

このため、道では、北海道漁連などと連携し、漁具を対象としたリサイクル実証試験に取り組んでおり、昨年度の漁網に続き、本年度は、ロープを対象に、簡易な処理方法などを開発普及するとともに、本年9月に厚岸町で開催される全国豊かな海づくり大会をはじめ、様々な機会を通じてこうした取組の発信に努めるなどして、廃棄される漁具の循環利用につなげてまいります。

道としては、2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げており、吸収源対策として期待される本道の豊かな藻場を生かしたブルーカーボンの創出に加え、二酸化炭素の排出量の削減につながる廃棄物のリサイクルを積極的に推進し、水産分野における循環型社会の形成とゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 これまで再利用が難しいとされていたというか、循環利用率が低かった分野に言及して、その循環利用率を高めることによって、これから北海道が目指していくゼロカーボンがより実現していきやすくなると思いますので、水産の分野においてもぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

水産系廃棄物の対策については、以上で質疑を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、水産業の振興について伺っていききたいと思います。

本道の漁業生産は、全国のおよそ2割強を占め、道民だけではなく、国民への安全で安心な水産物を提供する大切な役割を担っていますが、アキサケ、サンマ、昆布などの資源が減少し、マイワシやブリなどの漁獲が増加しており、海洋環境の変化に対応した漁業生産の回復と生産体制の充実が必要となっています。

そこで、本道の水産業が抱える諸課題について、二つに分けてお伺いしてまいります。

まず一つ、昆布漁業について、アキサケ、ホタテガイと並ぶ本道の主要魚種である昆布は、だしを取る代表的な食材として、和食に欠かせない重要な水産物です。一方、漁業生産は減少の一途をたどっています。

昆布は、環境、生態系の保全にも貢献するだけでなく、本道の多くの漁業者の経営を支える重要な水産物であり、資源の管理、造成、生産の回復が課題であると考えます。

道における昆布の生産の現状やこれまでの取組、今後の対応などについて伺います。

本道の昆布の生産はどのように推移しているのか、養殖と天然別の生産状況の推移と併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産支援担当課長西川仁君。

○西川水産支援担当課長 昆布の生産状況についてであります。本道の昆布生産量は、北海道水産現勢によりますと、平成元年の3万3000トンをピークに、17年までは2万トン台で推移してきましたが、18年以降、2万トンを下回り、近年では、令和2年、3年が1万2000トン、令和4年は速報値で1万1000トンとなる見込みでございます。

また、養殖と天然別では、養殖昆布は、令和3年までの20年間、4000トンから5000トンと安定

【第2分科会 7月7日 第2号】

した生産となっておりますが、天然昆布は、平成元年の2万7000トンから減少傾向にあり、昨年は8000トンと3分の1程度となっております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 昆布全体の生産量自体も減っているのですが、その中で、養殖のほうはやや安定していて、おおむね減っているのは天然のほうなのかなと思います。

道内の昆布の生産は減少の一途をたどっていますが、その要因についてどのように分析しているのか、伺います。

○西川水産支援担当課長 昆布の減産要因についてであります。本道では、海水温の上昇や栄養塩の不足など、海洋環境の変化による着生不良や成長不良のほか、ウニによる食害や昆布以外の海藻の繁茂などにより、天然昆布の漁場が減少し、生産に影響しております。

また、漁業就業者の減少や高齢化が進む中、昆布は、製品化までに、乾燥や裁断、選別など、多くの手間を要するため、必要な労働力の確保が難しくなっていることも減産の主な要因と考えております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 海洋環境の変化によるということでありました。

私の地元も昆布漁が盛んでありまして、そこは、爆弾低気圧にやられて、そのままちょっと藻場が荒れてしましまして、そこに昆布を食べるウニさんがばばばぱっと入ってきて、そこから磯焼けにはまってしまうと、立ち直れないという状況で、今年は育成状況が少しよくなっているようなのですが、少しずつ回復させながら、手も加えながら、地元でも臨んでいきたいなというところでございます。

昆布の生産回復には、減少要因を踏まえ、対策を講じることが重要と考えますが、道におけるこれまでの取組状況について伺います。

○西川水産支援担当課長 これまでの取組についてであります。道では、昆布の資源増大を図るため、国の事業を活用し、昆布が着生しやすい石材やブロックを設置し、漁場の造成を進めるとともに、漁業者等による昆布以外の海藻の除去やウニによる食害を低減させるための密度管理などの取組に対し支援してきたほか、生産者などからの意見を踏まえ、腰の負担を軽減し、作業の効率化を図るアシストスーツを開発し、実用化してきております。

また、適切な漁場の管理や操業の効率化を目的に、令和2年度から、ICTを活用し、ドローンにより空撮した画像から海藻の種類や分布状況を解析する技術開発のほか、漁業者が共同で水揚げした昆布の乾燥、裁断、選別など、製品化までの一連の工程を、AIを搭載した機械により自動化したシステムの開発に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 恐らく、北海道全体に共通する課題を解決するための取組を道として執り行ってきたのかと思いますが、地域実情というか、その土地ごとの環境にも合わせた取組があれば、もっとその地域の昆布の育成についてより効果が発揮されるのかなと思っております。

養分的な話だと、二価鉄、三価鉄で言うところの二価鉄の分布をあえて多くするとか、あと、川から流れてくる養分の中のフルボ酸鉄が、より養分としてしっかりとした状態で川から海に流れてくるように、砂防ダムだとか、そういうものに対する取組だとか、そういう陸地の取組も必要になってくるのかなと考えております。

個別のそういう部分に、北海道として、全体を管理する立場としては言及していくのがなかなか難しいのかもしれませんが、今後、そういう取組も後押ししていただけたらなというちょっと個人的な見解も述べさせていただきます。

それでは、質疑を続けます。

本道漁業は、回遊魚などの主要魚種の生産が低迷している状況にある中で、昆布の生産回復は、漁業全体の振興を図る上で重要な課題だと考えております。

道は、これまで、生産団体や試験研究機関などと生産減少の要因を検討し、これらを踏まえ、実証試験や技術開発を進めてきています。

昆布の生産回復を図るため、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産成長産業化担当局長村木俊文君。

○村木水産成長産業化担当局長 今後の対応についてでございますが、昆布は、全道の多くの漁業者の経営を支え、漁村地域の維持を図る上でも重要な水産物であり、生産の回復を図るためには、漁場の造成や効果的な利用、管理とともに、水揚げから加工までの一連の作業の効率化を促進していくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、国の事業を活用した計画的な漁場の整備やドローンによる漁場の解析技術の精度向上に取り組むとともに、昆布を製品化する自動化システムを漁業の現場で実証し、普及、定着を図ってまいります。

また、企業と連携をしまして、製造工程を大幅に簡素化し、生のまま工場に搬入してつくだ煮などに加工したり、新たに、健康食品や化粧品向けにアルギン酸を抽出し、原材料としての利用方法を検討するなど、今後の資源増大と生産回復に向けた取組を一層推進し、本道漁業の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 生産のほうにつきまして、今、昆布を主体的に聞いてまいりましたけれども、漁業振興全体に対して有用な、この昆布の藻場、漁場の造成になお力を入れて、生産回復と消費拡大に結びつけていただきたいと思います。

それでは、続きまして、消費のほうにつきまして言及させていただきたいと思っております。

水産物の消費拡大について質疑をさせていただきます。

水産物の消費拡大についてですが、本道は、全国を代表する水産物の生産地であり、安全で良質な道産水産物が国民の食生活を支えている一方、魚介類の消費量が減少する、魚離れが以前から言われています。

今定例会の我が会派の代表質問においても、水産物の安定供給に関し質問したところですが、

【第2分科会 7月7日 第2号】

漁獲量が増加傾向にある水産資源を有効に活用していくことは重要な取組であると考えます。

以下、道産水産物の消費拡大について伺います。

近年、道内では、ブリやマイワシの漁獲量が増加していますが、これらの漁獲量の推移について伺います。

また、これらの魚価は、道外と比較してどの程度なのか、併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 ブリやマイワシの漁獲量の推移についてであります。北海道水産現勢によりますと、ブリの漁獲量は、平成22年までは1000トン前後で推移し、最大で3400トンの漁獲量でしたが、23年に7000トンを超えてからは、1万トン前後で推移し、令和4年の速報値では9450トンとなっております。

また、マイワシは、平成22年までは600トン未満でしたが、29年に10万トンを超えてから急増し、令和4年は23万9500トンと、いずれの魚種も、近年、漁獲量が大幅に増加しております。

魚価については、農林水産省の統計によりますと、令和3年の天然ブリは、全国平均がキログラム当たり239円に対し、道内は172円、マイワシは、全国平均が41円に対し、道内は31円と、いずれの魚種も全国平均を3割程度下回っております。

○藤井辰吉委員 漁獲量は増えているという説明の中で、さらには、全国平均の魚価で見ると、3割程度低いということですが、全国と比較して魚価に差があるようでは、その要因について、道としてはどのように捉えているのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 魚価の差の要因についてであります。総務省の家計調査によりますと、本道における令和3年の1世帯当たりの購入量は、ブリが673グラム、マイワシが164グラムと、いずれの魚種も全国平均の4割程度にとどまるなど、家庭での消費は依然として少ない状況でございます。

一方、本州では、ブリやイワシの産地が消費地に比較的近く、高鮮度で品質のよいものが流通する体制が古くから確立しており、飲食店や家庭内で食べられる機会が多いことなどが価格差の主な要因と考えております。

○藤井辰吉委員 魚価が全国平均よりも低い要因につきましては、要するに需要が少ないと。その需要というのは、要するに、消費が少ないということだと思いますけれども、消費が低迷するなどの要因の解消には、道内でも積極的に消費してもらうことが重要だと考えます。

道として、どのように取り組んできたのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 これまでの取組についてであります。道では、近年、道内で漁獲量が増加している資源の有効利用を図るため、まずは道民の皆様に食べていただく機会を増やすことが重要と考え、令和元年にマイワシの産地である釧路市、2年からは主要消費地である札幌市や旭川市など、全道7都市の飲食店において、マイワシのオリジナル料理を提供する「Oh!! さかなフェア」を開催するとともに、量販店において、家庭向けに作成した料理レシピを配布するなど、消費拡大に取り組んできたところでございます。

さらに、一昨年からはブリとニシンを加え、昨年は北見市と江別市を加え、9都市を中心に開催地域を道内全域に拡大したところであり、来店者からは、脂乗りがよく、思った以上においしい、料理の参考にしたいなどと好評であり、参加店舗からは、評判がよいので、引き続き、料理を提供したいなどの前向きな御意見を数多くいただいたところでございます。

○藤井辰吉委員 魚価の安定のためにも、消費の拡大を推進していく、要するに、消費が拡大しない、消費が減少していく、そんなに求められていない要因を分析しながら、消費を拡大していくことは大事だと思います。

海洋環境の変化などから、これまで取れていなかった魚種が取れるようになっていきます。こういった魚種を有効に活用することが重要であり、食べ方をしっかりと提案するなど、消費拡大につなげるべきと考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 水産物の消費拡大に向けて、今後の取組についてでございますが、コロナ禍から回復基調にある社会経済情勢を追い風に、水産物の消費拡大につなげていくためには、ホタテガイやアキサケといった本道の主要魚種はもとより、近年、漁獲量が増加しておりますブリやマイワシ、ニシンなどを対象に、国内外で消費拡大を図っていくことが重要です。

このため、道では、ブリやマイワシなど、「Oh!!さかなフェア」の参加店舗を昨年の300店舗からさらに拡大して開催するとともに、家庭向けに作成しました、簡単においしくできる料理レシピを道内量販店で配布するほか、SNSや公式ウェブサイトなどを活用したレシピや店舗の情報の発信などに取り組んでまいります。

また、道総研水産試験場が開発しました、骨まで食べられるニシンの加工品やマイワシの高鮮度保持技術マニュアルを活用し、国内での流通を促進するほか、海外では、上海や香港において、家庭で食べられるイワシやニシンの加工品のプロモーションを行うなど、国内外での取組を一層推進し、道産水産物の付加価値向上や消費の拡大に努め、本道水産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 ありがとうございました。

漁業の振興について、北海道にとっては大きな産業の礎になると思いますので、鋭意取り組んでいただきたいと思います。

これで質疑を終わらせていただきます。

○佐藤禎洋委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

淵上綾子君。

○淵上綾子委員 私も、マイワシは好きでして、積極的に食べたいと思います。

初めに、ALPS処理水について伺います。

ALPS処理水の海洋放出について、風評被害が発生した場合には、国の責任において対策が講じられることが必要と答弁されています。

【第2分科会 7月7日 第2号】

風評被害が既に生じている事業者もあると聞いております。諸外国の受け止め、動向について伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 諸外国の受け止めなどについてであります。ALPS処理水の海洋放出計画をレビューしていた国際原子力機関——IAEAは、7月4日、計画は国際的な安全基準に整合的であり、人や環境への放射線の影響は無視できるものなどとする包括報告書を公表したところでございます。

報告書の公表に先立ち、本年5月に開催されたG7広島サミットの首脳声明において、ALPS処理水の安全性を評価するIAEAのレビューを支持するとの文言が盛り込まれており、また、報道によりますと、韓国は報告の結果を尊重するとしておりますが、中国においては、海洋放出に対し重大な懸念を表明しているものと承知しております。

○淵上綾子委員 今定例会で、道は、風評被害の実態に応じた機動的な対策について粘り強く求めるという答弁をしていますが、海洋放出を再検討することを粘り強く求めるべきではないかと思えます。所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長津久井潤君。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 海洋放出についてであります。国では、福島第一原発の廃炉を進めるためには、ALPS処理水の処分は避けて通れない課題であるとして、有識者による検討などを行った上で、海洋放出が現実的と判断し、安全確保、風評対策や理解醸成に係る各取組を進めていると承知しております。

道といたしましても、海洋放出に当たっては、安全性の確保を大前提に、風評を生じさせない取組の徹底が重要と認識しており、これまで、道内の漁業団体の方々からの要請も踏まえ、国に対し、国民や諸外国への説明と理解促進、安全性の確保、風評被害の防止などについて度重なる要望を行ってきたところであります。

今後、国においてそうした取組を講じてもなお風評被害が発生した場合には、道としては、国の責任において、被害の実態に応じた機動的な対策が講じられることが必要と考えており、引き続き、粘り強く国に対応を求めてまいります。

以上でございます。

○淵上綾子委員 北海道の水産業を守る強い決意が求められている局面だと思えます。改めて知事に直接伺いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、水産業の振興について伺います。

初めに、漁港整備についてですが、古い漁港では岸壁及び護岸が老朽化しており、放置していると漁労活動が制限され、水揚げの減少を招くおそれがあります。

また、海流や強風などによる漂砂の堆積から、漁船等の船底の擦り傷めや接触による乗組員の安全操業に支障を来している実態もあり、定期的なしゅんせつなどを求める要望が各地域から寄せられています。

道では、圏域総合水産基盤整備事業計画を策定していますが、計画においては、水産物の生産や流通に一体性を有する圏域を42に区分し、圏域ごとの漁港の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の方向性を定めています。

これまでの主な取組について伺います。

○佐藤禎洋委員長 漁港漁村課長山本明宏君。

○山本漁港漁村課長 これまでの取組内容についてであります。道では、令和4年4月に圏域総合水産基盤整備事業計画を策定し、漁業の状況を踏まえ、四つの圏域を設定し整備を進めているところでございます。

主な事例としましては、衛生管理の強化を図る流通拠点型圏域として、浜頓別町の頓別漁港において、ホタテガイの水揚げのための屋根つき岸壁や取排水施設の整備、離島における生産の安定化を図る外海離島型圏域として、利尻町の新湊漁港において、防波堤や岸壁の整備や補修、生産の効率化を図る生産力向上型圏域として、泊村の盃漁港において、航路の安全確保のための防波堤の改良、養殖業の生産の安定化を図る養殖・採貝藻型圏域として、伊達市の伊達漁港で、漁船の大型化に対応した航路、泊地のしゅんせつを行っているほか、道内各地において、漁港施設の長寿命化やしゅんせつなどの機能保全を行っているところでございます。

○淵上綾子委員 老朽化が著しい漁港施設の機能回復は極めて重要です。

機能保全計画の見直しも指摘されていますが、どのように進めていこうと考えているのか、伺います。

○山本漁港漁村課長 漁港施設の機能回復についてであります。道では、これまで、漁船の安全な停泊や水産物の安定供給を図るため、道所管の第1種及び第2種漁港の205港において施設の整備をしてきたところでありますが、整備後50年を経過し、老朽化した施設も増加しているため、165港について機能保全計画を策定し、防波堤や岸壁の補修など、施設の長寿命化対策である機能保全事業を進めているところでございます。

また、毎年、施設の維持管理のため、岸壁や防波堤などの点検を実施しており、新たに補修等が必要と判断した場合には、計画の見直しを行い、事業の対象を追加するなど、漁業生産活動に支障が生じないように、漁港施設の機能回復に努めているところでございます。

○淵上綾子委員 生産・流通機能の強化を目的に、屋根つき岸壁が整備され、安全で信頼性の高い水産物の国内外への供給が可能となりましたが、未整備の漁港もあります。

整備が遅れている漁港について、どのように進めていくのか、伺います。

○山本漁港漁村課長 屋根つき岸壁の整備についてであります。漁港は、水産物の流通拠点となる施設であることから、国内の流通はもとより、輸出の促進を図るため、屋根つき岸壁の整備など、衛生管理対策が重要と考えているところでございます。

道が屋根つき岸壁の整備を計画している33漁港のうち、24漁港の整備が完了しており、引き続き、残り9漁港についても、地元の要望を踏まえながら着実に整備を進め、衛生管理対策の強化を図ってまいります。

○**淵上綾子委員** 本道では、日本海溝・千島海溝地震などの大規模地震や、それに伴う津波等の自然災害に対する漁港や背後集落の安全確保が重要になってきています。

特に、沿岸部にお住まいの漁業者の方々の安全確保は、最優先に考えていかななくてはならないと考えますが、BCPの策定状況も含め、どのように対策を考えているのか、伺います。

○**山本漁港漁村課長** 災害リスクに対する対応についてであります。本道の漁村は、波浪による被害を直接受けやすいなど、災害に対して脆弱な地域が多く存在しているため、道では、漁業生産活動に支障が生じないように、防波堤のかさ上げや岸壁の耐震化のほか、津波、高潮から生命、財産を守る海岸護岸の整備を進めるとともに、市町村による防災無線や避難路の整備を促進してきたところです。

また、令和3年度までに、流通拠点漁港である37地区において、市町村及び漁業協同組合が、災害時の水産物の生産や供給の早期再開を目的として、事業継続計画、いわゆるBCPを策定したところであり、道といたしましては、引き続き、漁港や漁村集落の安全確保のため、防災・減災対策に取り組んでまいります。

○**淵上綾子委員** 各般の施策を着実に進展させる上で、予算の確保は必須です。

安定的な財源確保の取組と見込みについて所見を伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 水産基盤整備担当局長藤田瑞代君。

○**藤田水産基盤整備担当局長** 予算の確保についてでございますが、本道の漁業生産は、全国の4分の1を占めており、漁港には、漁船の安全な出入港や水産物の水揚げなど、漁業生産活動の基盤として重要な役割を有しているほか、国が進める水産業の成長産業化に対応した輸出促進などの競争力強化に向けた生産・流通機能の向上、さらに、近年激甚化する自然災害への対応なども求められております。

このため、道では、国の長期計画に基づき、屋根つき岸壁の整備による衛生管理対策を推進するほか、防波堤や岸壁の耐震化などの防災・減災機能の強化、施設の長寿命化対策に取り組むため、引き続き、国に強く要望し、予算の確保に努めるとともに、事業の拡充や補助率のかさ上げも働きかけ、本道の漁業振興と漁村の発展に向け、漁港の整備にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** 次に、増養殖の推進について伺います。

第8次栽培漁業基本計画が策定され、増養殖事業の定着、発展に向け、取組が進められてきたと承知をしております。

代表的な魚類としてサケ・マス類があり、また、貝類では、ホタテやエゾアワビ、イワガキ、ムールガイなどがありますが、各海域によって付加価値が高い魚種もあり、それらの魚種等の増大が求められるとともに、新たな魚種についても取組の推進が期待されています。どのような取組状況になっているのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 水産振興課長佐々木剛君。

○佐々木水産振興課長 養殖の推進についてであります。道では、令和4年7月に策定した第8次栽培漁業基本計画において、養殖業を新たに位置づけ、地域の意見や要望などを踏まえ、アサリやバカガイ、イワガキ、ムールガイに加え、全道各地で取組が進められているサケ・マス類など、12魚種を新たに養殖推進種として設定し、魚種ごとに技術開発の目標を定めたところであります。

現在、道では、道総研水産試験場などと連携し、アサリやバカガイ、イワガキの幼生期に必要な餌の培養など基礎的な育成技術や、ナマコやウニ類などの大型種苗の安定生産に向けた技術の開発を進めているほか、サクラマスを対象とした養殖技術の開発や事業化に向けて、生産から流通、消費までの総合的な検討を行うなど、安定した生産が期待できる養殖の取組を着実に進めているところであります。

○淵上綾子委員 養殖を成長産業化させていく上で、成長がよく、病気に強いといった養殖水産物の育種を推進していく必要があります。

複数世代にわたる交配を通じた開発者による育種の多大な労力や費用、また、時間の投資の結果として、優良系統の開発が実現していると承知をしております。

現在の北海道における養殖開発の状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 成長産業化担当課長石川傑君。

○石川成長産業化担当課長 養殖技術の開発状況についてであります。道では、成長に優れ、丈夫な養殖用種苗の生産に向け、道総研水産試験場と連携し、これまで、放流用種苗の育成で培った技術を生かし、令和2年度からサクラマス種苗の育種に取り組み、水産試験場内の大型水槽や渡島管内の木古内漁港において、その種苗を用いて、生残率や成長度合い等の飼育試験を実施してきたところでございます。

これまでの飼育試験においては、高水温の日数が多かった年にへい死が多く見られたことから、今年度から、高水温に耐性のある育種の調査研究に着手することとしており、道としては、引き続き、道総研水産試験場と連携し、近年の海洋環境の変化に対応した養殖技術開発を進めてまいります。

○淵上綾子委員 民間の養殖関係者の参入の妨げとなっている要因として、研究開発に見合った利益が付与されていない点があると思いますが、優良系統を生み出すための一つのチャンネルにするためにも、その門戸を広げる取組も今後進めていくよう求めます。

次に、生産管理について、養殖水産物の生産工程には、食の安全性を脅かす病原微生物や有害化学物質、残留医薬品や異物の混入など、様々な危害要因があります。

現在、生産者自身が点検項目や作業手順、記録方法を定めて実践し、養殖水産物の安全性や品質の向上を目指す養殖生産工程管理手法、いわゆるGAPの導入が行われていますが、道内での取組状況について伺います。

○石川成長産業化担当課長 GAPの取組状況についてであります。養殖生産工程管理手法、いわゆるGAP手法とは、養殖水産物の食品安全の確保等を目的に、養殖業者自らが、種苗の投

【第2分科会 7月7日 第2号】

入から育成管理や生産に至る養殖工程など、各段階でリスク管理を行い、その作業記録を点検評価し、養殖生産に活用するものであり、国が平成22年3月から導入した管理手法でございます。

事例といたしましては、種苗の生産や給餌などの作業工程の多いマダイやブリなど、道外の魚類養殖において有効な手段となっておりますが、本道の主要な養殖対象種であるホタテガイや昆布などは、無給餌養殖が大半を占めていることから、差別化が難しく、普及が進んでいない状況でございます。

このため、道では、新たに取組を進めているサケ・マス類の魚類養殖やウニの陸上養殖については、より適切な育成管理が必要なことから、GAP手法が有効であると考えており、今後、事業化に向かう過程の中で、養殖を営む生産者に対し、導入や普及を図っていくとともに、リスク管理に万全を期した生産体制の確立に向けて取り組んでまいります。

○淵上綾子委員 養殖事業を行うに当たって、冬期間の厳しい気象条件が続く日本海や流氷に覆われるオホーツク海においては、物理的な制限も加わります。

そこで期待されるのが、比較的静穏度が確保される漁港内における養殖漁場の整備と考えますが、漁港を活用した養殖事業の推進について、本道の状況と今後の考え方について伺います。

○山本漁港漁村課長 漁港を活用した増養殖についてであります。本道では、閉鎖性の湾や入り江など、増養殖に適した地形が少ないことから、防波堤などにより静穏域が形成される漁港を活用し、増養殖の取組を推進してきたところでございます。

昨年、道が実施した調査では、全道243漁港のうち、約5割に当たる114漁港で増養殖の取組が行われており、エゾアワビなどの養殖が青苗漁港などの14漁港で実施されているほか、27漁港でニジマスなどの試験養殖が行われ、乙部町の元和漁港では、ナマコの増殖事業に特化した水域を設けるなど、全道で延べ267件の増養殖が行われているところでございます。

道といたしましては、静穏域である漁港の水域を有効に活用した増養殖を一層推進し、漁業生産の増大や漁業経営の安定を図ってまいります。

○淵上綾子委員 水産庁は、陸上養殖の成長産業化を目指し、まずは実態把握調査を実施し、また、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的にも実施するなど、実態の見える化に乗り出しています。

そこで、本年4月から始まった陸上養殖の届出制の概要について伺います。また、全国的には、2010年以降、参入事業者が急激に増加していますが、本道の状況についても併せて伺います。

○石川成長産業化担当課長 陸上養殖の届出制についてであります。近年、全国各地で様々な魚種について陸上養殖が試行され、既に事業化されたものも増加している現状にあります。

国では、陸上養殖など新たな手法を取り入れた養殖方法は、周辺環境への影響等についての十分な知見がないことから、持続的かつ健全に発展させていくためには、その所在地や養殖方法の実態を把握する必要があるとし、令和4年12月に、内水面漁業の振興に関する法令を改正し、本年4月から陸上養殖業の届出制が開始されたところでございます。

また、道内における陸上養殖の事業者数について、国が公表していないため、現時点では不明でございますが、道では、本年4月以降、道内に養殖場を所在する事業者からの届出書を11件、国に進達したところでございます。

○**淵上綾子委員** 現在の陸上養殖は、大規模プラントや閉鎖循環式陸上養殖など、異業種分野等からの新規参入が活発化していますが、この状況についてどのように受け止めているのか、伺います。

○**石川成長産業化担当課長** 陸上養殖の新規参入についてでございますが、陸上養殖は、海面養殖とは異なり、漁業権に基づかず営むことができることから、近年、意欲と技術のある民間企業が相次いで参入しているものと承知しております。

本道においても、陸上養殖で成果が得られることで、漁業生産の向上や地域振興に寄与するものと期待をする一方、道としては、その成果が、大資本の企業のみならず、これまで本道漁業を担ってきた地域の漁業者の経営にも資することが望ましいと考えてございます。

○**淵上綾子委員** 陸上養殖を行う上での課題として、高額な養殖コストが挙げられます。

現在主流となっている掛け流し方式と半循環方式、閉鎖式再循環方式などが導入されていますが、いずれも、海面養殖と比較し資本投資が大きいことが課題として指摘されており、限られた事業者に偏ることが懸念されています。

そこで、養殖コストの現状とコスト低減に向けた考え方について伺います。

○**石川成長産業化担当課長** 養殖コストについてであります。陸上養殖は、施設や水槽等の飼育環境の整備といったイニシャルコストに加え、養殖種苗や餌料の購入、飼育水の循環や加温等に必要な電気使用料などのランニングコストを要し、初回の生産が行われるまでの間は、収入がないまま、相当な資本を投入し続ける必要があることから、大規模な養殖システムにおける無理なコスト削減は、生産性の悪化を招く可能性があると考えております。

このため、道としては、将来、漁業者が取り組む際にモデルとなる小規模なウニの陸上養殖の実証試験を行うとともに、生産から流通、消費までの総合的な検討を進め、採算性の確保を図るなど、地域の漁業者の皆様が自ら陸上養殖を営むことができるよう取り組んでまいります。

○**淵上綾子委員** 陸上養殖は、水温、水質等、養殖魚の最適な育成環境の制御により、魚の成長速度を高め、あるいは、身質の向上を図ることも可能となり、定量、定質、定価格など、安定的な生産が実現しやすく、例えば、ブリの価格は、天然魚より養殖魚のほうが高値で取引されているなど、消費者の養殖魚への評価が高くなっているとされています。

そこで問題となることとして、海面漁業者との共存が懸念されますが、どのように認識されているのか、伺います。

○**石川成長産業化担当課長** 漁業との競合についてであります。道内における陸上養殖による生産量について、現状では正確に把握することが困難であるものの、小規模な技術開発の取組が大半であることから、現時点では既存の漁業に与える影響はないものと考えております。

その一方で、相次ぐ企業の新規参入や近年の目覚ましい技術の発展など、今後、陸上養殖の生

【第2分科会 7月7日 第2号】

産性が飛躍的に向上する可能性もありますことから、漁業者からは、将来的に少なからず漁業に影響を及ぼすことを懸念する声も聞こえており、道といたしましては、陸上養殖の取組状況の把握を行うとともに、漁業への影響について情報収集するなど、状況を注視していく考えでございます。

○**瀧上綾子委員** 人口減少に伴い、水産消費規模は縮小していくものと予測されていますが、漁業水産業は、本道の経済を牽引する重要な基幹産業の一つです。

養殖事業の進展により、新たな局面を迎えることとなりますが、今後どのように進めていくのか、展望も含め、所見を伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 水産成長産業化担当局長村木俊文君。

○**村木水産成長産業化担当局長** 今後の推進方向についてでございますが、サンマやイカなどの主要魚種の不漁が続いている中、本道水産業の生産回復と安定化を図っていくためには、計画的かつ安定的な生産が見込まれる養殖の取組をさらに拡大していく必要があります。

このため、道では、本年3月に策定をしました第5期北海道水産業・漁村振興推進計画に基づき、ホタテガイ養殖の安定生産をはじめ、海の生産力を最大限に生かした養殖業に取り組むとともに、地域の声に耳を傾けながら、漁業者による取組が期待できるウニの陸上養殖のモデル的な実証試験を進め、地域の皆様が意欲を持って新たな養殖に取り組めますよう努めてまいります。

以上でございます。

○**瀧上綾子委員** 海域間格差が著しいとされている日本海漁業の振興など、本道の活力に直結する水産業振興については極めて重要です。

本道の漁業は、漁業者の高齢化による担い手不足や労働力不足などの課題に直面しており、持続可能な漁業の推進に当たっては、これらの課題を解決することが欠かせないことから、何点か伺ってまいります。

人材不足は、漁業経営の持続性にも影響を及ぼす極めて大きな問題です。外国人技能実習生等にとっては、為替レートにより、日本が稼げる国ではなくなってきています。

漁村における人材確保について、道はどのような取組を行っているのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 水産経営課長住岡理君。

○**住岡水産経営課長** 漁村における人材の確保についてであります。道では、北海道水産会や北海道漁連などで構成いたします北海道漁業就業支援協議会と連携をし、U・J・Iターン等を対象とした漁業就業支援フェアを開催しておりまして、令和2年は11人、3年は36人、4年は41人の方に参加をいただいたほか、新規就業を希望する方が漁業者の下で漁労技術を習得するための長期研修への支援を行いますとともに、漁業研修所におきまして、漁業の基礎知識や資格取得に向けた研修等を実施しているところでございます。

また、道内の漁村におきましては、技能実習生をはじめ外国人労働者の受入れを行っておりまして、受入れ人数は、令和元年が180人、2年が362人、3年が383人で、地域において重要な存在となっております。

このため、道では、関係団体と連携をし、そうした方々のよりよい就労環境や生活環境の整備を進めるなど、今後とも漁村を支える人材の確保育成に努めてまいります。

以上でございます。

○瀧上綾子委員 第5期計画の中でも、ICT等の活用による作業の省力化、効率化と記載されておりまして、主な取組としては、海洋環境の把握や資源管理の効率化、また、入網状況の把握などとしていますが、このようなICT等の活用は限られた漁場や海域でしか採用されていません。

もっと身近なところで、大小にかかわらず活用できるICT機器の導入が必要と考えますが、今後のスマート漁業をどのように進めていくのか、伺います。

○石川成長産業化担当課長 スマート水産業の推進についてであります。本道水産業が、主要魚種の不漁や漁業者の減少、高齢化といった課題を抱える中、ICT等の先端技術を活用しながら、海洋環境や資源量の把握による効果的な資源管理や、省コスト化、省力化による生産性向上を図っていく必要がございます。

このため、道では、本年3月に策定した北海道スマート水産業推進方針に基づき、漁業関係者や市町村、試験研究機関等と連携し、海中の状況把握が可能な水中ドローンの導入のほか、タブレットを活用した資源管理や、海水温、クロロフィルaなどの海洋情報をスマートフォン等で把握できるシステムの活用など、スマート水産業の実装や普及を図りながら、本道水産業の持続的発展に取り組んでまいります。

○瀧上綾子委員 北海道食の輸出拡大戦略では、2023年までの目標として、道内港1100億円、道外港400億円、合計1500億円を目標として輸出拡大を推進しています。

世界経済の回復基調を受け、令和4年の輸出状況を見ると、堅調に推移しており、特に水産物・水産加工品が833億円と大きな伸びを示しており、ホタテガイは7割以上を占めています。

道は、輸出拡大についてどのように取り組むのか、伺います。

○小林水産食品担当課長 水産物の輸出拡大についてでございますが、昨年、道内港からの道産水産物の輸出額は、過去最高となる833億円となりましたが、ホタテガイが全体の7割を占め、また、輸出先国は中国が全体の6割を占めていることから、付加価値を高めた品目の増加や輸出先国の拡大が重要と考えております。

このため、道では、今年度、中国や香港において、家庭で簡単に調理できるイワシやニシンのレトルト食品など、水産加工品の販売促進を図るほか、活ホッキや活ガキのプロモーションを強化することとしております。

また、タイやオーストラリア、米国の量販店において、水産エコラベルを取得したアキサケやホタテガイの販売や、現地ニーズを踏まえて開発したカレイ類加工品のテスト販売を実施するなど、品目や輸出先国の拡大を図り、道産水産物の輸出を一層促進してまいります。

○瀧上綾子委員 主要水産物であるホタテガイも無尽蔵に取れるわけではありません。新たな販路拡大はもとより、輸出先の嗜好を調査し、加工品などの輸出拡大を図るなど、本道の水産業が

持続的発展を遂げるように求め、指摘いたします。

最後に、インバウンドをはじめとする観光需要の高まりから、本道の優良な水産物をはじめとする道産食品の提供は欠かせない観光資源です。

陸上養殖にも触れましたが、今後も、本道水産業の持続的な発展と成長産業化への進展を図っていかなくてはならないと考えますが、道はどのように取り組むのか、覚悟と決意も含め、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 水産業の振興に向けた今後の取組についてでございますが、本道におきましては、昨年は、アキサケ資源が回復し、ホタテガイの生産が過去最高となるなど、明るい兆しも見えてきておりますが、海洋環境の変化に伴うサンマやイカといった回遊資源の生産低迷や、漁業者の減少、高齢化による担い手不足など、本道水産業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため、道では、アキサケやホタテガイなどの栽培漁業の取組強化に加え、サケ・マス類の海中養殖やウニの陸上養殖の事業化を進めるとともに、マイワシ、ブリなど、増加傾向にある資源の高付加価値化と併せて、国内外での消費や販路の拡大を図ってまいります。

さらには、就業支援フェアや各種の漁業研修を通じて、漁業の担い手を確保育成していくほか、スマート技術の導入による省力化や効率化を進めるなど、世界に誇れる高品質な水産物の持続的な生産体制づくりに努め、本道が我が国最大の水産物供給地域としての役割を果たしていけるよう、水産業の振興と成長産業化に取り組んでまいります。

以上でございます。

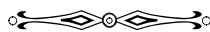
○淵上綾子委員 ただいま、部長から、世界に誇れる高品質な本道水産物だという力強い御答弁をいただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 淵上委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩



午後1時11分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

檜垣尚子君。

○檜垣尚子委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。よろしく願いいたします。

森林環境譲与税についてです。

森林環境譲与税は、温室効果ガス削減や災害防止を図るため、市町村の森林整備等の財源を安

定的に確保することを目的に令和元年度に創設され、譲与が行われています。

令和6年度からは、財源として国民1人当たり年間1000円の森林環境税が課税されることから、市町村には、森林の整備をはじめ、担い手の育成や木材の利用など、譲与税を活用した計画的な取組が一層求められています。

市町村の森林環境譲与税の活用について、以下、数点伺ってまいります。

初めに、制度が開始され、4年が経過しましたが、令和4年度までの道内の市町村への譲与額と活用状況、また、令和5年度の活用の見込みについて伺います。

○佐藤禎洋委員長 森林計画課長山口博央君。

○山口森林計画課長 森林環境譲与税の活用状況についてであります。令和元年から4年度までの道内市町村への譲与額の合計は97億4000万円であり、令和5年4月に道が実施した活用状況の調査では、間伐や植林等の森林整備に38億4000万円、公共施設の木造化や木質ペレットストーブの導入支援など、木材の利用促進に10億2000万円、労働安全や担い手対策など、人材の育成確保に5億6000万円、木育を通じた林業・木材産業の普及啓発に7億円となっておりまして、譲与額の6割を超える61億円が活用される見込みとなっております。

また、令和5年度は、譲与見込額33億3000万円に対し、森林整備に19億9000万円、木材の利用促進に7億2000万円、人材の育成確保に4億8000万円、普及啓発に4億1000万円、合計36億円と、これまで積み立てられた基金からの繰入れを含め、譲与見込額を超える活用が図られる見込みでございます。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 次に、森林整備の効率化についてですが、事業量の増加が見込まれる伐採や植林などについて、スマート林業により効率的に行い、市町村主体の森林整備を着実に進めていくことが必要と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 林業木材課長立原泰直君。

○立原林業木材課長 スマート林業の推進についてであります。林業の担い手不足が懸念される中、市町村が森林環境譲与税を活用し、間伐や植林などの森林整備を一層進めていくためには、スマート林業による森林施業の効率化が必要であります。

このため、道では、市町村や林業事業者を対象とした下草刈り機械の実演会を開催するとともに、航空レーザー計測による森林資源情報の把握に取り組むほか、道や下川町、芦別市、厚真町、さらには、道内の試験研究機関などが参画する協議会が中心となって、ICTハーベスタを活用した木材生産の効率化の実証を行ってきたところであります。

令和5年度には、新たに、道北や道南の市町村、民間事業者のほか、林業・木材産業関係団体が協議会に参画するなど、スマート林業の推進体制の強化が図られており、道としましては、協議会と連携し、GPS機能を搭載した自走式下草刈り機械による作業の省力化やデジタルデータを活用した木材流通の効率化の実証に取り組むほか、林業従事者の方々が先進技術を習得する研修会の開催や森林調査用ドローンといったICT機器の導入への支援を行うなど、北海道らしい

【第2分科会 7月7日 第2号】

スマート林業を全道に普及し、市町村主体の森林づくりを進めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 森林を多く有する市町村からは、森林整備を進めるため、譲与額の増額を求める声も聞こえてきます。

令和6年度の課税開始に向けて、市町村の私有林の人工林面積や林業従事者数、人口を基準とする譲与基準を含めて見直しが必要と考えますが、道の所見を伺います。

○**山口森林計画課長** 譲与基準の見直しについてであります。昨年12月に決定された令和5年度税制改正大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税については、各地域の取組の進捗や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備などの推進につながる方策を検討するとされたところでございます。

こうした中、道内市町村における令和5年度の活用見込額は、森林整備を中心に、譲与見込額を上回るなど、譲与税の活用が進んでいることや、一部市町村から制度の見直しについて要望がありますことから、道では、6月13日に実施しました、令和6年度国の施策及び予算に関する提案要望において、森林を多く有する地域で森林整備等がより一層進むよう、制度の見直しについて国に要望したところでありまして、引き続き、道内市町村の活用状況を把握するとともに、国の検討状況等を注視しつつ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○**檜垣尚子委員** 市町村による譲与税の有効な活用を進めるためには、それぞれの地域の実情に応じて道がきめ細やかな支援を行うことが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 森林計画担当局長加納剛君。

○**加納森林計画担当局長** 今後の取組についてであります。道内の市町村が譲与税を有効に活用し、地域の実情に応じた森林づくりを進めることは、林業・木材産業の振興を通じた地域経済の活性化やゼロカーボン北海道の実現にもつながる重要な取組と認識しております。

このため、道では、ICT等を活用したスマート林業の推進やJークレジット制度の普及、北森カレッジによる人材の育成確保などにより、市町村が譲与税を有効に活用するための環境の整備を進めてまいります。

また、各振興局に設置しました森林吸収源対策推進地域協議会を通じまして、道内外の先進的な活用事例の紹介や、手入れが必要な森林の場所や面積などの情報提供を行うほか、市町村が森林整備を行う際の設計・積算業務などを軽減する支援システムの提供に加え、森林整備の企画から実施までの助言や提案を行うなど、市町村による譲与税の活用が一層進むよう、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

以上でございます。

○**檜垣尚子委員** 次に、道産建築材の利用促進についてです。

道内の人工林資源が利用期を迎え、今後、伐採量の増加が見込まれる中、ロシアによるウクライナ侵略など、不安定な国際情勢や急激な円安の進展など、輸入材の調達リスクが顕在化してお

り、建築材を輸入材から道産木材に転換する好機であると考えています。

そこで、以下、道産建築材の利用促進について伺ってまいります。

道では、建築分野での道産木材の利用を推進するため、道産木材を使用した建築物を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録し、普及PRに取り組んでいると承知していますが、制度を導入した令和3年度からこれまでの取組実績について伺います。

○立原林業木材課長 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」についてであります。道では、建築物の木造化、木質化を推進するため、道産木材を構造材や内装材などに使用した建築物を「HOKKAIDO WOOD BUILDING」として登録する制度を令和3年10月に創設し、木造建築の先進的な技術や道産木材をふんだんに使用した優れたデザインをSNS等により効果的に発信してきたところであり、令和5年6月までに、札幌市の11施設、旭川市、函館市、北広島市の各3施設など、11振興局24市町村で、合計41施設を登録したところであります。

登録施設には、札幌市の高層ハイブリッド木造ホテルや北広島市のボールパーク関連の店舗や宿泊施設、函館市のコンビニ店舗、浦河町の認定こども園などがあり、種類別の施設数は、事務所が13、商業施設が12、公共施設が7、教育・福祉施設が5、宿泊施設が4件となっているところでございます。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 道産建築材の利用を促すためには、公共施設はもとより、民間の施設を対象とした取組も重要です。

札幌市内では、ホテルや商業施設など、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」の登録施設も増加しているようですが、全道各地域において道産木材を活用した民間の施設が増加するよう取組を進めるべきと考えます。

道として、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○立原林業木材課長 民間施設の木造化についてであります。道産木材の利用を拡大していくためには、多くの方々が利用するコンビニや宿泊施設など、様々な民間施設の建設を促し、全道各地で木造建築物の魅力を幅広く発信していくことが必要であります。

このため、道では、新たに、本定例会において、道産建築材を柱や壁、内装などに使用したモデル的な施設を建設する事業者に対し、木工事費の一部に支援する予算を計上したところであり、この事業を活用して建設された施設について、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」への登録を促し、木のぬくもりや優れたデザインなどの施設の魅力を、登録を受けた企業等と連携してPRすることにより、今後、施設を建設する企業はもとより、設計者や施工者の道産建築材を利用する意識の醸成を図り、民間施設の木造化、木質化を一層進めてまいります。

○檜垣尚子委員 本道の林業・木材産業が成長産業として発展していくためには、品質や性能の確かな木材製品の安定的な供給を図りながら、需要創出などに取り組み、炭素固定の増加によって吸収源対策にも資する道産建築材の利用をより一層進めていくことが重要であると考えます。

道は、今後どのように取り組むのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 道産建築材の利用促進に向けた今後の取組についてでございますが、道内において輸入材から道産建築材に転換する動きが広がりつつある一方、住宅着工戸数が減少傾向で推移するなど、林業・木材産業を取り巻く状況が大きく変化する中、道産木材の利用を一層進めていくためには、住宅はもとより、店舗や事務所などの建築物において安定した需要を確保することが重要と考えております。

このため、道では、引き続き、プレカット工場と製材工場の連携を促し、乾燥製材など、品質や性能の確かな道産木材製品の供給力の強化を図るとともに、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」の登録を受けた企業等と連携し、木のぬくもりなどの魅力や、炭素を長期間固定するといった木材利用の意義について幅広い媒体を活用してPRを行ってまいります。

また、技術者向けの建築現場の見学会や研修会の開催、さらには、市町村が木造施設を建築する際の相談窓口の設置などにより、道内各地において建築物における道産木材の利用を積極的に促進し、林業・木材産業の振興を通じた地域の活性化を図るとともに、ゼロカーボン北海道の実現にもつなげてまいります。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 次に、北森カレッジにおける人材育成についてです。

北森カレッジが開校して4年目を迎えています。本道では、人口減少と高齢化が全国を上回るスピードで進んでおり、林業においても担い手が不足しているという声が聞こえる中、北森カレッジの果たす役割は大変重要なものと考えますので、北森カレッジにおける人材育成について、以下、伺ってまいります。

初めに、これまでの入学者は、1年目が34名、2年目が40名、3年目が40名となっていると聞いていますが、今年度の入学者の状況について、入学者数を道内外別に伺います。また、この春の卒業生の就職状況についても併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 林業振興担当課長笹岡英二君。

○笹岡林業振興担当課長 北森カレッジの入学状況などについてであります。令和5年度の入学者は、定員40名に対して34名で、出身地別では、上川管内が13名、渡島、宗谷、十勝管内が各3名など、道内32名、神奈川県、愛知県の各1名の道外2名であり、昨年度と比較すると、道内からの入学者は33名に対して32名とほぼ同数でありましたが、道外からの入学者が7名から2名に減少しており、経歴別では、民間企業の経験者等が昨年度の8名から3名に減少したところであります。

また、この春の卒業生の就職状況は、就職希望者34名に対し、道内の林業・木材産業関係企業など96社から177人の求人があり、林業事業体に22名、森林組合に10名、木材産業関係企業に1名、林業関係団体に1名が就職しています。

○檜垣尚子委員 北森カレッジに対する地域からの期待は高まっており、毎年の入学者の確保は

大変重要な課題と考えます。

入学者を確保するためにこれまでどのように取り組んできたのか、また、今年度、定数を確保できなかった要因をどう考えているのか、伺います。

○笹岡林業振興担当課長 入学者の確保についてであります。道では、これまで、入学者の確保に向けてウェブやSNSなどを活用して、北森カレッジの特色あるカリキュラムや生徒の生活の様子などを発信するとともに、オープンキャンパスなどの開催や道内の農業高校をはじめとした高校への個別訪問に取り組んだほか、道内への進学などを希望している道外在住者の約1200名に対してダイレクトメールを送付するとともに、令和3年度の東京、大阪に加え、4年度には新たに神奈川、広島、愛媛の3県において進学相談会を実施したところであります。

今年度については、道外の高校、大学や民間企業からの入学者数が減少したため、定員を確保できませんでしたが、その主な要因については、全国各地で、林業大学校が令和3年度に2校、4年度に3校開校し、合計25校に増加したことが影響したものと推測しています。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 北森カレッジの卒業生は、林業・木材産業の即戦力として期待されています。

これまでの講義や現場実習、提携しているフィンランドの林業専門学校との連携など、実践されてきた主な研修内容と今後に向けての課題について伺います。

○笹岡林業振興担当課長 研修内容などについてであります。北森カレッジでは、生徒が実践的な知識や技術を身につけられるよう、伐採などに必要な15の資格取得に向けた講義はもとより、道内の多様なフィールドを活用し、オホーツク管内におけるカラマツ人工林の伐採現場の見学や上川管内における広葉樹天然林の管理手法の研修などのほか、全道各地の企業において、短期、長期のインターンシップを実施しています。

また、林業先進地であるフィンランドのリベリア林業専門学校と連携し、高性能林業機械のシミュレーターによる操作技術の習得や教職員同士の定期的なオンライン会議の開催を通じた教育プログラムの改善などに取り組んでおり、今年度からは、フィンランドにおいて高性能林業機械の実機による操作実習や現地の製材工場の視察を行っているところです。

こうした教育内容が林業・木材産業関係企業に評価されている一方、現場で林業機械が故障した際のメンテナンス技術や、将来、企業の中核として会社経営に求められる知識を習得できるカリキュラムが必要との意見があったことから、道としては、企業のニーズに応えられるよう、実習内容のさらなる充実が必要であると考えています。

以上です。

○檜垣尚子委員 北森カレッジに求められる役割は、企業のニーズに合った即戦力となる人材を継続的に育成し、輩出していくことだと考えます。

道としては、今後、北森カレッジでの人材の確保育成にどう取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の取組についてであります。利用期を迎えた本道の人工林を計画的に伐

【第2分科会 7月7日 第2号】

採し、着実に植林していくためには、北森カレッジにおいて、本道の林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核として活躍できる人材を育成し、全道各地に送り出すことが重要であります。

このため、道では、入学生の確保に向けて、他府県の林業大学校との差別化を図るため、林業先進国であるフィンランドでの研修をはじめ、シミュレーターによる高性能林業機械の操作実習などの独自のカリキュラムや就職率100%といった実績を道内外に広く発信するとともに、道内の高校への働きかけを強化するため、農業学校や生徒の入学実績のある高校を対象に、多くの高校生が進路を決定する夏までに集中的に個別訪問するほか、社会人の受験機会を確保するため、5年以上の職務経験のある方については、筆記試験を行わず、オンライン面接による選考を新たに実施してまいります。

また、生徒の就職先となる企業のニーズを踏まえ、林業機械のメンテナンス技術やマーケティング手法などの会社経営に必要な知識を習得する実習を新たに行うなど、今後とも、教育内容の一層の充実を図り、将来にわたって、本道の森林づくりを担う人材の確保育成に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 全国的に林業大学校が増加しているとのことでしたが、お聞きしていると、北森カレッジではとても充実したプログラムを行っていると思います。また、就職先の企業のニーズにも応えられるような実習内容も考えていただけるとのことでした。今後は、ぜひ、北森カレッジならではのプログラムを前面に押し出し、募集をしていただきたいと思います。

卒業生などにも学生募集に参加していただき、年齢の近い先輩から経験談などを直接聞く時間もあると、より身近に興味を持ってもらえるのではと思います。また、ほかにも、入学希望者の目線に立った募集をお願いいたします。

次に、木育の推進についてです。

道では、木育を通じて森林づくりの大切さや木材を利用することの意義に対する道民理解の促進に取り組んでいますが、SDGsやゼロカーボン北海道への関心の高まりから、近年、企業として社会的な責任を果たすためのCSR活動や、企業戦略の一環として森林づくり活動を行う企業が増えており、こうした状況を追い風として木育を一層推進することが重要と考えます。

さきの水産林務委員会で、企業等と連携した木育推進方策案について報告されていますが、企業等と連携した森林づくりをどのように進めていくのか、以下、伺います。

まず、どのような業種の企業が森林づくりをはじめとする木育活動に参画しているのか、また、どのような活動を行っているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 森林活用課長赤澤大佐君。

○赤澤森林活用課長 企業等と連携した木育活動についてであります。道では、環境保全に関心のある企業が森林所有者と協定を締結して森林づくり活動を行う「ほっかいどう企業の森林づくり」の取組を進めており、これまで、製造業や運輸業、金融業など、多岐にわたる企業が、市町村有林や道有林などをフィールドとして植林や枝打ちなどに取り組み、令和4年度までに65件

の協定が締結され、1000ヘクタールを超える森林整備が行われているところでございます。

また、企業等が木育マイスターと連携して行う木育イベントにつきましては、小売業やサービス業、放送業などの企業が、大型商業施設におきまして木製遊具の設置や箸づくり等のワークショップの開催に取り組むほか、森林内での自然観察やまき割り体験などを実施しており、令和4年度には78件のイベントが行われているところでございます。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 「ほっかいどう企業の森林づくり」は平成19年にスタートして、これまで65件の協定が締結され、各地で活動が展開されているとのことですが、より多くの企業に参画いただけるよう、動機づけとなる取組を検討することも必要と考えますが、道の考え方を伺います。

○赤澤森林活用課長 企業の参画の促進についてであります。企業が森林づくり活動を行うことは、環境保全への貢献はもとより、企業のイメージや認知度の向上のほか、地域との交流や社員の環境教育、レクリエーション活動にもつながりますことから、こうしたメリットや効果を企業に実感していただき、活動を行う企業を増加させることが必要であります。

このため、道では、企業が行う活動内容をはじめ、活動により得られた地域とのつながり、社員の環境意識の向上といった効果をSNSやホームページ、普及啓発冊子等を活用して道内外に積極的に発信するとともに、首都圏の企業にも参画していただけるよう、東京で開催される環境イベントに新たに出展し、北海道の豊かな森林を生かしたアウトドア活動やワーケーションといった魅力的なプログラムを提案してまいります。

また、道が設置した、企業や市町村、林業関係団体等による、ほっかいどう企業の森林づくり推進協議会におきまして、参画企業の拡大につながる取組を検討するなど、より多くの企業に意欲的に参画していただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○檜垣尚子委員 森林づくり活動に対する企業等の関心が高まっている中で、企業の森林づくりを一層進めるためには、活動をコーディネートできる人材を育成する必要があると考えますが、その育成確保に向けてどのように取り組むのか、伺います。

○赤澤森林活用課長 人材の育成確保についてであります。道では、企業等による森林づくり活動を支援するため、地域の林業に精通し、森林づくり活動の提案や助言を行う人材の育成を昨年度から進めており、これまでに、市町村や森林組合の職員など9名を、森林づくりコーディネーターとして登録しているところでございます。

今後、企業等による森林づくり活動を一層促進するためには、全道各地で活動するコーディネーターを育成していく必要がありますことから、引き続き、市町村や森林組合をはじめとした林業事業体等に対し、候補者の推薦を働きかけ、登録を進めますとともに、登録者を対象に、「ほっかいどう企業の森林づくり」の進め方をはじめ、企業等に対する活動内容の提案や助言方法を習得する研修を行うなど、企業等による森林づくり活動を支援するコーディネーターの育成確保を図ってまいります。

以上でございます。

○**檜垣尚子委員** 企業等と連携した木育活動を全道に広げていくためには、企業や森林づくりコーディネーターをはじめ、市町村や地域の関係者が一体となって取り組んでいく必要があると考えますが、道では、今後、木育の一層の推進に向けてどのように取り組む考えか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 森林環境局長寺田宏君。

○**寺田森林環境局長** 今後の取組についてであります。企業等が主体となりました木育活動を促進するためには、活動をサポートできる人材の育成確保や企業と森林所有者とのマッチングを進める必要があると考えております。

このため、道といたしましては、地域の関係者によります具体的な取組や目標を定めました木育の推進方策を今月中に策定し、より多くの企業に参画していただけるよう、森林づくり活動の取組事例や効果を道内外に積極的に発信するとともに、森林づくりコーディネーターを全道各地で育成するほか、企業の皆様が森林づくりの相談や活動フィールドの検索ができるワンストップ窓口をホームページ上に設置するなど、活動を円滑に実施できる環境を整備してまいります。

また、木育マイスターが、企業等の多様なニーズに対応し、イベントの企画提案ができますよう、スキルアップを図るほか、森林由来クレジットの購入やグリーンワーケーションといった本道の優位性を生かした様々な活動を提案するなど、企業等と連携しました木育活動を一層推進してまいります。

○**檜垣尚子委員** 木育の推進については、企業等による森林づくり活動支援ということで、森林づくりコーディネーターを全道各地で育成し、増やしていくとのことでした。コーディネーターの方たちが活躍し、木育が進んでいくことを私も大変期待しております。

企業等と連携した木育は、いつときの盛り上がりで終わらせることなく、取組はもちろん、ぜひ普及啓発にも継続的に取り組んでいていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○**佐藤禎洋委員長** 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○**白川祥二委員** 通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、治山対策などについて伺います。

政府が2022年度版の森林・林業白書を閣議決定し、気候変動による豪雨が相次ぐ中、森林を回復、整備する治山対策により、土砂流出などに伴う災害の発生箇所的大幅な減少につながった例があると指摘しています。

そこで伺います。

近年、短時間に強い雨が降るケースが増えており、降水量も増加傾向にあることから、甚大な山地災害が相次いでいます。その対策として、森林を適切に保つことが山崩れや洪水の防止、軽減につながるため、森林整備のほか、斜面の改良といった対策で地盤を強化したり、溪流で危険

な木を伐採したりして減災につなげることが災害対応には重要だとされています。

このことに対する道の認識と取組状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 治山課長畠山誠君。

○畠山治山課長 治山対策についてであります。本道では、近年、気候変動に伴う台風の度重なる襲来や断続的な低気圧の通過による大雨の増加などにより、山地災害が激甚化、頻発化していることから、森林の維持、造成を通じて、山地に起因する災害から地域住民の安全、安心な暮らしを守る治山事業の役割は一層重要となっております。

このため、道では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、土砂の流出を防ぐ治山ダムの整備や崩壊した斜面の緑化など、荒廃山地の復旧・予防対策を進めているほか、溪流に流出するおそれのある樹木を伐採するとともに、流木を捕捉するスリット式の治山ダムを計画的に整備するなど、治山対策を推進しているところであります。

○白川祥二委員 白書では、さらに、津波や風害への備えとして、海岸防災林の整備の強化も指摘しています。

このことに対する道の認識と取組状況について伺います。

○畠山治山課長 海岸防災林の整備についてであります。道では、津波被害や風害への対策として海岸防災林の整備が重要であると考えており、平成29年度に策定した北海道海岸防災林整備基本方針において、集落や公共施設、津波避難路に指定されている重要な道路の有無や地域の要望を踏まえ、全道で18か所の整備を進めることとしております。

この方針に基づき、これまで、優先度が高い箇所から森林の造成と津波減衰の効果を補完する堀や盛土を組み合わせた事業を行っており、令和4年度までに、釧路管内和天別地区など、6か所において事業が完了したところであります。

また、胆振管内の晴海地区など、6か所については既に事業に着手しており、残る6か所についても、今後、計画的に事業を進め、津波被害や風害の防止を図ってまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、6か所において事業が完了したと言われましたけれども、これは何年かかったのですか。

○畠山治山課長 ただいまの質問についてでございますが、6か所が完成するまでに8年かかっておりました。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、治山課長から、治山対策と海岸防災林の整備についての取組状況などを答弁いただきましたが、海岸防災林整備基本方針において、地域の要望を受け、全道で18か所の整備を進め、そのうち、昨年度までで、8年間を要し、6か所において事業を完了したとお聞きしました。

近年の暴風雨の状況に鑑みると、未着手の箇所についても早期に事業を進める必要があると考えますが、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 海岸防災林の整備についてでございますが、道では、これまで、整備が必要な18か所のうち、優先度の高い箇所から計画的に整備を進めているところでございます。

治山対策につきましては、近年、記録的な大雨等により山地災害が激甚化、頻発化する中、こうした災害等が発生した際の復旧が優先されますことから、海岸防災林の整備につきましては、山地災害の発生状況や着手済み箇所の事業の進捗状況を踏まえながら、地域の安全、安心の確保に向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など、国の予算をしっかりと確保し、未整備箇所の早期着手に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 白書では、治山対策の効果として、過去の同等程度の豪雨と比較すると災害が一定程度抑えられていること、また、これらの対策によって二酸化炭素を吸収する森林を安定的に確保することが脱炭素社会の実現にも役立つとしています。

頻発する大規模災害から道民の生命、身体及び財産をしっかりと守るため、今後とも、必要なダム整備を含め、効果的な治山対策を重点的に実施し、防災、減災にしっかりとつなげていていただきたいと思っております。

次に、水産物の食料安全保障について伺います。

政府は、2022年度の水産白書を閣議決定し、ロシアのウクライナ侵攻による水産業への影響をまとめ、一部の品目では依存が大きいことから、資源管理や養殖の拡大によって国内生産を増やすなど、水産物の食料安全保障の強化が必要だとしています。

そこで、以下、伺いますけれども、初めに、2022年の水産物の輸入量及び輸入額についてお示し願います。

○佐藤禎洋委員長 水産食品担当課長小林成行君。

○小林水産食品担当課長 水産物の輸入量及び輸入額についてでございますが、財務省の貿易統計によりますと、2022年の我が国の水産物輸入量は222万トンで、前年の220万トンから0.9%増加しております。

また、輸入額は2兆711億円で、前年の1兆6099億円から28.6%増加し、1960年以降で過去最高となったところでございます。

○白川祥二委員 輸入量は増え、かつ、輸入額も1960年以降で過去最高だったということですが、その主な要因についてお聞かせ願います。

○小林水産食品担当課長 輸入額などの増加の要因についてでございますが、輸入量については、サケ・マス類やサバなどでは減少いたしました。不漁で加工原料が慢性的な不足状態にあるイカや、サケに次いで家庭での消費が多いマグロ類などでは増加し、前年より2万トン増となったところでございます。

一方、輸入額につきましては、近年、世界的な健康志向の高まりなどにより、水産物需要が増加傾向にあることや新型コロナウイルスによる経済活動の停滞からの回復のほか、一時、150円

台まで進行した急激な円安などにより、水産物の価格が上昇したことが増加の主な要因と考えられます。

○白川祥二委員 次に、生鮮魚介類の消費者物価指数と1人当たりの購入量についてお示し願います。

○小林水産食品担当課長 生鮮魚介類の消費者物価指数などについてでございますが、消費者物価指数は、家計に占める様々な費用が物価の変動によってどう変化するかを数値で示したものであり、水産白書による平成22年を100とした令和4年の生鮮魚介類の指数は、輸入水産物の価格の上昇や国内生産の減少等の影響により、前年から14%増加し、150となったところでございます。

また、令和4年における1人当たりの年間の生鮮魚介類購入量は、価格が大幅に上昇し購入量が減少したことなどにより、前年より14%減少し、6700グラムにとどまったところでございます。

○白川祥二委員 次に、2022年の輸入額の上位5か国の占める割合と、ロシアの全体に占める割合、順位をお示し願います。

○小林水産食品担当課長 輸入額が多い国の状況などについてでございますが、2022年の貿易統計によりますと、輸入額が最も多いのは中国で、3600億円と、全体の17.6%を占め、次いで、チリの9.5%、アメリカの8.3%となっており、ロシアは4位で7.5%、金額は1550億円、次いで、ベトナムの7.4%を合わせ、これら5か国で全体の半分である1兆418億円となっております。

○白川祥二委員 水産物の食料安全保障について伺います。

御答弁にあったデータ等からも明らかですが、国際情勢を受けた水産物や生産資材の輸入価格高騰により、水産物の安定供給が脅かされるリスクを抱えていること、また、昨年の輸入額は上位5か国で5割を超えていることなどからも、水産物の食料安全保障に向けては、輸入の多角化に一層取り組む一方、国内生産の増加に向けた取組がますます重要になっていきます。

水産物の食料安全保障に対する部長の所見を伺います。

○山口水産林務部長 水産物の食料安全保障についてでございますが、国際的な社会経済情勢が大きく変化し、我が国で食料需給リスクが顕在化する中、本道において水産資源の維持増大と生産体制の強化により水産物の安定供給を図っていくことは、水産業の振興はもとより、食料安全保障の観点からも重要な課題であると認識をしております。

このため、道では、アキサケ、ホタテガイ等の栽培漁業の取組強化や、ホッケ、スケトウダラなどの適切な資源管理を進めるとともに、本定例会に関連予算を提案してございますが、サケ・マス類の海中養殖やウニの陸上養殖の事業化といった新たな養殖業にも地域と連携しながら取り組んでまいります。

また、マイワシ、ブリ、ニシンなど、増加傾向にある資源を有効に活用し、高付加価値化や消費拡大に取り組むほか、ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実装、普及を図るなど、生産の回復、安定化と併せて、持続的な生産体制づくりを進め、本道水産業が我が国最大の

【第2分科会 7月7日 第2号】

水産物供給基地としての役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 2021年度の漁業、養殖業の国内生産量は421万トン、同年度の食用魚介類の自給率は59%で、ピークだった1964年度の113%からほぼ半減しております。

主要魚種の資源が細る中、漁業資源の安定に貢献する養殖対策にこれまで以上にしっかりと取り組んでいく必要があるということ強く申し上げておきたいと思えます。

最後に、原発処理水の海洋放出について伺います。

報道によりますと、道内漁協組合長ら22人が6月16日に道庁を訪れ、鈴木知事に、道産水産物の安全性を国内外に周知するなど、風評被害対策への協力を要請し、その中で、処理水を放出した後も漁業者が安心して漁に取り組める環境を整えてほしいという道漁連会長の阿部国雄組合長の訴えに対し、知事は、基幹産業である水産業が将来も成長できるよう国に働きかけていくと応じたとありましたが、要請後における道の取組状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長津久井潤君。

○津久井水産林務部技監兼全国豊かな海づくり大会推進室長 ALPS処理水の海洋放出についてであります。道内の漁業協同組合の組合長で構成する北海道漁業協同組合長会議からは、6月16日、知事に対し、ALPS処理水の海洋放出に係る対策として、風評被害が発生しないよう、国内外に道産水産物の安全性の周知を図ることについての要請をいただいたところであります。

一方、道では、この要望に先立ち、漁業関係団体と意見交換等を行い、6月14日、国に対し、海洋放出に係る対策として、国民の皆様や諸外国への説明と理解促進、安全性の確保、風評被害の防止及び影響の抑制、風評被害が発生した場合の対策など、組合長会議の要望事項を踏まえた要請を行ったところであり、引き続き、粘り強く国に対応を求めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 漁業者の皆さんは、風評被害の発生、また、中国や韓国などによる道産水産物の輸入禁止措置などについて大変心配されていらっしゃると思います。それでなくても、地球温暖化や乱獲などの影響により資源が枯渇し、漁獲量が激減しています。こうした状態が続けば、後継者不足や燃料費高騰などの影響も重なり、漁業そのものが衰退の一途をたどりかねません。

こうした事態を何としても避けるためにも、職員の皆さんには、部長を先頭に、漁業者の皆さんやこれから漁業を目指す若者たちが夢や希望を持って取り組める持続可能な水産業の確立に向け、一層の御努力をお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○佐藤禎洋委員長 白川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 それでは、よろしくお願ひいたします。

北海道立北の森づくり専門学院、通称・北森カレッジであります。令和2年4月に開校し、

現在、2期生の皆さんも、この春、卒業されたところでございます。

議事録を拝見してみますと、平成25年に先輩議員でいらっしゃいます段坂繁美議員が初めて林業大学校に触れられ、平成27年に私も芦別の林業者の皆様の熱い思いに触れ、取り上げさせていただきました。

そして、当時の高橋知事、芦別の設置誘致期成会の皆様、また、何よりも理事者の皆様、さらに、全ての会派の先輩議員の皆様のお力添えをいただきながら、冒頭に申し上げた林業大学校の北海道立北の森づくり専門学院が開校に至ったわけでございます。大変感慨深い、思いの込められた学校でございます。

北森カレッジの発展に向けてこれからも力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、北森カレッジでは、林業先進地でありますフィンランドのリベリア林業専門学校と林業教育プログラムの開発に連携して取り組む覚書を締結しておりまして、その中で、学生と教職員の相互交流を行っているものと承知してございます。

北森カレッジにおいてフィンランドの教育プログラムを取り入れることは、生徒にとっては先進的な林業を学ぶ絶好の機会となりますことから、フィンランドとの相互交流を大いに進めていただきたいと考えております。

そこで、伺ってまいります。

まず、これまでのフィンランドとの交流についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で渡航がままならない時期もあったものと考えますが、これまで行ってきましたリベリア林業専門学校との交流の実績について伺います。

○佐藤禎洋委員長 林業振興担当課長笹岡英二君。

○笹岡林業振興担当課長 フィンランドとの交流についてであります。北森カレッジでは、先進的な林業教育を行うため、令和2年1月に、林業の世界的な先進地であり、気候や地形など、本道との共通点が多いフィンランドのリベリア林業専門学校と覚書を締結しておりまして、教職員とオンライン会議を定期的で開催し、高性能林業機械の操作技術を習得するためのシミュレーターを活用したカリキュラムの作成や教員の指導スキルの向上に取り組んできたところです。

また、道内で開催された全国規模の林業機械展において、両校の魅力を発信する共同ブースを設置するとともに、昨年5月には、「北海道フィンランドウィーク」に参加したリベリア林業専門学校の教職員を講師に迎え、フィンランドの森林、林業についての講義を実施しました。

また、本年は、フィンランドにおいて、1月に北森カレッジの教職員を主体にリベリア林業専門学校の教育カリキュラムを体験するとともに、6月に生徒が実習などに取り組んできたところです。

以上です。

○荒当聖吾委員 教職員の体験研修について伺います。

ただいまの答弁で、今年の1月に、フィンランドで北森カレッジの教職員を主体にリベリア林

【第2分科会 7月7日 第2号】

業専門学校の教育カリキュラムを体験してきたとのことでありますが、その内容についてお問い合わせをいたします。

○**笹岡林業振興担当課長** 教職員の体験研修についてであります。北森カレッジでは、本年1月10日から20日までの11日間、フィンランドにおいて、先進的な林業教育の手法などを体験する研修を行ったところであり、教員や事務職員9名のほか、インターンシップの受入れ先となる道内の林業関係者7名、試験研究機関の研究員2名、生徒2名が参加いたしました。

研修の内容につきましては、参加者が、リベリア林業専門学校において、高性能林業機械による伐採など実習林での演習を見学したほか、シミュレーターと実機を組み合わせた操作トレーニングの手法について解説を受けました。

また、林業機械メーカーや製材工場、種苗生産施設などにおいて、ICTなど新たな技術を活用した木材の生産管理やコンテナ苗の生産方法といった、フィンランドの林業・木材産業の現地調査を行いました。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 次に、今年の6月には、生徒がフィンランドを訪問し実習を行ったとのことでありますが、その内容について伺っておきます。

○**笹岡林業振興担当課長** 生徒の実習についてであります。北森カレッジでは、本年6月12日から16日までの5日間、フィンランドにおいて、高性能林業機械の操作実習などを実施したところであり、生徒10名のほか、教員4名が参加いたしました。

実習の内容については、参加者が、リベリア林業専門学校の敷地内において、屋外に設置されたシミュレーターと実機を組み合わせたフォワーダの操作実習を行うとともに、近隣の実習林においてハーベスタによる伐採体験を実施したほか、フィンランドにおける植林の方法や使用するコンテナ苗の植林器具についての講義を受講いたしました。

また、現地のCLTの製造工場やオートメーション化が進んだ大規模な製材工場、高性能林業機械メーカーの整備工場、さらには、内外装に木材をふんだんに使用したデザイン性に優れた図書館や礼拝堂などを見学したところです。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 次に、今後のフィンランドとの交流についてであります。

フィンランドとの交流は、教育プログラムの充実が図られ、生徒にとっても貴重な体験となるものと大変期待をしているところであります。

リベリア林業専門学校との交流について、今後どのように進めていかれるのか、伺います。

○**笹岡林業振興担当課長** 今後のフィンランドとの交流についてであります。北森カレッジにおいて、フィンランドのリベリア林業専門学校の助言や協力をいただきながら、林業教育プログラムの開発や、両校の生徒、教職員の交流を進めることは、即戦力となり、将来、企業の中核を担うグローバルな感覚を身につけた人材を育成するために重要であると認識しております。

このため、道としては、オンライン会議の開催を通じ、高性能林業機械の操作技術を客観的に

評価する手法の開発を進めるほか、生徒や教職員の相互交流に向け、両校の生徒がオンラインで参加するシミュレーターによる高性能林業機械の競技大会を引き続き開催してまいります。

また、フィンランドにおける高性能林業機械の操作実習や製材工場などの視察を毎年実施するとともに、リベリア林業専門学校の講師や生徒の来道について協議を進めるなど、様々な機会を通じて、フィンランドとの交流を深めてまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、今後の生徒の育成についてでございます。

フィンランドとの交流のように、北森カレッジには、他の都府県の林業大学校にはない独自性や魅力があり、生徒の育成に大いに生かしていくべきと考えます。

道は、今後どのように取組をされるのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 林務局長野村博明君。

○野村林務局長 今後の生徒の育成についてであります。北森カレッジにおいて地域の森林づくりを支える人材を育成するためには、関係機関との連携の下、独自のカリキュラムを充実させながら実践的な実習などに取り組んでいくことが重要であります。

このため、道では、リベリア林業専門学校と定期的にオンライン会議を開催し、教育プログラムを開発するほか、シミュレーターによる高性能林業機械の操作実習を行うとともに、企業のニーズを踏まえ、林業機械のメンテナンス技術やマーケティング手法などの会社経営に求められる知識を習得する新たな実習を行ってまいります。

また、引き続き、道内7地域に設置された協議会と連携して、生徒の実践力を養うインターンシップに取り組むなど、本道の林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核として活躍できる人材を育成してまいります。

○荒当聖吾委員 以上、伺ってまいりました。

林業大学校として北森カレッジができるときには、毎年、生徒さんが集まるのだろうかという御心配もあったように伺っておりますが、今やフィンランドにまで行って勉強するというところで、本当に発展をしている、大変すばらしいことだと思っております。

その上で私の考えを申し上げますと、私としては、北海道にはまだ複数の林業大学校があってもよいという考えでございます。

岐阜県立森林文化アカデミー、これは岐阜県の林業大学校ですが、北森カレッジができる前に、その議論をされる前に視察に伺ったのですが、前の副学長の川尻秀樹先生という方は、北海道のポテンシャルを考えれば、道央、道北——道北は旭川にできましたが、道東、道南、これらに一つずつあってもいい、そのぐらい言い切られていらっしゃいました。

森林文化アカデミーは、日本一の林業大学校を標榜しますけれども、北海道さんがつくるのであれば日本一は譲るとまで言われておりました。うちは2位でよいというふうに言われて、大変心強い言葉を頂いたと思っております。

また、今月は長野県の林業大学校を視察する予定としておりますが、そこは進学型の林業大学

【第2分科会 7月7日 第2号】

校で、卒業すると大学の3年生に編入する試験を受ける資格が与えられるそうです。様々な学校を確保して、これからも多様な林業人材を輩出してまいりたい、こういう思いでございますので、引き続きお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

次は、養殖の推進について伺ってまいります。

本道の漁業は、イカやサンマなどの回遊性の資源とアキサケやホタテガイなどの栽培漁業の対象である資源に支えられてまいりましたが、近年、海洋環境の変化による回遊魚の漁獲不振が続くなど、厳しい状況となっております。

こうした中、道は昨年7月に策定をいたしました第8次栽培漁業基本計画において、新たに養殖業の推進を位置づけ、サケ・マス類をはじめ、ホタテガイや昆布、12の魚種を養殖推進種に指定し、養殖技術の開発に取り組むこととしております。

また、本年3月に策定をいたしました第5期北海道水産業・漁村振興推進計画においても、将来的に養殖業として期待されるサケ・マス類の魚類養殖やウニ類の陸上養殖の技術開発などに取り組むこととしており、これらの計画に基づく新たな養殖の推進について、以下、伺ってまいります。

サクラマスの養殖の実証実験について伺います。

道では、サクラマスの海面養殖の実証試験に取り組んでいると承知をしております。先般、道南の木古内町において水揚げが行われたとのことですが、その試験結果について伺っておきます。

○佐藤禎洋委員長 成長産業化担当課長石川傑君。

○石川成長産業化担当課長 実証試験の結果についてであります。道では、魚類養殖の事業化に向けた検討を進めるため、令和3年度から渡島管内木古内町釜谷地区でサクラマスの海面養殖実証試験に取り組んでおり、これまで2回の水揚げを行ってまいりました。

令和3年11月から4年6月までの第1期の試験では、平均重量309グラムの稚魚494尾を收容し、その6割となる306尾が水揚げされ、平均重量は1330グラムまで成長いたしました。

令和4年10月から5年6月までの第2期の試験では、平均重量323グラムの稚魚444尾を收容し、その4割となる180尾が水揚げされ、前年よりも生残率が低かった一方、平均重量は1497グラムと、13%上回ったところでございます。

また、第1期では、生産したサクラマスの試食会を開催いたしまして、餌料の臭いが若干気になるとの意見がありましたことから、第2期では、水揚げ前の餌止め期間を3日間から7日間に延ばし、食味の改善を図ったところでございます。

今後は、生残率や魚体サイズの向上が主な課題と考えております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、魚類養殖の推進についてであります。

サクラマスを含むサケ・マス類の魚類養殖の推進は、漁獲の低迷に苦しむ本道水産業にとって非常に重要と考えますが、道は、今後、魚類養殖についてどのように取り組んでいくお考えなの

か、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産成長産業化担当局長村木俊文君。

○村木水産成長産業化担当局長 魚類養殖の推進についてでございますが、道では、魚類養殖の事業化に向けた検討を進めるため、漁業者や流通・加工業者、大学、試験研究機関など、有識者の方々に構成します魚類等養殖事業化推進会議を設置いたしまして、種苗の生産体制や養殖適地の考え方、製品の販売戦略などについて意見や提言をいただいているところであります。

現在取り組んでおりますサクラマス養殖の実証試験につきましても、養殖過程における作業内容や成長度合いなどの分析、市場を通じた試験販売やアンケートによります食味調査の結果などについて情報共有し、生残率の向上や生産コストの削減、販路の開拓といった、生産から流通、消費までの総合的な検討を進めまして、本道に適した魚類養殖の事業化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、現状のウニ養殖についてであります。

本道では、古くから海面におけるウニ増養殖が各地で営まれてきたところでありますが、近年、特に浜中町におけるウニ養殖が好調と伺っております。

海面における優良事例は、今後、陸上養殖を進める上でも大いに参考になるものと考えますが、浜中町ではどのようにウニ養殖が行われているのか、伺います。

○石川成長産業化担当課長 ウニ養殖の取組についてでございますが、浜中町の散布漁協では平成4年から、浜中漁協では平成13年から、静穏域を利用したエゾバフンウニの海中養殖が行われており、水温や塩分濃度の変化に対応した育成管理などにより生産量を着実に伸ばし、令和2年には、殻つき重量で68.7トン、4億円が水揚げされたところでございます。

生産されたウニは、殻径45ミリ以上で出荷され、前浜の良質な天然の昆布を餌料として用いていることから、色合いもよく、大きさも均一であるほか、しけなどで天然ウニの漁獲が困難な日でも、随時、需要に応じて出荷できることから、販売単価は2倍以上の高値で取引されるなど、市場において高く評価されております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、今後の対応についてであります。

今定例会では、新たにウニの陸上養殖に係る予算を提案されたものと承知しております。

新たな生産体制を構築し、本道水産業の振興を図るため、今後、道として、ウニの陸上養殖を含めて、新たな養殖をどのように推進していかれるのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 水産林務部長山口修司君。

○山口水産林務部長 新たな養殖の推進についてでございますが、主要魚種の漁獲低迷が続く中、本道の水産業にとって漁業生産の回復、安定は喫緊の課題であり、計画的かつ安定的な生産が期待される養殖の取組を一層強化していく必要があります。

道内では、近年、余市港のムールガイや奥尻島のイワガキなど、地域に根差した小規模な養殖

が広がりを見せており、道といたしましては、引き続き、こうした漁業者の取組が定着していけるよう、技術指導などを通じ取組を促進していくとともに、将来、漁業者による取組が期待できますウニの陸上養殖につきましては、飼育管理や餌料など、海面養殖の優良事例を参考にしながらモデル的な実証試験に新たに取り組んでまいります。

また、サケ・マス類の魚類養殖につきましては、漁業関係者や市町村、試験研究機関などと連携しながら、マーケットインの発想による生産体制づくりを進めるなど、地域の漁業者の方々が意欲を持ち、将来を見据えた新たな養殖が営めるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

こういう養殖技術を一刻も早く確立させて、道内のどこの海でも、どの地域でも——以前、意見交換をさせていただいたときに、オホーツク海と太平洋と日本海ではそれぞれ所得に差があるのだというようなお話を聞いて、こう思ったところなのですが、どの地域でも、漁業者の皆さんの収入がしっかりしたものになりますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

また、話は少々変わって、本格的なものではないのですが、美唄市にホワイトデータセンターというところがあります。私の地元の空知になるのですが、内陸の美唄市で、NEDO——国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構と連携され、雪氷冷熱のエネルギーを活用した研究がされているのですが、そこでは、ウナギやアワビ、そしてウニの養殖をされております。

ウナギについては、少しずつ商品になってくるのではないかとということではありますが、前の市長さんは、内陸の美唄市に漁業協同組合ができたなら面白いよなというようなお話をされておりました。

陸上養殖の実証実験をますます進めていただいて、しっかりとした生産体制を築いていただくようお願いを申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

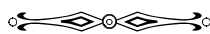
○佐藤禎洋委員長 荒当委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時24分休憩



午後2時27分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔青柳主査朗読〕

1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、藤沢澄雄議員の第1分科会への所属変更を許可し、滝口直人議員を第2分科委員に変更指名した旨、通知がありました。

1. 農政部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、食料自給率の向上についてであります。

全国有数の食料供給基地である北海道は、我が国の食料自給率に大きく寄与しているところですが、食料安全保障の観点から、食料自給率の向上が大きな課題となっています。

我が会派の代表質問で、知事からは、食料自給率の向上に向けて積極的に取り組んでいくとの答弁がありましたが、改めて具体的な取組内容について、以下、伺います。

農作業の効率化について伺います。

担い手の減少や高齢化が進む中で農産物を安定的に供給し続けるためには、スマート農業技術の導入による農作業の効率化、省力化が欠かせないと考えます。

道としては、これまでどのように取り組んできたのか、成果と課題について伺います。

○佐藤禎洋委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 農作業の効率化などについてであります。農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足に対応していくため、道では、これまで、国の実証事業に参画し、スマート農業技術の導入効果の検証を行いますとともに、農業改良普及センターに設置した相談窓口を有効に活用し、地域や個々の営農状況に応じた効率的な農薬散布が可能なドローンや、無駄のない走行を可能にします自動操舵システムなどの導入を進めてきたところです。

こうした取組により、道内におけるトラクターのGNSSガイダンスシステムの導入台数は、令和3年度には2万700台となり、令和7年度目標の2万6000台に迫る一方で、スマート農業技術の導入に当たっては、技術情報の発信や地域の指導的な人材の育成、地域の推進体制の構築などの課題を解決していくことが重要と認識しています。

道としては、これらの課題について、各地の取組事例を情報発信しますとともに、地域の指導者の育成研修を実施するなどして、スマート農業の導入促進に努めてまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、輸入依存穀物などの道産への置き換えについて伺います。

食料自給率の向上に向けては、小麦や大豆といった輸入依存が8割以上と極めて高い農作物などの道産への置き換えを進めていくことが必要です。実需者が求めるニーズへの対応とともに、

【第2分科会 7月7日 第2号】

安定的な供給と品質の確保を図るため、生産力や品質の向上が重要と考えます。

本道の競争力強化に向けて、どのように輸入代替の取組を進めていくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 輸入依存穀物の置き換えについてでございますが、食料供給をめぐるリスクが顕在化する中、小麦や大豆などの輸入に大きく依存している農産物につきましては、可能な限り国内で自給することが重要でございます。

このため、道では、本道の広大な土地資源をフル活用し、適正な輪作体系の下、小麦や大豆などの生産拡大に向けて、必要な農業機械の導入やスマート農業技術の活用に加え、不作時にも安定供給するためのストックセンターや集出荷貯蔵施設の整備など、生産基盤の強化を図っているところでございます。

また、より一層の需要拡大に向け、製粉業者や豆腐製造業者など実需者が求める新品種の開発普及、輸入小麦から道産小麦への利用に転換していく「麦チェン」の推進、豆腐や納豆向けに道産大豆の販路拡大を進めるなど、生産から加工、流通、消費に至る各段階での取組を総合的に展開することにより、輸入依存穀物の道産への置き換えを進め、外的要因の影響を受けにくい生産供給体制の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、米粉の需要拡大について伺います。

国内自給が可能な米については、米粉にして、輸入小麦と置き換えを進めていくことも期待されています。米粉の生産も年々増加していると聞いておりますが、令和4年度の生産量は約500トン程度となっており、さらなる利用拡大には、米粉に対する消費者の理解が必要と考えます。

本道で生産される米粉の需要拡大に向けて、道として今後どのように取り組むのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 米粉の需要拡大についてであります。主食用米の消費の減少が続く中、パンや麺類などにも活用されている米粉は、北海道米の新たな需要として期待されており、道では、これまで、経済団体などと連携し、道内の製粉業者や製パン事業者への働きかけを積極的に行い、米粉を使用した新商品開発の提案や産地とのマッチング機会の創出に取り組んできたところです。

道としましては、こうした取組に加え、国の事業を活用しながらコストの低減につながる製粉施設などの整備を推進するとともに、農業団体と連携し、新たに消費者向けの料理教室や米粉の機能性や使い方などに関する実需者向けの講演会を開催するなど、米粉の需要の拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○滝口直人委員 次に、食料自給率の向上に向けた今後の対応について伺います。

食料自給率向上に向けた取組について伺ってまいりましたが、食料供給地域である本道への期

待に応えるため、さらなる推進が必要と考えます。

道としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 食料自給率の向上に向けた今後の取組についてでございますが、世界的に食料の安定供給へのリスクが高まる中、我が国最大の食料供給地域である北海道の役割と期待はますます高くなっているものと認識をしております。

こうした中、道では、本道が有する人や農地、技術といった潜在能力を最大限に発揮しながら、将来にわたり安全、安心で高品質な農産物を安定的に生産、供給していくため、担い手の育成確保をはじめ、農作業の効率化や省力化に必要な基盤整備の推進、スマート農業の加速化、輸入依存度が高い小麦や大豆、自給飼料などの生産拡大、さらには、食料安全保障や環境への配慮の視点も加えながら、地産地消や食育を進め、より多くの方々に本道農業・農村への理解を深めていただくなど、生産と消費の両面からの総合的な施策を展開することで、本道農業の生産力と競争力を高め、我が国の食料自給率の向上に最大限貢献してまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、我が国の食料自給率の向上に向けて最大限貢献していくとの部長からの御答弁がありました。

スマート農業基盤整備を推進する上で、後継者不足、担い手を確保できない理由などにより、スマート農業などへの投資をためらう農業者がいるとも聞いております。

食料自給率の向上に向け、安定した生産のため、施策を展開するに当たっては、担い手の確保育成にこれまで以上に取組をされ、農業者が意欲を持って安心して農業に取り組めるよう施策を展開していただくようお願い申し上げます。

次に、農業・農村整備の推進について伺います。

近年、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化や食料需要の拡大に伴う調達競争の激化など、食料需給をめぐる情勢が厳しさを増す中、食料安全保障の観点からも国内での食料自給の重要性が改めて認識されており、我が国最大の食料供給基地としての役割を担う本道への期待がますます高まっております。

一方で、本道では、農家戸数の減少や高齢化に伴い、担い手不足が懸念されるなど、課題を抱えている中、今後も安定的に食料を供給していく役割を果たしていくためには、農作業の省力化に向けた農地の大区画化や需要に応じた作物の導入がしやすくなる農地の排水対策など、農業の生産性の向上などを図る農業・農村整備を着実に進めていくことが重要と考えますので、以下、伺います。

初めに、予算の状況について伺います。

農業・農村整備を進めていくためには、国費予算の確保が重要と考えますが、近年の予算額の推移について伺います。

○佐藤禎洋委員長 農村設計課長磯嶋光世君。

○磯嶋農村設計課長 農業・農村整備の予算額の推移についてであります。近年、道に措置されました国費予算額は、前年度補正予算と当初予算を合わせまして、令和元年度が539億円、2年度が566億円、3年度が535億円、4年度が511億円、本年度は501億円となっており、地域からの要望に応え、計画的に農業・農村整備を進められる予算がおおむね確保されているところであります。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、整備の状況について伺います。

予算の状況について伺いましたが、そうした予算を活用し、全道で農業・農村整備が展開されているものと承知しております。

本道は、広大な農地を有し、気候、風土に合わせて、水田、畑作、そして酪農など、地域で特色のある農業が営まれています。それぞれの地域で、農業の生産性の維持向上に向け、道ではどのような整備に取り組んでいるのか、整備の実績と併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 農地整備課長禎研一君。

○禎農地整備課長 整備の実施状況についてであります。道では、地域それぞれの農業形態に応じた必要な整備を計画的に進めており、令和3年までの5か年では、水田地域において農地を大区画化し、スマート農業の導入などを容易にする区画整理が2万ヘクタール、輸入依存度の高い小麦や大豆などの作付が可能となるよう、農地の排水性を改善するとともに、地下から水の供給もできる地下かんがいの機能を有する暗渠排水の整備が2万4000ヘクタールとなっております。

また、畑作地域では、バレイショやてん菜など、畑作物の収量増加や品質確保のため、排水性を改善する暗渠排水が1万7000ヘクタール、雨の少ない状況においても必要な水を供給できる畑地かんがいの整備が9000ヘクタールとなっております。

さらに、酪農地域では、大型機械による作業の効率化や良質で低コストな自給飼料の生産拡大に向けた草地整備が3万2000ヘクタールとなっております。

以上です。

○滝口直人委員 次に、効果について伺います。

それぞれの地域の農業形態に合わせて必要な整備が行われているとのことですが、これまで取り組んできた整備によって、どのような効果が現れているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 農村計画課長鈴木仁志君。

○鈴木農村計画課長 整備の効果についてであります。道が行った基盤整備の有効性調査によりますと、農地の大区画化を行った水田では、水稻の年間作業時間が2割程度削減されたほか、暗渠排水により、水稻や小麦の収量が1割ないし2割増加することが確認されています。

また、畑地かんがい施設の整備を行った畑では、令和3年の高温少雨の気象条件においてもタマネギの収量が5割増加し、L以上の大きなサイズの割合が46%から89%に増加したほか、草地整備を行った草地では、牧草の収量が全道平均に比べて2割増収するとともに、年間の収穫作業

時間が1割削減することが確認されています。

このほか、整備を行った地域では、自動走行トラクターの導入促進による作業の大幅な省力化や自給飼料の確保に向けた子実用トウモロコシの生産拡大、落花生やニンニクといった新顔作物の生産を始めた事例などが確認されております。

以上でございます。

○**滝口直人委員** 次に、計画的な整備について伺います。

基盤整備の内容やその効果について伺いましたが、農作業の一層の省力化や輸入に依存している作物の生産力の強化を図るために必要な基盤整備については、地域から多くの要望が寄せられていると聞いていますので、今後も計画的に整備を進めていくことが必要であると考えます。そのためには、各地域がそれぞれの実情に応じた整備を検討することが大切ですが、地域では人材が不足しており、苦慮しているとも聞いています。

このため、計画的な整備に向け、地域の関係機関や団体を含めて、事業の推進に必要な体制づくりも重要と考えますが、道ではどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 農村振興局長高崎悟君。

○**高崎農村振興局長** 事業の推進に必要な体制づくりについてであります。農業・農村整備を計画的に進めるためには、地域が主体となって将来の整備構想づくりに取り組むことが重要と考えております。

こうした中、市町村や土地改良区などでは、農業・農村整備に精通した職員が減少し、地域の整備構想づくりや合意形成に苦慮していることから、道では、市町村などの職員を対象とした各種研修により技術力の向上を図るほか、地域の関係者が将来の整備構想について話し合う懇談会などにおいて、必要な情報提供や技術助言を行っているところであります。

道としましては、引き続き、こうした取組を通じて、事業に精通し地域の意向を取りまとめる調整力の高い人材の育成を図り、地域の整備構想づくりが円滑に進められ、事業を計画的に推進するための体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○**滝口直人委員** 次に、今後の進め方について伺います。

農業・農村を取り巻く情勢が変化する中、本道が今後も安定的に食料を供給していくためには、農業・農村整備を着実に進めていくことが求められますが、道は今後どのように進めていく考えなのか、伺います。

○**水戸部農政部長** 農業・農村整備の今後の進め方についてでございますが、近年、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、本道が我が国最大の食料供給地域として貢献していくためには、農業の生産力と競争力の強化、農村地域の強靱化に不可欠な農業・農村整備の計画的な推進が重要と考えてございます。

こうした中、地域からは、スマート農業の導入を容易とする農地の大区画化や需要に応じた作物の生産を可能とする農地の排水対策、必要なときにいつでも水が供給できるかんがい施設の整

備、自給飼料の生産拡大に向けた草地整備など、多くの整備要望が寄せられているところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域の要望を十分に踏まえ、必要な予算の確保や農家負担の軽減に努めつつ、農業・農村整備を着実かつ計画的に推進し、我が国の食料安全保障の強化に最大限寄与するよう、持続可能で生産性の高い本道農業・農村の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、地域の農地の大区画化、排水対策、かんがい施設の整備、草地整備などの多くの要望には、必要な予算の確保や農家負担の軽減に努め、持続可能で生産性の高い本道農業・農村の確立に取り組むとの御答弁がありました。

これまでの農業・農村整備予算により整備された施設の老朽化対策や農地の大区画化などの要望はさらに増加することが見込まれますので、予算の確保や農家負担の軽減にしっかりと取り組んでいただくことをお願いします。

次に、かんがい用水の停止による水田への影響について伺います。

先月、北電七飯発電所の導水管で発生した漏水事故により、渡島平野土地改良区へのかんがい用水の供給が停止されたことへの対応について、代表質問では、知事から、北電に早期の施設復帰を強く申し入れ、農業者の皆様にきめ細やかな情報提供を行い、支障が出ないように努めるとの御答弁がありました。

当面の給水対策は取られたとのことですが、北電によると、整備復旧は来年になる見通しとのことであります。秋の収穫時期まで必要な用水が安定的に確保できるのか、生産者の方々は不安を感じておられるものと思っております。

先日、北電の社長が知事に経過の説明をされたと聞いていますが、道としては、北電に対し、早期の復旧を強く求めるとともに、今後とも生産者の方々に丁寧に情報提供することが不可欠と考えますので、以下、伺います。

現在の水田への通水状況について伺います。

これまで、応急対応を行い、ほぼ全ての水田で通水が可能となったとのことですが、現在の地域内での水田への通水状況はどのようになっているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 指導管理担当課長高山洋人君。

○高山指導管理担当課長 水田への通水状況についてであります。北電七飯発電所で発生した事故により取水が停止し、渡島平野土地改良区内の水田に通水できず、水稻の生育に大きな影響が懸念される事態となったことから、道では、早期の用水確保を図るため、かんがい施設を所有する北海道開発局や土地改良区などと調整の上、順次、地域内の河川からポンプによる取水を開始し、現在は全ての水田に通水ができる状況となっております。

道といたしましては、引き続き、開発局や土地改良区と連携しながら、圃場に必要の用水が行き渡っているかを確認した上で、状況に応じ、さらなる用水の確保や営農技術指導のほか、農家の皆様の協力も得ながら、計画的に水を調整する、いわゆる番水に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、生育への影響について伺います。

7月は、水稻の生育にとって大事な時期と聞きますが、実際に水稻の生育に影響は見られないのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 技術普及課首席普及指導員松井克行君。

○松井技術普及課首席普及指導員 水稻の生育への影響についてであります、水稻の生育にとって、今月中旬から下旬にかけては、低温により稲の花粉が発育不全となる冷害危険期を迎えるなど、大切な時期となっており、渡島農業改良普及センターにおいて、圃場や生育の状況を確認したところ、現時点では、水稻の生育に必要な水はほぼ確保されており、生育に特段の遅れなどは確認されておられません。

以上でございます。

○滝口直人委員 次に、これまでの道などの対応状況について伺います。

北電の施設は今年中の復旧は見込めないとのことであり、今年の収穫まで応急対応が続くことになります。

事故発生後、営農技術指導にどのように取り組んできたのか、また、秋までどのような対応をしていくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 営農技術指導についてであります、道では、これまで、関係市町やJA、土地改良区などと緊密に連携を図りながら、圃場の状態や水稻の生育状況について確認するとともに、農家の方々に向け、圃場や水管理のポイントを伝える緊急技術情報を発出するなど、営農技術指導に取り組んできたところでございます。

今後とも、気象情報に留意しながら、圃場の状態や生育状況などを注意深く調査するとともに、関係機関と連携し、適時適切な営農技術指導に努めてまいります。

以上です。

○滝口直人委員 次に、今後の対応について伺います。

本年の稲作に影響を及ぼさない緊急的な対応と、来年以降の営農に支障を生じないよう恒久的な対応が必要になります。

今後とも、早急な復旧に向けて北電に求めることはもとより、生産者の方々へ丁寧に情報提供するとともに、管理の不徹底による事故が他の施設でも生じることがないように取り組むのか、農政部長に伺います。

○水戸部農政部長 今後の対応についてであります、北海道電力七飯発電所で発生した事故により取水が停止し、水田への影響が懸念されましたことから、道では、北海道開発局や渡島平野土地改良区、市町村、農協、北電などの関係機関・団体を構成員とする現地営農支援対策本部を設置し、関係者における情報共有やかんがい用水の確保、営農技術支援など、必要な対策を進めているところでございます。

【第2分科会 7月7日 第2号】

また、道では、北電に対し、関係者への丁寧な説明や施設の恒久的な復旧に向けた対応などを強く申し入れるとともに、今後の水稻の生育に影響が生じないように、土地改良区を通じた農業者へのきめ細やかな情報提供や農業改良普及センターによる圃場巡回と適切な営農技術指導を行っておりますほか、道内の他地域において同様の事案が発生しないよう、かんがい用水を管理する市町村や土地改良区に対しまして、改めて適切な管理を徹底するよう指導し、今後の水田営農に支障が出ないように努めてまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 ただいま、部長より、北電に対し、関係者への丁寧な説明や施設の恒久的な復旧に向けた対応などを強く申し入れるとともに、土地改良区を通じた農業者へのきめ細やかな情報提供、農業改良普及センターによる適切な営農技術指導などの取組を行ってきたとの御答弁がございました。

今後は、水稻の成長によって様々な状況の変化がありますので、適宜適切な対応をしていただくことをお願いしたいと思っております。

今後の対応につきましては、改めて知事に伺いたいと思っておりますので、委員長によりしくお取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、農業経営への支援について、令和5年第2回定例会の補正予算では、農業経営安定化支援として、高騰する肥料購入支援金20億8500万円、そして、麦や大豆の国産化推進事業費12億4200万円、スマート農業推進事業費814万円など、農林水産全体で、持続可能な1次産業づくり約36億2000万円が計上され、ほかにも、販路拡大や需要喚起など、事業が一見多く並んでいるかのように見えます。

しかし、農政部予算を俯瞰してみますと、2定補正予算額2776億円のうち、150億円、これは道予算全体の約5.4%、また、令和5年度予算全体においても、3兆1517億円のうち、1298億円、これは道予算全体の約4.1%でしかありません。

市町村担当者や農政関係者からも、例年と代わり映えのしない事業と予算が並ぶ、基幹産業である農業支援にもっと力を注いでほしい、道にはあまり期待できないなどの様々な声が届きます。

酪農業を中心に道内の農業経営の実態が厳しいことは明白であるにもかかわらず、なぜこのような力のない事業予算となるのか、農政部の考えを伺います。

○佐藤禎洋委員長 農政課長大浦正和君。

○大浦農政課長 農業予算についてであります。飼料や肥料などの生産資材価格の高騰や生乳の生産調整など、本道農業の生産環境が厳しい中、道では、昨年度から、当初予算に加え、配合

飼料への支援や肥料購入費の助成、酪農の後継牛確保などの対策を措置してきたところです。

また、令和5年度予算全体においても、生産基盤の整備をはじめ、スマート農業の推進や、麦、大豆の生産性の向上など、全国の4分の1を占める北海道の農地をフル活用しながら、輸入から国産への置き換えを促進するために必要な予算などを計上したところです。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 ただいまの答弁の中で、全国の4分の1を占める北海道の農地をフル活用するとしながらも、実際的には、事業予算を見ても、本気度や力強さが全く伝わってきません。そのため、以下、具体的課題についてもただしていくこととします。

まず、新規就農対策について、令和4年3月末現在の認定農業者数は、高齢化による離農など、前年より532経営体減少し、2万7837経営体と承知します。一方、認定法人は増加傾向にあります。新規就農者は、令和3年は477人であり、近年、横ばい傾向にあります。

地域によっては、コントラクター等の請負組織や外国人材技能実習生など、労働力確保に取り組む実態もありますが、本道農業の将来を考えると、農業の専門的担い手確保が重要です。

若手育成や移住促進などにつながる新規就農対策を強化すべきと考えますが、所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 技術支援担当局長山野寺元一君。

○山野寺技術支援担当局長 新規就農対策の強化についてであります。本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、若手農業者の育成はもとより、農外からの新規参入者をはじめとした次の世代を担う農業者の育成確保が重要です。

このため、道では、農業大学校での実践的な研修や普及センターによる若手農業者グループの活動支援を行うとともに、農業次世代人材投資事業により、新規就農者に対する経営開始時の支援や就農時に必要となる施設、機械の導入支援など、段階に応じた取組を行っているところでございます。

道といたしましては、今後とも、市町村や関係機関・団体と連携して、こうした取組に加え、新規参入を目指す方々への就農相談の実施や、農地、機械の取得や研修施設の情報発信に努めるほか、普及センターによる就農後の営農指導など、地域と一体となって担い手の育成確保に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 農業に興味を抱く障がい者の方々の就農体験など、農福連携事業を推進するに当たり、コーディネートやマッチング、介添え者などの課題もあると聞きますが、課題の解消と今後の事業展望について所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 農業経営局長新井健一君。

○新井農業経営局長 農福連携についてであります。農福連携は、農業分野における障がい者の活躍を通じて、農業の雇用人材の確保や経営の成長につながる重要な取組であり、農業側と福祉側の相互理解と協力の下、働きやすい環境を整備し、進めることが重要です。

【第2分科会 7月7日 第2号】

このため、道では、双方のお互いの立場などを学び、理解を深めるため、農業者向けと福祉事業者向けに分けた研修会を実施したほか、農業の専門家を就労支援施設に派遣し、技術的な指導助言を行うとともに、障がい者と農業者とのマッチングを円滑に進めるため、専門のコーディネーターによる支援を行っているところです。

さらに、今月には、農福連携の取組へ指導助言を行う人材を育成するため、道内初となる農水省認定の研修会を開催し、研修修了者を農業現場に順次派遣しながら、障がい者の円滑な受入れや定着に向けた支援を行うなど、農福連携の普及と定着に向けた取組を総合的に推進してまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員 ぜひ、農福連携事業について丁寧な対応をお願いします。

次に、農政予算に関連して、酪農・畑作振興についてお伺いします。

我が会派の代表質問で、牛乳贈答券などを支給する緊急支援策を契機に、消費拡大の啓蒙活動の強化について質問しましたが、それだけ、今、酪農業は厳しい経営状況に置かれています。

肉牛は、ブランド力強化など振興策に期待されますが、乳牛については、いまだに外国産乳製品の輸入が止まらず、国内の需要喚起にも限界がある中で、牛乳・乳製品の需要拡大をどのように講じていくのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 牛乳・乳製品の需要拡大についてでございますが、本道の酪農経営は、生乳の生産抑制に加え、飼料価格の高騰などにより厳しい状況が続く中、本年5月に一般社団法人Jミルクが公表いたしました需給見通しによりますと、8月からの飲用向け乳価の引上げにより、生乳生産量と需要量のアンバランスから生じる需給ギャップがさらに拡大することへの懸念が示されたところでございます。

こうした中、食生活の変化などにより、チーズの1人当たりの消費量は、10年前と比べ約2割増加しているものの、その消費量の86%が輸入チーズで占められていることから、道では、とりわけ、消費の拡大が期待できるチーズに着目し、国に対し、国産のシェア拡大に向けた支援を求めるとともに、道産チーズを使った新たな料理レシピのSNSでの発信や、関係機関や団体と連携した空港での観光客向けの牛乳配布などに取り組むほか、海外において、乳牛メーカーや輸出業者などで構成するコンソーシアムによる小売店での牛乳やチーズの販売促進の取組への支援などを行い、牛乳・乳製品の需要拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 道産チーズを使った料理レシピのSNSでの発信など、牛乳・乳製品の需要拡大の取組は承知しますが、付加価値化を図った新たな販路開拓などに努めて、酪農家の皆様が生産に意義を感じ、生乳廃棄に肩を落とすことなく、将来に希望の持てる農業政策を講じるように指摘いたします。

次に、バルククーラーの整備への支援についてお伺いします。

国際協定によるフロンガスの生産停止に伴い、代替フロン対応のバルククーラーの整備が必要となります。しかし、リースは別として、規模拡大せず現状維持の農家は補助の対象にはならず、整備に要する経費が相当の負担になっています。

酪農経営が厳しい中、道として支援する考えはないのか、所見をお伺いします。

○黒島畜産振興課長 バルククーラーの整備への支援についてでございますが、酪農経営において、バルククーラーは生乳の衛生管理や乳業工場への効率的な輸送に欠かせない重要な設備であり、これまで、国の畜産クラスター事業や独立行政法人農畜産業振興機構の生乳流通体制合理化推進事業を活用し整備してきましたが、事業の実施に当たりましては、実質的に規模拡大が必要とされてきたところでございます。

こうした中、国の令和4年度補正予算におきまして、畜産クラスター事業の新たなメニューとして省エネ優先枠が設けられ、電気使用量の削減に取り組む場合は、規模拡大をしなくても整備が可能となったところです。

また、畜産団体が実施する各種リース事業や日本政策金融公庫の低利融資も活用可能であることから、道といたしましても、振興局を通じて生産者それぞれの経営に応じた事業などの活用について丁寧に対応することにより、酪農家の皆様の負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 引き続き、酪農経営の負担軽減についてお伺いしたいのですが、酪農経営の現状は、経産牛1頭当たり10万円以上の赤字で、その赤字の約7割が配合飼料の購入費であります。

資材や電気料、燃料費、人件費など、軒並み経費も値上がりし、国の緊急対策パッケージのほか、さきの道議会臨時会においても、酪農支援策として、配合飼料価格安定制度の生産者積立金1トン当たり600円、そして、酪農生産基盤確保対策事業として、1頭当たり6800円などが措置されましたが、それでも経営改善に至らず、事業継続を危ぶむ声も多いのが実態であります。

本予算で、経営安定化・近代化施設整備資金の融資利子補給や、ゲノミック評価技術活用の乳牛改良普及事業などは承知しておりますが、酪農経営への直接的支援をさらに拡充すべきと考えます。道の所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 酪農経営への支援についてでございますが、本道の酪農経営は、飼料価格の高騰や生乳の生産抑制などにより厳しい状況にありますことから、国においては、飼料価格の高騰を受けた酪農経営の影響を緩和するための緊急対策を講じており、また、道においても、これらの対策に加えまして、飼料価格の高騰対策や生乳生産基盤の確保に向けた支援を措置したところでございます。

今月中には、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の第1・第2四半期分や酪農生産基盤確保対策の全額が対象農家に支払われる見込みでございます。

道といたしましては、引き続き、国に対し、配合飼料価格が高止まりした場合の対策をはじめ

め、生産者補給金の再生産可能な単価の設定や全国的な需給調整の確実な実施、さらには、経営の安定に必要な金融対策などを求めるとともに、関係機関や団体と一体となって、牧草やトウモロコシなどの自給飼料の生産拡大を積極的に推進するなど、外的要因に左右されにくい体質の強い生産環境づくりに努め、酪農家の方々が安心して営農を続けることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 何度も述べているのですが、飼料価格の高騰や生乳の生産抑制など、酪農家を取り巻く環境というのは、これまでもずっと厳しい状況が続いているのです。ですから、都度の緊急対策で支援を継ぎはぎするのではなくて、例えば、生産基盤と経営を根幹からしっかりと支える安定化政策などの制度設計が必要だと思うのです。

酪農支援の考え方については、改めて知事の見解を直接ただしたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続いて、鳥インフルエンザ対策についてお伺いいたします。

飼料の価格高騰を背景に、鳥インフルエンザの感染拡大により、卵の生産量が減少し、国内販売価格も高止まりしています。農林水産省では、飼料価格高騰対策事業として、畜産農家や酪農家への支援を実施し、補填金交付の新たな特例も設けました。

鳥インフルエンザは世界規模で流行するため歯止めが利かず、鶏の感染拡大を防ぐためには徹底した防疫管理が重要ですが、大量の殺処分を出さないために、例えば、鶏舎の分散化なども含めて、道では今後さらにどのような対策を講じるのか、所見をお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 鳥インフルエンザ対策についてでございますが、昨年からの欧州や北米などにおける発生の状況を踏まえると、本道はもとより、全国的に感染リスクの高い状況が続くことが想定されるところでございます。

養鶏事業を安定的に継続するためには、農場で本病を発生させないことが何よりも重要であるとともに、一たび発生が確認された場合には、迅速な防疫措置により蔓延を防止する必要がございます。

このため、道といたしましては、国が行う感染経路の検証などを踏まえ、農場周辺のため池等に野鳥が飛来する場合の防止措置や堆肥場の環境整備といったより効果的な侵入防止対策について、市町村や関係団体と連携し、農場に丁寧に伝えていくとともに、現在、国が策定作業を進めております分割管理マニュアルについて情報提供を行うなど、来るべき次のシーズンに向けて、引き続き、強い危機意識を持って取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 鳥インフルエンザ対策の徹底についてもよろしくお伺いいたします。

次に、てん菜の安定生産の確保についてお伺いします。

「令和4年度北海道農業・農村の動向」や「令和5年度予算の概要」を見ても、てん菜の生産

確保対策の記載があまりありません。道東地方にはてん菜農家も多く、製糖工場も有し、てん菜の減産は経済的な影響も大きく、糖価調整金収支の赤字を解消する財政措置など、政策支援を講ずるとともに、安定的な生産支援予算の確保を考えるべきですが、所見をお伺いします。

また、てん菜農家は、豆類等への作物変更を余儀なくされている実態にありますが、将来にわたって、てん菜が安定的に生産できるよう政策を講じるべきと考えますので、道の所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 てん菜の生産振興についてであります。国内の砂糖消費量が年々減少し、糖価調整制度の累積赤字が拡大する中、昨年12月、国は、てん菜の安定生産や製糖業者の経営安定に欠かせない本制度を維持していくため、てん菜等に対する交付金の対象数量を段階的に削減する方針を決定したところでございます。

このため、道といたしましては、輪作体系の維持を基本に、一部を需要のある他の作物へ転換しながら、てん菜の直播栽培の拡大に向けた機械の整備や新品種の導入、普及センターによる技術指導など、省力・低コスト生産に向けた取組を支援するとともに、農業団体や製糖業者と連携し、砂糖の正しい知識の情報発信や消費者へのプロモーション活動などにより、砂糖の需要喚起や理解促進を図り、生産と消費の両面から施策を総合的に展開しながら、てん菜が将来にわたって持続的に生産していけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 道の農政部は、てん菜生産の維持を守る気がないのでしょうか。ただいま答弁をいただきましたが、砂糖の需要喚起を待っている間に、このままでは他の作物への転換が進み、てん菜生産は減産の一途をたどってしまいます。

米や牛乳と同様に生産維持の危機的状況にあります。道のてん菜生産の確立に向けた力強い政策姿勢は全く見られず、道央や道東地域を中心に、製糖業や運送業など、地域経済にも大きな影響が生じてしまいます。

既に今年の3月には、北海道糖業の本別製糖所が砂糖生産を終了しました。本道のてん菜生産や製糖事業を守るために力を注ぐよう、強く指摘いたします。

次に、シロシストセンチュウが確認された圃場において、種バレイショ作付再開に向けて、根絶するまで継続的に対策を措置するとともに、抵抗性品種の開発普及の迅速化を図るべく必要な予算を十分確保して進めるべきと考えますが、昨年度の実績と今後の対策について所見をお伺いいたします。

○山野寺技術支援担当局長 シロシストセンチュウ対策についてですが、平成27年に網走市において国内で初めて発生が確認され、これまで、329圃場、1235ヘクタールにおいて発生しましたが、植物防疫法に基づき、対抗植物による緊急防除を実施した結果、昨年度までに、発生圃場の約8割となります279圃場、1056ヘクタールで検出限界以下となったところでございます。

道といたしましては、引き続き、残る50圃場、179ヘクタールについて、国はもとより、関係

【第2分科会 7月7日 第2号】

の市や町、農協、生産者の方々と一層緊密に連携を図りながら、本センチュウが検出限界以下となるよう確実に防除を実施するとともに、適切な輪作体系や抵抗性品種の作付などの蔓延防止や再発防止の取組を着実に推進するほか、国に対して必要な予算の確保と発生地域に対する支援を求めていくなど、徹底した防除対策に取り組んでまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員 ぜひ、対策の推進をお願いいたします。

次に、産地生産基盤パワーアップ事業の運用についてお伺いします。

農機のリース導入等が可能な産地生産基盤パワーアップ事業では、生産コストや販売額等の高い成果目標が必要ですが、既にコスト低減などに取り組んできた地域等は達成しづらい状況にあります。また、既に機械化体系が確立している地域においては、機械導入よりも更新への適用を求める声も多く、野菜や水稲への支援拡充などの要望もあります。

離農者を減らし、就農の継続を図るため、要件緩和と弾力的な運用について検討すべきと考えますが、道の所見をお伺いします。

○牧野生産振興局長 産地生産基盤パワーアップ事業についてでございますが、本事業は、農業の生産基盤や収益力を強化するため、必要な施設の整備や農業機械の導入などを総合的に支援する事業であり、産地からは多くの実施希望がある中で、成果目標の水準が高過ぎる、作業機械の更新を認めてほしいなど、様々な声があることは承知しております。

このため、道といたしましては、スマート農業の推進や、輸入に大きく依存している麦、大豆、さらには、野菜などの高収益作物の生産拡大などが着実に実施できるよう、国に対し、必要な予算の確保とともに、本道農業の実態に即した補助メニューや成果目標の設定などを求めていくほか、事業の実施に当たりましては、地域の関係者と一体となって、事業計画の策定や磨き上げなど、きめ細やかな支援を行い、事業の効果的な活用に努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 次に、農地、農業用施設の復旧等についてお尋ねいたします。

今年6月7日に津別町で大雨と降ひょうによる農業被害があり、ビート、タマネギ、ジャガイモなど、広範囲にわたり、茎や葉の損傷、冠水、土砂流出などが確認され、昨年も、オホーツク管内では集中豪雨により、農地や農業用施設に甚大な被害が発生しました。

今後も自然災害による被害が想定される中、被害の迅速な把握と速やかな復旧が必要と考えます。

道では、被害を受けた農地、農業用施設の早期復旧に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 農村振興局長高崎悟君。

○高崎農村振興局長 農地、農業用施設の復旧についてでございますが、近年、本道では、大規模な自然災害が頻発し、農地や農業用施設に甚大な被害が生じる中、災害が発生した際には被害の早期把握と復旧対応は極めて重要です。

このため、道では、被害発生後、直ちに市町村へ職員を派遣し、被害状況の確認を行うとともに、応急工事の実施や災害復旧工事に係る指導助言等を行うなど、復旧に向けた支援に取り組んできたところであります。

今後とも、市町村や関係団体と連携し、被災した農地などの復旧については、災害復旧事業や農業農村整備事業などを活用して復旧を進めていくとともに、道が作成した危機管理マニュアルによる初動対応訓練や災害復旧に精通した人材育成のための研修の開催など、迅速かつ円滑な復旧に向けた体制づくりを図り、早期復旧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 このことについても、どちらかというと、人材育成も大事なのですが、復旧財源の迅速な対応、道が調整機能を果たしていただくようお願いしたいと思います。

次に、農業政策の在り方についてお伺いします。

まず、需給調整機能の強化について、国内需給調整は主に生産者と団体で行っていますが、農業振興を掲げる国や道の責務も大きく、いわゆる農業3白で例えると、先ほども申しましたが、米余りが米農家の離農を促し、牛乳の余剰は生乳廃棄につながり、てん菜は糖価調整制度の傾きによる作物変更を余儀なくされている状況にあります。このままでは日本特有の農業が守られず、将来の食料自給率にも不安があります。

輸入に依存しない国内自給を基本とし、国内農業を維持増進させる需給調整システムの構築が必要と考えますが、所見をお伺いします。

○佐藤禎洋委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 食料自給率の向上についてでございますが、本道農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、安全、安心で高品質な農産物の安定的な供給を通じて国民の食を支えていくことが重要です。

このため、道では、米については、地域と連携して生産の目安を設定し、需要に応じた生産をしながら、米粉の普及や輸出の拡大に取り組むとともに、てん菜については、糖価調整制度の持続的な運営のため、生産の一部を、小麦や大豆など需要のある作物への転換を図るほか、生乳については、牛乳・乳製品の輸出や国産チーズのシェア拡大など、新たな需要の獲得に取り組みます。

さらには、担い手の育成確保をはじめ、基盤整備の推進やスマート農業の加速化により、本道農業の生産力の強化に努めるほか、地産地消や食育を進めるなど、生産と消費の両面からの総合的な施策を展開することで、我が国の食料自給率の向上に最大限貢献してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 実は、そういう単発的な対応だけじゃなくて、政治で農業を支えるシステムが必要じゃないかという話をしています。

例えば、米、てん菜、牛乳をはじめ、輸入依存度が高い農産品や飼料作物、本道特有の生産品

目など、生産余剰の傾向がある農作物については、北海道として力強く温かい支援が重要と考えています。

これまで国策で増産政策を進めてきたにもかかわらず、現在は需要がないから減産せよというのでは、地域農業の維持、文化や伝統、新たな販路の可能性、食文化を守る観点などから、産業疲弊を生み、政策目的と過程が本末転倒だと私は思っています。

地域農業者の希望や思いを大切にすべきであり、需給調整が困難なときこそ、行政が販路の新規開拓をするなど、輸入農畜産物が国内生産に影響を与えないよう、国や道が責任を持ってしっかりと対処すべきだと思っております。

今後、道としてこの点についてどのように取り組むのか、再度お伺いします。

○水戸部農政部長 需給調整機能の強化に関しまして、今後の対応についてでございますが、本道農業が持続的に発展していくためには、消費者の皆様に道産農産物を率先して選び、食べていただくことが何よりも重要だと考えてございます。

このため、道では、消費者が求める安全、安心で高品質な道産農産物の安定的な生産はもとより、地産地消や食育などの取組を通じ、より多くの方々に本道農業・農村への関心と理解を深めてもらうなど、生産と消費の両面からの総合的な施策を展開することで、農業者の方々が夢と希望を持って営農を継続できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 農政の基本戦略の観点からも質問したいのですが、食料・農業・農村基本法が平成11年に施行され、20年余りが経過しています。しかし、その法に基づく政策を進めてきた結果、食料自給率は低下し、耕作放棄地が増え、農業人口は減少しています。

情勢変化に伴う総括と方針の見直しが必要であり、物価高騰などで疲弊する本道農業を守るためにも、農業の成長産業化からかじを切り、農業経営の安定化政策を強化すべきと考えますが、道の所見をお伺いします。

○山口農政部次長 今後の農業振興についてでございますが、本道農業は、恵まれた自然環境と土地資源を生かし、専門的で大規模な農業経営体が主体となり、我が国最大の食料供給地域として発展するとともに、多くの産業と結びつき、地域の社会経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。

道といたしましては、本道農業・農村が持続的に発展し、こうした役割と期待に応えていくため、第6期北海道農業・農村振興推進計画に基づき、関係機関・団体と一体となって、また、地域の声をお聞きしながら各般の施策を推進し、北海道が有する人や農地、技術といった潜在力をフルに発揮し、国民全体の食はもとより、道民生活や地域経済を支える力強く魅力ある農業・農村の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 最後の質問になりますが、一般会計の2定補正予算額は2776億円で、さきの骨格予算を加えて、3兆1517億円が令和5年度現計予算となります。

知事は、経済政策に重点を置いて、ラピダス支援など半導体産業集積に1億2000万円、ゼロカーボン推進に100億円規模の基金創設などが計上されています。

しかし、私は、北海道の場合、広大な土地や資源を有する北海道の特色を生かし、日本の食料基地としての役割を有している、そして、農林水産業を育み支え、食と観光資源を最大限活用することこそが本道の魅力ある特色として重要と考えています。つまり、国策に翻弄されることなく、物価高騰や経営不安に苦しむ農家をはじめ、本道の広大な地域を支える1次産業をいかに守り、発展させていくかが、北海道の未来を左右すると思います。しかし、道政予算からは、地方産業を地道に育み守る意思や姿勢があまり感じられません。

少なくとも、基幹産業である1次産業、とりわけ、離農者が増えている農業の再生と発展に向け、年度予算を十分確保した上で農業政策をさらに拡充していくことが重要と考えますが、部長の所見をお伺いします。

○水戸部農政部長 農業政策の推進についてであります。世界的に食料需給をめぐるリスクが高まる中、我が国最大の食料供給地域である本道の役割と期待はますます高まっているものと認識をさせていただきます。

このため、道では、将来にわたり、安全、安心で高品質な農産物の安定的な供給に向けまして、農作業の効率化や省力化に必要な基盤整備の推進、スマート農業の加速化、担い手の育成確保、輸入依存度の高い小麦や大豆、自給飼料の生産拡大、さらには、国内市場に加えまして、新たな需要を取り込める米や牛肉、牛乳・乳製品などの輸出拡大を積極的に推進することによりまして、農業者の方々が希望を持って安心して営農を継続できる環境づくりに努め、体質の強い本道農業・農村の確立に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○鈴木一磨委員 電気料、燃油などのエネルギー価格高騰や、肥料、飼料をはじめとする物価高騰の影響で農業経営はいまだに厳しい状況が続いています。国の貿易政策により、安価な海外農産物が国内を席卷し、特に、家族経営の農家は先行きが見通せず、離農者も増えていると聞きます。

知事は、食料基地・北海道を標榜し、道政執行方針においても、持続可能な1次産業づくりを主要政策として発信しているにもかかわらず、農業を支える政策予算や事業メニューが少なく、一方で、財調まで発動させてゼロカーボン基金に100億円を積んでおり、そのような余裕などないはずだと私は思いますが、知事に改めて政策見解を直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で質問を終了いたします。

○佐藤禎洋委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時32分休憩

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

藤井辰吉君。

○藤井辰吉委員 ゼロカーボン北海道の実現に向けた「みどりの食料システム戦略」の推進について質疑をさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に向けた「みどりの食料システム戦略」の推進について、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から48%削減し、2050年には実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道の実現に向けて、農業分野では、国が推進しているCO₂ゼロエミッション化の実現を目指す「みどりの食料システム戦略」に基づく取組が重要です。

本年3月、道は、市町村と共同で、みどりの食料システム法に基づき、北海道基本計画を作成しています。

以下、その取組状況について伺います。

環境負荷の低減にも資する化学肥料、化学農薬の削減について、基本計画では、2030年度までに肥料2割、農薬1割の減少を目指すとしています。

これまでの取組の成果と今後の課題をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○鈴木一磨副委員長 食品政策課長大塚真一君。

○大塚食品政策課長 化学肥料や化学農薬の削減についてであります。道では、平成3年から化学肥料や農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業を推進しており、これまで、道総研農業試験場が419のクリーン農業技術を開発し、農業改良普及センターがそれらの普及を図りますとともに、関係機関・団体が一体となって「YES! clean」表示制度を推進し、クリーン農業に取り組む産地の拡大に努めてきた結果、全道の化学肥料、化学農薬の使用量は、取組前に比べ、共に4割削減されたところです。

一方、近年、農業生産においては、気候変動や温室効果ガスの削減といった対応が求められており、温暖化や新たな病害虫の発生などに対応した品種や生産技術の開発と普及、クリーン農業や有機農業により一層取り組むなど、化学肥料や化学農薬の削減を加速化していくことが求められていると認識しております。

以上です。

○藤井辰吉委員 温室効果ガス排出の削減と持続可能な農業経営の確立を図るためには、化学肥料や農薬の軽減などの取組に加え、環境負荷軽減に資する多様な取組が必要と考えますが、どのような取組を行っているのか、伺います。

○大塚食品政策課長 環境負荷軽減に向けた取組についてであります。本道農業が持続的に発展していくためには、化学肥料や化学農薬の削減とともに、メタンや一酸化二窒素といった温室効果ガスの排出を削減する、農地の管理や家畜の飼養管理技術の開発など、環境への負荷を軽減

する取組をより一層進めていくことが重要です。

こうした中、道では、これまで、稲わらの搬出や家畜ふん尿の堆肥化、生分解性プラスチックの使用の推進など、温室効果ガスの排出削減に取り組んできましたが、本年5月、生産者をはじめ、産学官、さらに金融など幅広い分野の方々と一体となって北海道カーボンファーム推進協議体を設立し、農地への炭素貯留など、温室効果ガスの吸収やカーボンクレジットの創出に向けた取組も推進するとしたところです。

以上です。

○藤井辰吉委員 環境負荷軽減に向けた農業の実現のため、例えば、昨年から、農業由来の温室効果ガスの約6割を占めるメタンの主要な発生源である、いわゆる牛のげっぷを減少させる研究なども進められていると承知していますが、現在取り組んでいる研究開発の内容について伺います。

○鈴木一磨副委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 環境負荷低減に向けた研究開発についてであります。道総研農業試験場では、現在、牛のげっぷによるメタンの発生量を減少させるため、メタンの生成を抑制する効果のあるカシューナッツの殻から搾った液を飼料に添加し、給与する研究をはじめ、牛から排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量を簡便に計測する研究を行っています。

また、水田におけるメタン発生を抑制するため、水田から水を一時的に抜く中干しの効果などに関する調査、年間を通じて栽培する花のハウスにおいて、環境制御を最適化することで暖房などに要する化石燃料を削減する技術の開発などに取り組んでおります。

以上です。

○藤井辰吉委員 温室効果ガスの削減量を売買できる仕組みである、いわゆるカーボンクレジットの取引市場が世界的に急拡大する中、国内では国が認証するJ-クレジット制度が運用されています。

農業分野での取組状況についてはどのようになっているのか、また、今後、道としてはカーボンクレジットの創出と普及に向け、どのように取り組むのか、お伺いいたします。

○鈴木一磨副委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 農業分野におけるJ-クレジット制度についてであります。J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、創出されたクレジットの売却やカーボンオフセットなど、様々な用途への活用が可能です。

農業分野においては、バイオ炭の農地施用による炭素貯留をはじめ、水稻栽培における中干し期間の延長や、家畜排せつ物の管理方法を貯留から強制発酵にすることによりメタン排出量を削減する取組などが認証の対象となっており、農林水産省では、認証に向けた支援やクレジットを購入する側の需要調査など、制度の普及に取り組むこととしています。

道としましては、制度の認知度の向上を図るため、農業団体、流通業者等との意見交換会や消費者へのPRを行うとともに、北海道カーボンファーム推進協議体を活用し、フォーラムを

【第2分科会 7月7日 第2号】

開催するなどして、J-クレジット制度の意義や取組事例を紹介するほか、参画者の情報共有体制の整備を図るなど、関係者が一体となってJ-クレジットの普及拡大に取り組んでまいります。

以上です。

○藤井辰吉委員 「みどりの食料システム戦略」は、革新的な技術、生産体系の開発を前提として、2050年までに目指す姿を実現する長期的な戦略です。

担い手不足や物価高騰など、当面の課題にも対応するため、道としてはどのような点に重点を置いて「みどりの食料システム戦略」を推進していくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 「みどりの食料システム戦略」の推進についてでございますが、世界的にSDGsの達成や脱炭素化の取組が求められる中、我が国最大の食料供給地域である本道の農業がゼロカーボン北海道の実現に貢献していくためには、「みどりの食料システム戦略」に沿って、環境と調和した持続可能な農業をこれまで以上に推進していくことが重要でございます。

このため、道では、第6期北海道農業・農村振興推進計画をはじめとする諸計画に基づきまして、クリーン農業や有機農業など環境保全型農業の取組の拡大をはじめ、道総研などと連携した新たな技術の開発普及やスマート農業の加速化、さらには、J-クレジット制度の普及拡大など、労働力や資材使用量の削減と、温室効果ガスの排出削減や吸収を効果的に図る各般の取組を推進することによりまして、環境と調和した食料システムの確立に努めてまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 次に、食の安全、安心に関する施策の推進について質疑をさせていただきたいと思っております。

道では、今年度、北海道食の安全・安心条例に基づく食の安全・安心基本計画を見直すと考えています。

現計画では、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」を掲げ、国際的に通用する食品の安全性確保や、食に関する知識・情報の提供など、五つの重点的推進方向を定めています。今回の見直しに当たって、以下、基本的な考えを伺います。

初めに、食の安心・安全基本計画はどのような位置づけとなっているのか、伺います。

○大塚食品政策課長 食の安全・安心基本計画についてであります。本計画は、北海道食の安全・安心条例第9条に基づき、食の安全、安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策の目標及び内容について知事が定めるものとして位置づけられており、策定に当たっては、あらかじめ道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずること、有識者や専門家で構成する北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことが規定されております。

また、本計画は、平成17年12月の第1次計画の策定以降、おおむね5年ごとに情勢の変化を踏まえた見直しを行っており、現在、道では、令和元年度から令和5年度までを期間とした第4次

計画に基づき、食の安全、安心に関わる施策を推進しているところです。

以上です。

○藤井辰吉委員 次期計画の策定に当たっては、まず、現行計画の進捗状況をしっかりと点検、検証していくことが重要であると考えます。

現在の第4次計画の概要とその進捗状況について、課題と併せて伺います。

○大塚食品政策課長 現計画の概要と進捗状況についてであります。令和元年度から5年度までを計画期間とする現行の第4次計画では、「世界から信頼される食の北海道ブランドへ」を目指す姿とし、生産から流通、消費に至る各段階での国際的に通用する食品の安全性の確保、食品の安全性を支える基礎づくり、食に関する知識・情報の提供、環境と調和した安全・安心な食品の生産、良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現、この五つを施策の重点的な推進方向とするほか、取り組むべき施策やその目標などが定められております。

この計画に基づく施策について、各部局が関係機関・団体等と連携しながら計画的に推進しており、目標の達成状況の目安として設定している指標につきましては、国際基準GAPの認証農場数や道民の小麦需要に対する道産小麦の活用率など、約7割がおおむね目標を達成している一方、「YES! clean」農産物の作付面積など、目標を達成していない指標もあり、これらに関連する施策については、次期計画の策定に向けて対応を検討していくことが必要となっております。

以上です。

○藤井辰吉委員 道では、次期計画が関係者共通の指針となるよう、様々な観点から幅広い議論を進めるものと思いますが、どのような手順で策定するのか、今後のスケジュールなどと併せて伺います。

○野口食の安全推進局長 次期計画の策定スケジュールについてであります。7月下旬に今年度第1回目の北海道食の安全・安心委員会を開催し、現計画の取組状況をお示ししながら、次期計画の骨子案について御審議いただくこととしており、翌8月には、骨子案とともに、委員会での審議を踏まえて整理した論点などをお示ししながら、地域での意見交換会を行うこととしております。

その後、10月には第2回の委員会を開催し、次期計画の素案を御審議いただき、12月には素案に対するパブリックコメントの実施、来年2月には第3回の委員会を開催して計画案を審議、答申いただいた上で、年度内に新たな計画を決定、公表する予定としております。

また、こうした策定作業の段階に応じて道議会にその内容を御報告し、御議論いただくなど、道民の方々の多様な意見をしっかりと聴取して次期計画を策定してまいります。

以上です。

○藤井辰吉委員 食育について伺います。

道では、「食」の力で育む心と身体と地域の元気」を目指す姿として掲げている食育推進計画についても、今年度、食の安心・安全計画と同様に見直すとしていますが、現計画の課題につ

いてどのように認識し、次期計画では具体的にどのような内容を示す考えなのか、伺います。

○大塚食品政策課長 北海道食育推進計画についてであります。現行の第4次計画は、令和元年度から令和5年度までを計画期間として、食育に関わる施策を総合的、計画的に推進するため、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進、食に関する理解を深める食育の推進、本道の食育推進体制の強化、この三つを基本方針として各般の施策に取り組んでいるところです。

こうした中、近年、環境負荷の軽減への関心の高まりや社会のデジタル化の推進、世帯構造や食生活の変化など、社会情勢や食育をめぐる環境は変化しており、これらに適切に対応して北海道の食育を総合的に推進していくことが重要となっております。

道としては、引き続き、食の安全・安心委員会等で幅広く御意見をいただきながら、道民の皆様の健全な食生活の実現が図られるよう、次期計画の策定に取り組んでまいります。

以上です。

○藤井辰吉委員 コロナ禍や食品価格の高騰などによる消費者の食に対する意識や行動の変化、みどりの食料システム法の策定など、食をめぐる情勢が様々に変化している中、安全、安心を継続的に確立していくためには、事業者や関係者とのしっかりした議論が重要と考えます。

多くの道民の皆様に共感を得られる共通の指針とするため、今後どのように取組を進めていく考えなのか、お伺いいたします。

○野崎農政部食の安全推進監 今後の取組についてでございますが、世界的に食料の安定供給リスクが顕在化する中、国民の皆様の環境意識の高まりやコロナ禍などによる消費行動の変化、農林漁業者の高齢化など、近年、食をめぐる環境は大きく変化しているところでございます。

このため、道といたしましては、食の安全、安心の確保や食育の推進に係る施策の検証を進めつつ、こうした変化に適切に対応し、将来にわたり道民の皆様の健康を守り、消費者の方々に信頼される安全で安心な食品の生産、供給を確保し、本道の農林漁業の持続的な発展につながるよう、有識者や専門家で構成する北海道食の安全・安心委員会での御審議をはじめ、道議会での御議論や道民の皆様の御意見を丁寧に向い、今年度中に新たな食の安全・安心計画及び食育推進計画を策定してまいります。

○藤井辰吉委員 では、次の項目の質疑に移らせていただきます。

酪農対策について伺います。

需要緩和による生産抑制を行っている中、飼料価格など生産資材の高騰に加え、子牛の販売価格の低迷、さらに、電気料金の値上げも加わり、道内の酪農家にとって厳しい経営状況が続いています。

昨年1年間に、生乳出荷を廃止した生産者は230件に上っています。さらに、8月には、牛乳・乳製品の値上げも予定されており、需要が一層緩和することも懸念されます。このような厳しい状況は過去にもないと思われませんが、この間、農林水産省や道でも過去に類を見ない規模で対策を講じてきています。しかしながら、現場からは、依然として厳しい環境は変わらないとの

悲痛の声が届いています。将来にわたって酪農経営を安定的に継続できるよう、道はどのように対応するのか、以下、伺ってまいります。

直近の酪農を取り巻く情勢について、配合飼料価格、家畜の個体販売価格、乳価などはどのようになっているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 酪農を取り巻く価格の動向についてでございますが、配合飼料価格は、世界的な穀物需要の増加などから高騰しており、工場渡し価格は、昨年10月に過去最高のトン当たり10万1196円まで上昇し、本年4月においても、9万9077円と、価格高騰前の令和2年同月の約1.5倍に高止まって推移をしております。

また、道内家畜市場における乳用雄子牛、いわゆるぬれ子の平均価格は、飼料価格の高騰による肉牛農家の買い控えや大手畜産業者の撤退などにより、需要が大きく低下しましたことから、昨年9月には、近年、例を見ない1万119円まで急落したものの、その後は回復傾向にあり、本年5月は5万5457円となっております。

乳価につきましては、ホクレンによると、令和3年度のプール乳価はキロ当たり100円8銭でありましたが、昨年11月からの飲用向けに続き、本年4月からは乳製品向け乳価が値上げ、さらには、8月から飲用向け乳価が再び値上げされることから、令和5年度は、110円25銭と、10円17銭の上昇が見込まれております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 これまで、高騰する配合飼料価格への支援や優良な乳用牛群の確保など、様々な対策を講じてきていますが、その成果についてどのように分析しているのか、伺います。

また、今定例会には、乳牛改良加速化に向けた事業費が提案されていますが、その狙いについても併せて伺います。

○黒島畜産振興課長 対策の効果などについてでございますが、昨年度、国においては、配合飼料価格の急激な上昇の影響を受ける酪農経営を支援するため、緊急対策を措置したほか、道におきましても、配合飼料価格安定制度における生産者積立金の全額支援や優良な乳用牛の確保に必要な経費を支援したところでございます。

これらの国や道の対策による支援額につきまして、本道における標準的な搾乳牛80頭規模の酪農経営で試算した場合、1戸当たり約240万円となっており、酪農家の皆様や農業団体などからは、乳価の値上げと併せて経営の安定や継続に大きな効果があったという評価をいただいているところでございます。

また、今定例会で提案をしております牛群改良加速化事業につきましては、牛の遺伝子を解析し、遺伝的能力を評価するゲノミック評価技術を活用して乳牛改良を加速化するものであり、モデル農家における実証を通じて、酪農経営の安定を図ることを目的としております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 効果は出ているということです。

【第2分科会 7月7日 第2号】

次に、課題についてですけれども、これまでの対策による成果も出ていていると考えていますが、一方、現場からは、飼料価格は高止まりしており、依然厳しいという声が多く届いております。

酪農をめぐる課題について、道はどのように認識していますでしょうか。

○鈴木一磨副委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 酪農における課題についてでございますが、本道の酪農経営は、飼料費が生産コストの約4割を占め、配合飼料価格の高騰が経営に与える影響が大きいことから、自給飼料の安定的な生産供給体制を構築していくことが重要でございます。

また、担い手の高齢化や後継者不足、先行きの不安などを理由に、本年2月1日時点の生乳出荷戸数は、4822戸と、前年から222戸、4.4%減少しております。新規就農などの担い手の育成確保や労働負担の軽減に向けたスマート農業技術の導入、TMRセンターなどの営農支援組織の整備などが必要となっております。

さらには、コロナ禍や物価高騰により生乳需給が緩和する中、道産チーズや牛乳の消費拡大、輸出の促進など、牛乳・乳製品の需要拡大に取り組み、生産者が安心して生産できる環境を早急に整えていくことが必要と認識しております。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 これまでも対策をしてきて、ある程度効果が見込めて、それでも新しい課題にまたぶち当たっているということで、今後の話についてです。

酪農経営を将来にわたって安定させるためには、飼料の国産化を進めるとともに、牛乳・乳製品の一層の需要拡大などが重要と考えます。

道としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 酪農対策に関し、今後の取組についてでございますが、本道の酪農は、我が国の生乳生産量の約6割を占め、今後ともその役割と責任を果たすとともに、地域を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、生産者が安心して生産できる環境を整えていくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、計画的な草地の整備改良や優良品種の普及などによる自給飼料の生産性向上を進めるとともに、ドローンなどスマート農業技術の活用や、TMRセンターやコントラクターといった営農支援組織に対する支援などによる労働負担の軽減、さらには、牛乳・乳製品の消費拡大や輸出の促進などに取り組んできたところでございます。

道としては、今後とも、国に対し、配合飼料価格が高止まりした場合の対策をはじめ、生産者補給金の再生産可能な単価の設定や全国的な需給調整の確実な実施、国産チーズのシェア拡大に向けた支援、経営の安定に必要な金融対策などを求めますとともに、関係機関や団体と一体となって、自給飼料の生産拡大や牛乳・乳製品の需要拡大に積極的に取り組むなど、生産と消費の両面から施策を総合的に展開することで、酪農経営の安定を図り、酪農家の皆様が将来にわたり意欲を持って営農を続けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 食のブランド化等々に関する基本計画、それから、酪農対策についても伺いましたが、今、酪農の農家さんが抱えている、当たっている壁というのは実に特殊な状況かと思えます。そこをまず乗り越えていくためには、対策の力が必要かと思えますので、どうぞ鋭意取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

今度は、農業全体の地域農業における経営相談体制の充実について質疑をさせていただきたいと思えます。

本道農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、農畜産物の生産基盤である農地の有効な活用や生産を行う担い手の育成はもとより、多様な人材の確保が重要と考えます。

3年にわたる新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の低迷等から、企業の新たな事業参入分野として、また、都市部の住民が地方に回帰する際の職業として農業が注目される一方で、既存の農業者や農業法人においては、労働力不足が顕著になっているものと承知しています。道においては、こうした多様な経営に関する相談に対応する体制の充実が求められていると考えますので、以下、道の対応について伺います。

相談対応の状況について伺います。

これまで、農業者や新たな参入などを検討している企業からどのような経営相談があり、どのように対応したのか、相談件数も含めて伺います。

○鈴木一磨副委員長 農業経営課長佐々木秀弥君。

○佐々木農業経営課長 経営相談への対応についてであります。担い手の高齢化や労働人口の減少が進行する中、本道農業が今後とも持続的に発展していくためには、多様な経営体と人材を確保していくことが重要です。

このため、道では、平成28年度に農業参入に関心がある企業の相談窓口として企業連携・農業法人化サポートデスクを開設し、企業と地域とのマッチングなどを支援するとともに、30年度には農業者の相談窓口として農業経営相談所を開設し、法人化や経営継承、労働力確保といった相談内容に応じ、必要な情報提供や専門家の派遣による助言指導を行ってきたところでございます。

なお、開設以降、令和4年度までに、企業連携サポートデスクには、サービス業や食品製造業、農産物販売業などの企業から496件、経営相談所には、農業者から222件の相談が寄せられたところでございます。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 道は、多様で複層化している相談内容に対応するため、本年4月から農業経営課内に新たに農業経営・企業連携サポート室を設置したと承知していますが、どのような体制で、具体的にはどのような業務を行うのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農業経営局長新井健一君。

○**新井農業経営局長** 農業経営・企業連携サポート室についてであります。近年、農業者や企業から寄せられる相談内容は、従前の法人化や農業者個人の経営継承に加え、雇用人材の確保や企業との業務連携、福祉関係者の農業参入など、より多様で複層化したものとなっております。

このため、道では、関係団体と連携し、農業者や企業が抱える様々な課題に的確かつ機動的に対応するため、本年4月、農業経営課内に6名から成る農業経営・企業連携サポート室を新たに設置し、農業者の経営相談、企業の農業参入、雇用人材の確保、農福連携の四つの業務の窓口を一元化して総合的に支援することとしたところです。

サポート室においては、農業者や企業からの相談対応に加え、企業の農業参入に向けた地域とのマッチングの強化や雇用人材の確保と農福連携のための働きやすい職場づくり、地域の潜在的な人材に対する農業の魅力の発信などに取り組むこととしております。

以上でございます。

○**藤井辰吉委員** 新しくつくった相談窓口は、どういう体制で、どういう複層化された課題について、どういう人たちから相談を受けているのかという状況的なものを聞きましたけれども、サポート室を設置してから3か月が経過しています。この間、どのような取組を行ってきたのか、教えてください。

○**佐々木農業経営課長** サポート室の取組状況についてであります。本年4月にサポート室を設置して以降、6月末までに、農業者から10件、企業から9件の計19件の相談があり、情報提供や指導助言などを行ったほか、必要に応じ、中小企業診断士を派遣するなどの支援を行ってきたところでございます。

また、サポート室では、企業参入を促進するため、道内の全市町村にアンケート調査を行い、企業参入に係る地域の意向や参入候補地となる遊休農地の有無を把握するとともに、現在、農業現場における雇用人材を確保するため、退職予定自衛官を対象としたインターンシップの実施に向けた準備を進めているところでございます。

さらに、今月には、農福連携の取組へ指導助言を行う人材を育成するため、道内初となる農水省認定の研修会を開催し、研修修了者を農業現場に順次派遣しながら、障がい者の円滑な受入れや定着に向けた支援を行うこととしております。

以上でございます。

○**藤井辰吉委員** もともと持っていた相談窓口を複層化に対応すべくさらに発展させ、どういう体制で取り組み、3か月間でどういうふうな経過で取り組んできたのかという現状について聞きましたが、今度は、農業の発展につなげていくための取組について質問をいたします。

サポート室を中心とした経営相談の取組を通して、道内において多様な人材を確保し、その成果を本道農業の発展にどのようにつなげていく考えなのか、最後にお伺いいたします。

○**水戸部農政部長** 多様な人材の確保による本道農業の発展についてであります。農業従事者の減少や高齢化が進む中、本道農業・農村が持続的に発展をしていくためには、多様な経営体と人材を確保していくことが重要であると考えておりますことから、道では、本年4月、農政部内

に農業経営・企業連携サポート室を新たに設置し、様々な課題を抱えている農業者や企業に対する支援の強化を図ったところでございます。

道としては、農業者への相談活動を通じた経営の体質強化や地域農業の担い手となる企業の参入促進、担い手を支える雇用人材の確保に加えまして、新たな働き手として期待をされる農福連携の推進など、サポート室における各般の取組を通じまして多様な経営体の育成と人材を確保し、これら経営体などが生き生きと活躍し、地域の農業・農村を活性化することによりまして、本道農業・農村の持続的な発展につなげてまいります。

以上でございます。

○藤井辰吉委員 持続的な発展と活性化のために体制を強化したものと見ておりますので、ぜひその目的を達成していただきたいなと思います。応援します。

質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木一磨副委員長 藤井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

淵上綾子君。

○淵上綾子委員 皆様、お疲れさまです。

藤井委員に引き続き、本日3度目の淵上でございます。時間は3分ですが、遵守しますので、よろしく願いいたします。

農政部への質問に、トイレということで、困惑された方もいらっしゃるかと思いますが、トイレは大事です。SDGsで言うと6番になります。以下、質問してまいります。

昨年第2回定例会で、農業現場へのトイレの設置について伺いました。若手農業者の方から、農繁期等におけるパート労働力の確保のためには、トイレの設置などの働く環境を整えることが必要との御意見があったとの答弁がありまして、私から補助金の改善を求めました。その後の進捗について伺います。

○鈴木一磨副委員長 政策調整担当課長小谷馨一君。

○小谷政策調整担当課長 トイレの設置に関する事業についてであります。農場などにおいてトイレの設置に活用できる補助事業といたしましては、農山漁村振興交付金と女性の就農環境改善緊急対策事業の二つの国の直接採択事業がございます。

道では、委員からの要望等の以降、道が行う農業・農村での女性が活躍できる環境づくりを目指した会議において、事業の周知を図ったほか、北海道農業公社に委託して開設しております北海道6次産業化サポートセンターに対し、道と農林水産省北海道農政事務所が連携して、地域の生産者を訪問する際や相談者などを対象に、事業の周知を依頼するなど、機会を捉えて事業の活用が進むよう取り組んだところでございます。

○淵上綾子委員 農山漁村振興交付金、女性の就農環境改善緊急対策事業費でトイレの設置がその後進んだのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 技術普及課長鈴木章代君。

○鈴木技術普及課長 トイレの設置についてであります。昨年第2回定例会予算特別委員会

【第2分科会 7月7日 第2号】

におきまして、トイレの設置に関する事業の活用状況について、農山漁村振興交付金では、平成29年度に2件、令和2年度に1件、女性の就農環境改善緊急対策事業では、令和3年度に2件の実績があったことを御報告したところです。

令和4年度におきましては、農山漁村振興交付金で、札幌市で1件、女性の就農環境改善緊急対策事業では、札幌市の株式会社ふるさとファームが、男女別のトイレを設置し、新篠津村の有限会社大塚ファームでは、男女別のトイレと女性専用水洗トイレを更衣室と併せて設置したところです。

以上です。

○**淵上綾子委員** 3件増えたということですが、全道の農業者に比べると本当にごく僅かなのですね。トイレの設置につながるよう、制度の改善を国に求めていただきたいと思います。所見を伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 農政部次長山口和海君。

○**山口農政部次長** トイレの設置に関する制度についてでございますが、市民農園や体験農園の開設、障がい者等に配慮したユニバーサル農園を開設する場合の簡易トイレなどの整備に対して支援する農山漁村振興交付金、及び、男女別トイレの整備に対して支援する、女性の就農環境改善緊急対策事業について、より多くの生産者の方々に知っていただき、有効に活用していただけるよう、引き続き、国などの関係機関・団体と連携をしながら、その周知を図り、働きやすい職場環境づくりに努めるとともに、女性農業者などを対象とした道が主催する会議やセミナーを通じて、トイレを含む女性が働きやすい環境づくりの課題などについて把握してまいります。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** ありがとうございます。

トイレには、人を引きつけ、そして、ほっとさせる力があります。そして、誰にとっても必要です。トイレには神様がいる、そんな話もありますけれども、本道農業もきっと応援してくれると思います。トイレの設置を希望する農業者が設置できるように、ぜひとも生の声を聞いていただきたいというふうに思います。

次に、施設園芸について伺います。

初めに、道は、第6期北海道農業・農村振興推進計画の中で、施設園芸を推進するとしていきます。生産の安定性、農薬の使用による環境への負荷、災害への強さ、スマート農業や農福連携との親和性などの観点から、道は施設園芸をどのように捉えているのか、伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 園芸担当課長畠山透君。

○**畠山園芸担当課長** 施設園芸についてであります。積雪寒冷な本道において、作物が周年で安定的に生産が可能な施設園芸は重要な営農形態であり、道の第6期農業・農村振興推進計画におきましても、スマート農業技術の導入を図りながら、ハウス内の環境モニタリングデータを活用した生産性の向上や、高度な環境制御技術を地域へ普及することが位置づけられているところでございます。

また、道内では、バイオガスなどの再生可能エネルギーを活用し、環境負荷を低減しながら、イチゴを周年栽培する取組や、農福連携により、それぞれの個性を生かし、葉物野菜を栽培する取組が展開されており、地域資源の活用や雇用の拡大にも結びつく取組であると期待しているところでございます。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** 水耕栽培について伺います。

実質的にクリーンな農業であっても、土を使わないという理由で、「YES! clean」からは外れてしまいます。

表示制度の範囲を広げる、あるいは、新たに創設するなどを検討することで、さらなる施設園芸の振興、ひいては、食料の安定供給につながると考えます。所見を伺います。

○**鈴木一磨副委員長** 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○**野崎農政部食の安全推進監** 水耕栽培を対象とした表示制度についてであります。クリーン農業は、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全、安心、品質の高い農産物の安定生産を進める農業でありまして、クリーン農業の普及拡大を目的とした「YES! clean」表示制度は、化学肥料や化学農薬の使用量に関する基準だけではなく、投入する堆肥の上限量や下限量、堆肥を含め使用する肥料全体に含有する窒素の量なども登録基準として設けられているところでございます。

このため、水耕栽培は、「YES! clean」の対象とはならないものの、化学肥料と化学農薬の使用の低減は環境への負荷の軽減に貢献をいたしますことから、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の認定対象とされているところでございます。

道といたしましては、この認定制度を推進するとともに、スマート農業技術の導入によりまして、高度な環境制御技術を地域へ普及するなど、施設園芸における栽培の効率化や安定生産に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**淵上綾子委員** ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○**鈴木一磨副委員長** 淵上委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○**白川祥二委員** 通告に従い、順次質問いたします。

初めに、食料・農業・農村基本法に関する中間取りまとめ報告について伺います。

農林水産省の有識者部会が、食料・農業・農村基本法の初の見直し作業で、食料安全保障を柱にした中間取りまとめを報告しています。

この中で、気候変動やロシアのウクライナ侵攻による食品輸入不安を背景に、需給逼迫時には、政府が、不測事態の宣言を出し、備蓄放出や農家への穀物増産指示ができるような制度設計づくりが盛り込まれたほか、平時からの備えにも初めて言及し、食料自給率目標だけではなく、

【第2分科会 7月7日 第2号】

輸入以外の肥料調達など、課題別に指標を設定すると言います。

とはいえ、この20年間で農業人口は半減し、減反政策廃止など、第2次安倍政権以降に競争原理が強まり、現場は疲弊しており、とても非常時対応の余力などが残っているとは思えませんが、今回の中間取りまとめ報告に対する道としての所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 中間取りまとめについてでございますが、国は、昨年9月から、食料・農業・農村基本法の検証見直しに向けた検討を進めており、本年5月29日の第16回基本法検証部会において中間取りまとめが整理されたところです。

この中間取りまとめでは、現行基本法の基本理念と併せ、平時からの食料安全保障をどう確立していくか、環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立などの視点が新たに盛り込まれていると承知をしております。

道では、昨年7月から、庁内に食料安全保障に関する推進チームを設置し、本道農業・農村が競争力を一層強化し、我が国の食料安全保障の強化に最大限貢献できるよう、本道の実情に即した施策を提案、要望してきたところであり、このたびの中間取りまとめは、道がこれまで国に提案してきた内容がおおむね反映されたものであると認識をしております。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、食料安定供給の具体策について伺います。

生産調整を直接担ったかつての農政への回帰や競争路線の修正だけでは、今後の展望は見えません。

食料安定供給の具体策をきちんと示すべきと考えますが、所見を伺います。

○山口農政部次長 食料安定供給に向けた具体策についてでございますが、中間取りまとめは、1999年の現行基本法制定から約20年間における農業構造の変遷や国際的な議論の進展など情勢の変化をはじめ、政策の検証や今後20年程度を見据えた課題の整理、さらに、これらを踏まえ、見直すべき基本理念や基本的な施策の方向性について集中的に議論を行い、取りまとめられたものと承知しております。

また、先般、総理大臣から、年度内を目途に施策の実施に向けた工程表を取りまとめるよう指示が出されたところであり、食料安定供給の具体策などについては、今後の国の動きを注視しながら、引き続き、庁内推進チームにおいて検討し、本道の実情に即した施策となるよう、国に対して提案をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、増産指示の実効性についてでありますけれども、1999年に施行された基本法は、国の価格政策で農家を守った旧法の仕組みを転換し、農村振興を図る一方で、市場任せは禍根も残しています。

当時の日本は世界最大の食料輸入国でしたが、現在は状況が一変し、経済的な地位は下がり、円安で輸入コストも増えています。こうした状況の下、中間報告では不測時の増産などに対する

農家補償も想定した法整備を検討していますが、果たして計画的に輪作する農家への増産指示に実効性があるのか、危惧されます。

増産指示の実効性についての道の所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 政策調整担当課長小谷馨一君。

○小谷政策調整担当課長 不測時の増産指示などについてであります。中間取りまとめでは、不測時の増産指示や流通規制、調達の指示などについて、義務的措置や財政措置等の必要性について再度検証を行うべきとされておりますが、基本法検証部会の委員でもあるJA全中会長からは、増産の指示について、工業品であれば対応できるが、農業の場合は、農地と人という生産基盤があり、非常に難しいといった発言がなされたことと承知しております。

また、不測時の対応は、そのリスクの度合いに応じ、備蓄の放出、買占めの防止等から始まり、増産指示や流通規制、調達の指示、さらには、食料の配給等までを想定してありまして、それぞれの実施方法や効果などを十分に検討しながら、実効ある施策とする必要があるものと考えております。

道といたしましては、不測時への対応については、食料安全保障の強化に係る重要な項目でありますことから、今後の国の検討を注視してまいります。

○白川祥二委員 次に、大規模集約化における危機回避について伺います。

国の交付金をめぐる混乱で水田の畑作転用も足踏みする中、報告では、大規模化やスマート農業による生産性向上も掲げていますが、全く新味に乏しい内容となっております。

農業産出額は年間約1兆2000億円と増加傾向にあり、確かに、酪農を中心に大規模集約化が進み、生産性は確実に上昇していますが、需要減やコスト増など、市場環境が農家経営をますます左右しやすくなる現状においては、離農の急増も懸念されます。

また、輸出入とは関係なく、集約化することでも不測の事態を招きかねません。最近の事例としては、千歳の鳥インフルエンザ続発では、道内の2割超の120万羽が処分され、品不足に伴い、価格が高騰しています。

中間報告では、これらの課題に全くと言っていいほど応えていませんが、大規模集約化における危機回避の在り方について道の所見を伺います。

○小谷政策調整担当課長 大規模化や集約化における危機回避についてでございますが、担い手への農地の集積が進み、大規模経営が数多く展開されている本道においては、一たび、病害虫や家畜伝染病等が発生した場合には大きな被害になることが懸念されます。

このため、道では、耕種農業におきましては、重要病害虫の蔓延を防止するため、適正な輪作体系の構築を推進するほか、畜産においては、家畜伝染病予防法に基づき、生産者による飼養衛生管理基準の遵守などについて、地域関係機関や団体等と連携し、丁寧な衛生指導を実施してきたところでございます。

引き続き、重要病害虫への対応として、抵抗性品種の作付など、蔓延防止や再発防止の取組を着実に推進するほか、養鶏場の分割管理については、先般、国が示した飼養衛生管理指導指針の

【第2分科会 7月7日 第2号】

見直しなどに関する情報の提供を行い、高い危機管理意識を持って防疫対策を進め、大規模生産者の皆様が将来にわたり安心して経営を続けられる環境づくりに努めてまいります。

○白川祥二委員 次に、物流の安定化について伺います。

道内では、旅客赤字からJRの在来線廃止が進んでいますが、特に、鉄道貨物網は食料安全保障の生命線という観点から、国全体で存続に向けた枠組みづくりを図る必要があると考えますが、このことについて、食料安全保障上の観点から見た農政部の見解を伺います。

○鈴木一磨副委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 物流の安定化についてであります。鉄道貨物輸送は、大量輸送が可能で、本道農産品の移出や道外からの生活必需品の移入をはじめ、本州においては内陸地域への石油輸送を担うなど、我が国全体の産業や暮らしを支える不可欠な輸送手段であります。

こうした中、国では、有識者や鉄道事業者などで構成する、今後の鉄道物流のあり方に関する検討会において、労働生産性や環境性能に優れた鉄道貨物輸送の拡大に向けた検討を行い、昨年7月に、貨物鉄道の機能強化などの取組の方向性を示したところです。

道としましては、本道が我が国最大の食料供給地域として、将来にわたって農産品等を国民の皆様が安定的に供給する役割を果たしていけるよう、引き続き、国に対し、鉄道貨物ネットワークの維持や強化に向けた対策を求めるとともに、農業団体と連携して積卸し作業の効率化に向けたパレット化をはじめ、共同輸送や中継輸送、さらには、大量輸送が可能な鉄道輸送へのモーダルシフトの推進など、安定的かつ持続的な物流ネットワークの確保に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○白川祥二委員 次に、6月9日の知事の記者会見についてでありますけれども、中間取りまとめに関し、知事は、我が国最大の食料供給地域である本道の農業・農村が、将来にわたり環境に配慮しながら生産力と競争力を一層強化し、食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与していくことができるように、これまで北海道が国に対して様々提案してきた内容がおおむね反映されたものであると認識していると発言されています。

ロシアのウクライナ侵攻や気候変動、世界人口の増加を背景に、食料や生産資材を輸入に依存する日本において、食料安全保障上のリスクが高まる中、その一方では、米や牛乳は余ると過剰生産と言われ、卵は足りないと大騒ぎになります。国民の命に関わる国の食料政策が臨機応変と言えればそれまでですが、言わば猫の目農政のような浮足立ったやり方で決してよいはずはありません。

これまで北海道が国に対して様々提案してきた内容がおおむね反映されたという知事の発言は、国の方針に従えば、食料自給率の向上や食料安全保障上の強化が図られるといった趣旨にも受け取れますが、部長は、どのように把握、理解されているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 食料安全保障の強化などについてであります。世界的に食料需給をめぐる

リスクが高まる中、食料の安全保障は国民一人一人に関わる大変重要な問題であり、全国の農地の4分の1以上を有し、我が国最大の食料供給地域である本道の役割や期待はますます高まっているものと認識をしております。

こうした中、先般、国が公表した中間取りまとめでは、食料自給率に占める本道の割合を向上させながら、将来にわたり安全、安心で高品質な農産物の安定的な供給に向けまして、担い手の育成確保はもとより、農作業の効率化や省力化に必要な基盤整備の推進、スマート農業の加速化など、本道農業の生産力と競争力を支える人、農地、技術といった生産基盤の一層の強化を目指すものとなっており、道がこれまで進めてきた施策の方向に一致するものとなっていると認識をしております。

道としては、今後とも、本道の農業・農村の実情に即した政策を実現し、農家の方々が夢と希望を持って営農を継続できるよう、引き続き、国に対し政策提案を行うなど、働きかけてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 早い話、この20年間で食料・農業・農村基本法でどのようになったか、農業・農村が本当に衰退している現状、それと今の安全保障上の危機があるということだけは言っておきます。ただ、今回の中間取りまとめでは、物流、販売も含め、産地から消費者に届ける食品アクセスの重要性に触れており、この点は評価できると思います。

次に、水田活用交付金制度についてでありますけれども、稲を植えない水田を対象にした国の交付金制度であり、昨年度から5年間に一度も稲を植えない水田は交付金の対象外となりましたが、今季からは期間中に1か月以上水を張れば交付する例外規定が加わり、このため、交付金を受け取れることを前提に経営する農家は多く、作付前や収穫後の1か月間だけ水を張る動きも出てきております。ただ、農家に見れば作業負担が増え、なおかつ、諸物価高騰のあおりを受け、離農も考えざるを得ないと困惑が広がっています。また、畑への水張りは転作作物の品質を落とし、収量を減らすこともあります。

そこで、以下、道の対応などについて伺います。

畑への水張りによる転作作物の品質や収量に及ぼす影響について、道はどのように受け止めているのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 水田担当課長山根敏史君。

○山根水田担当課長 転作作物への影響についてでございますが、水田活用の直接支払い交付金の受給に当たり、今後、水稻の作付を行わない場合は、5年に1度、1か月以上、水田に水がたまることが要件とされたところでございますが、地域からは、転作作物の生産への影響などについて懸念の声が上がっているものと承知をしております。

道といたしましては、小麦や大豆などの畑作物の収量や品質を確保するためには、排水対策や土づくりが重要と考えており、今後、地域における転作作物の作付動向を踏まえながら、試験場や普及センターの協力を得て課題の把握と必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、北大大学院農学研究院の東山寛教授は今回の制度改定が離農を増やすきっかけにならないかと懸念されているという記事を目にしましたが、私も、この制度改定が離農を増やすきっかけになる可能性があると考えます。

このことに対する道の所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 生産振興局長牧野充君。

○牧野生産振興局長 水活交付金の見直しによる影響についてでございますが、国は、今回の見直しにおいて、水田を畑地化して小麦や大豆などの生産に取り組む生産者を支援する畑地化促進事業を措置いたしました。地域や生産者の皆様からは、畑地化により、農地の価格下落や流動化の停滞など、地域の農業に様々な影響が及ぶといった懸念の声が寄せられております。

道といたしましては、オール北海道の関係機関・団体で構成いたします連絡会議において、産地が抱える影響の検討を進め、必要な対策を国に求めますとともに、市町村や農協、土地改良区などはもとより、生産者の皆様に対し、畑地化に当たっての制度の充実や国の予算状況などにつきまして迅速に情報提供を行うなど、今後とも、現場の声に丁寧に耳を傾けながら、生産者の皆様の不安を払拭していく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 今、それぞれ所見を伺いましたが、この制度改定に関し、今後、農家からの意見や要望をどのように取り入れて対応していくおつもりなのか、伺います。

○牧野生産振興局長 要望などへの対応についてでございますが、道では、これまで、水活交付金の見直しに的確に対応するため、関係機関・団体のオール北海道で構成する連絡会議におきまして、地域や生産者の皆様からの声を受け止めた上で課題の把握や対応策の検討を行いまして、今後の産地形成に向けた支援などについて国に対して提案してきたところでございます。

道としては、引き続き、地域における新たな産地づくりに向けた検討への参画や、現場の課題や影響に関する調査などを通じまして、生産者の皆様の意見や要望を把握するとともに、連絡会議におきまして、必要な対応策を検討し、地域の実情に即した制度の運用や必要な予算の確保を国に求めるなど、生産者の皆様が将来にわたり意欲を持って営農していけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、空知総合振興局長の記者会見について伺います。

新聞報道によれば、6月の着任会見で、水田活用交付金の厳格化について、転作奨励金にしがみつくとではなく、必要な基盤整備への支援を求めていくべきだとありました。御本人は、空知農業の今後に向けて前向きに発言されたつもりでしょうけれども、離農も考えざるを得ない苦渋の決断を迫られている農家の皆さんにとっては、やりきれない発言です。

農政部長として、この発言をどのように受け止めているのか、率直な感想なりお考えがあればお聞かせ願います。

○水戸部農政部長 水田活用交付金制度の見直しについてでございますが、本道の水田農業は、昭和45年の減反政策から長きにわたる米の生産調整の下で営まれておりまして、これまで幾度となく制度が変更されてきたわけでございますけれども、このたびの見直しは、これまで以上に大きな見直しであったことを受けまして、空知地域における水田農業の将来像について十分に話し合いを持ってほしいという強い思いから、そのような誤解を招く発言になったものと私自身は受け止めてございます。

水田農業につきましては、道として、今後とも、フルに活用し、主食用米はもとより、加工用米や輸出用米などの多様なニーズに対応した米生産を進めますとともに、畑作物や野菜などの作付が可能な圃場においては、地域の特性に合った作物生産を推進しながら、本道の水田農業が将来にわたって持続的に発展していけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 この振興局長は私の昔からの知人であり、まさしく農業に対しては熱い心を持っておりまして、多分、これは、前段、中段、後段の記者とのやり取りの中で切り取られたものなのかなと私は理解しておりますけれども、まずは、農家の皆さんの苦しみをしっかりと胸に刻みながら、空知農業の持続的発展に向け、より一層尽力していただけるようお願いし、次の質問に移ります。

酪農経営について伺います。

酪農家の皆さんは、飼料の値上がりや需要の低迷などで苦境に陥っています。酪農業が苦しむ最大の原因は、ロシアのウクライナ侵略で穀物の需給が逼迫し、飼料価格が高騰したことです。

我が国は、乳用牛の餌に使うためのトウモロコシや麦などを混ぜた配合飼料の多くを輸入に頼っており、その価格は、昨年12月には既に2年前の約1.5倍にもなっています。また、牛乳の需要は、新型コロナウイルスの流行で外食向けなどが落ち込み、今も戻り切っていません。さらには、コストが上がっても十分に価格転嫁できない状況に置かれています。

それだけでなく、酪農は高齢化や後継者不足が深刻で、新たにコスト増と需要減の二重苦のしかかれば、生産基盤が損なわれかねず、支援が急務となっています。

そこで、以下、課題や対応について伺います。

牛乳・乳製品の販路拡大についてであります。消費の裾野拡大はもとより、円安を利用し、輸出増を図ることも大切です。生産過剰分の調整弁にもなり得るものであり、具体的な販路拡大こそが急務と考えますが、所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 農業付加価値向上担当課長竹内伸康君。

○竹内農業付加価値向上担当課長 牛乳・乳製品の販路拡大についてであります。酪農経営を取り巻く環境が厳しい中、今後とも道産の牛乳・乳製品の需要を拡大していくためには、北海道のブランド力を生かしながら、国内での消費拡大はもとより、海外市場の開拓に重点的かつ戦略的に取り組むことが重要であります。

このため、道では、国内においては、関係機関や団体と連携し、道産チーズを使った新たな料

理レシピのSNSでの発信をはじめ、子育て世帯への牛乳プレゼントキャンペーンや空港での観光客向けの牛乳配布によるPRなどを行うとともに、海外においては、乳業メーカーや輸出業者などで構成するコンソーシアムが行う展示会への出展や消費者の方々に対する牛乳やチーズなどを活用した家庭食メニューの提案を行うほか、今後、大きな需要が見込まれる中国などの輸入条件の緩和に向けた国への要望を実施するなど、国内外における道産牛乳・乳製品の販路拡大に一層努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、乳製品の低関税枠について伺います。

国は、国内酪農が苦境の今も、乳製品のカレントアクセスとして、毎年、13万7000トンを入力しています。関税貿易一般協定以来の国際約束と言いますが、全量輸入の義務は負わないとの見方もあります。

見直す余地もあるのではないかと考えますが、道の所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 畜産振興課長黒島誠計君。

○黒島畜産振興課長 乳製品のカレントアクセスについてでございますが、日本は、WTO協定に基づき、生乳換算で、毎年、13万7000トンの乳製品の輸入機会を提供する法的義務を負っており、輸出国が凶作で余力がないなどの客観的に輸入が困難な状況が明らかでない限り、この義務を果たす必要があるものとされております。

また、国では、カレントアクセスの輸入枠数量に関し、毎年、需給動向を踏まえ、脱脂粉乳やバターなどの乳製品について、国内需給に極力悪影響が出ないようにバランスを工夫しながらそれぞれの数量を設定しており、令和4年度当初は、バターで7600トン、脱脂粉乳で750トンが設定されたところです。

一方、昨年度は、脱脂粉乳の在庫が積み上がっていたことから、脱脂粉乳の輸入枠数量の一部をホエーなどの乳製品に振り分けるといった緊急的な対応を行ったところであり、道といたしましては、今後も、国による制度の運用状況について注視するとともに、国に対し、生乳の需給環境の改善を図るため、脱脂粉乳の着実な在庫対策を求めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 僕の知っている限りでは、ヨーロッパにおいては、カレントアクセスを100%やっていないというような情報もありますので、なぜ日本だけやっているのかという疑問もあります。

次に、国産飼料への転換などについて伺います。

輸入穀物飼料の価格が高騰する中、国産飼料の需要が高まっています。こうした中、ホクレンは、この需要に応えるため、飼料向け子実用トウモロコシの生産拡大に乗り出し、これにより輸入に頼る状況を少しでも改善し、国内での飼料自給率を向上させる取組を進めています。

このほか、国産飼料として注目されつつある稲発酵粗飼料、いわゆるWCSは、水田の有効活用や飼料自給率の向上といったメリットがあり、WCS用の稲は、基本的な栽培技術が主食用水

稲と同じで、機械がそのまま利用でき、専用の収穫機械により収穫作業を効率的に行うことができることから、国でも経営所得安定対策の戦略作物として推進してきております。

そこで、以下、何点か伺います。

初めに、国産飼料への転換のための農家への支援策について伺います。

子実用トウモロコシに関する問題について、令和3年第1回定例会における私の質問に対し、土屋副知事は、今後とも、栽培技術の向上を図るとともに、食用としての流通実態を把握するほか、子実用トウモロコシの作付拡大や安定的な供給体制の構築に取り組む地域を支援してまいりたい旨、答弁されていますが、あれから2年以上たちます。

これまでどういった支援がなされ、今後どのように支援していくのか、また、課題も含め、併せて伺います。

○牧野生産振興局長 子実用トウモロコシの生産支援についてでございますが、飼料価格の高止まりや個体販売価格の低迷などから本道の酪農・畜産経営が厳しい状況にある中、配合飼料の原料となる子実用トウモロコシの生産と利用の拡大を着実に進めていくためには、生産コストの低減や収量の向上、安定的な生産供給体制を構築していくことが課題と認識しております。

このため、道では、国の事業も活用し、低コスト・省力化に必要な収穫機械の導入や乾燥調製施設の整備を支援するほか、農業改良普及センターによる栽培技術指導などを行ってきたところであり、今後とも、関係機関・団体と連携いたしながら、新たに作付を行う耕種農家に対する作業機械等の導入支援に加え、畜産農家との長期の利用供給契約の締結の促進や飼料給与情報等の共有など、国産飼料の利用拡大に向けました耕畜連携の取組を推進し、本道における子実用トウモロコシの生産を通じた自給飼料の生産体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 次に、稲発酵粗飼料の生産推進についてでありますけれども、稲発酵粗飼料は連作障害がない、また、良好な栄養価を有し、牛の嗜好性も高いなどのメリットがあることから、近年、作付面積が増加していると承知しております。国産飼料への転換を図っていく上で、子実用トウモロコシと同様、有望な作物であると考えます。

稲発酵粗飼料のさらなる生産の拡大を図るためには、水田農家と畜産農家の条件面を含めたマッチングなどの支援が必要であり、一般的な経営面積の水田農家も稲発酵粗飼料を生産できる環境づくりが重要と考えます。

今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○牧野生産振興局長 稲発酵粗飼料の生産拡大についてでございますが、主食用米の消費量が減少する中、水田の生産力を維持強化しつつ、国産粗飼料を安定的に生産していくためには、ホールクroppサイレー用稲などの生産拡大を進めていくことが重要です。

このため、道では、産地交付金による作付支援に加え、北海道農政事務所と連携いたしまして、稲作農家からの供給量と畜産農家の需要量を調査し、マッチングを行うなど、耕畜連携による生産体制の強化に取り組んできたところでございます。

一方、こうした取組を拡大するためには、畜産農家の需要に応じて安定的に供給することや品質の確保が求められるため、稲作農家個人では対応が困難でありますことから、道では、関係機関・団体と連携いたしながら、国の事業を活用し、稲作農家に対するサイレージ調製に必要な機械の導入支援や飼料の発酵に必要な調整技術の情報共有に取り組むほか、畜産農家との長期の利用契約締結の促進など、稲作農家が飼料作物の生産に取り組みやすい環境づくりを進め、地域ぐるみで自給飼料の生産基盤に立脚した体質の強い酪農・畜産経営の確立を図ってまいります。

以上でございます。

○白川祥二委員 種々御答弁いただきましたけれども、輸入飼料価格が高騰を続ける中、食料安全保障上のリスクを軽減させる観点からも、子実用トウモロコシやWCSなどの地域の資源をもっともっと有効に活用するためにも、ハード、ソフトにおいて道が主体となってマッチングなどの支援を行う必要があると思います。このことについて、知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長にはお取り計らいをお願いいたします。

次に、高病原性鳥インフルエンザについて伺います。

初めに、採卵鶏の殺処分についてであります。今春、千歳市で3件の鳥インフルエンザが相次いで発生し、道内の約2割超を占める120万羽の採卵鶏が殺処分されておりますが、この事態に対する道の所見を伺います。

○野口食の安全推進局長 高病原性鳥インフルエンザについてであります。昨年秋から今年春までのシーズンは、全国各地の養鶏場において過去最多となる発生が確認され、本道においても採卵鶏の2割を超える約120万羽が殺処分されたところであり、こうした事態については、欧州や北米での発生状況を踏まえ、国内の感染リスクが高まることが見込まれていた中で発生したものと受け止めております。

この冬には南米でも発生し、世界的な流行が継続しており、来るべき秋からのシーズンも感染リスクの高い状況が続くことが想定されますことから、道としましては、市町村や関係団体等と密接に連携を図りながら、より効果的なウイルスの侵入防止対策について養鶏場に改めて丁寧に技術指導を行うなど、強い危機意識を持って取り組んでまいります。

以上です。

○白川祥二委員 次に、卵価格の上昇対策などについて伺います。

卵価格の上昇や外食メニューの休止、卵を買いたくても買えない、あるいは、卵を買うために行列ができるなど、多方面に影響が及んでいますが、道としての受け止めと対応について伺います。

○牧野生産振興局長 鶏卵の安定生産についてでございますが、これまで、道内における卵の需要はほぼ道産で賄われておりましたが、配合飼料価格の高騰に加えて、この春、千歳市内で相次いで発生した高病原性鳥インフルエンザにより、道内で飼養される採卵鶏の2割を超える約120万羽が殺処分されたことから、鶏卵価格の高騰とともに、一般家庭のみならず、加工や外食向けの供給にも大きな影響が生じているところでございます。

このため、道では、道内の鶏卵生産者に対しまして、飼養期間の延長や家庭向けへの優先提供を要請したほか、発生農場に対し、国の手当金による補償や新たに導入する鶏に対する経営支援互助金の活用など、早期の経営再開に向けたサポートを効果的に行いながら、道内における鶏卵の安定的な生産と供給に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○白川祥二委員 最後に、養鶏場の分割管理について伺います。

農林水産省は、高病原性鳥インフルエンザによる採卵鶏などの全国の殺処分数が過去最悪の約1771万羽にも上ったことなどから、大量の殺処分を回避することを狙いに、6月19日、養鶏場を複数の管理区域に分けて運営する分割管理の導入を盛り込んだ飼養衛生管理指導指針の見直し案を公表しています。

その中では、発生後の固定経費や売上げの減少分など複数の支援制度を用意するとしていますが、分割管理というのは、養鶏場間の人や物の行き来を全くなくするため、新たに防護柵の設置や車両の購入、作業員の雇用などの別途多額の費用が必要になりますが、指針の見直し案にはこれらの支援策が全く含まれていません。

養鶏業界などからは強い不満の声が上がっていますが、今回の指針案に対する農政部の所見を伺い、私の質問を終わります。

○鈴木一磨副委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 養鶏場の分割管理などについてであります。養鶏事業を将来にわたり継続し、道民の皆様は鶏卵を安定的に供給していくためには、本病の発生防止が何よりも重要であるとともに、一たび発生が確認された場合には、迅速な防疫措置による蔓延防止が必要となります。

こうした中で、国は、養鶏場の分割管理について、これまでの発生で明らかとなった課題を踏まえ、飼養衛生管理指導指針の見直しや農場の分割管理マニュアルの策定の作業を進めていると承知しているところでございます。

この指針の見直しやマニュアルの策定は、来月下旬をめどに行われる見込みでございまして、道といたしましては、引き続き、国の動きなどを、随時、関係者の皆様にお知らせするとともに、国に対しまして、現場の声などについて様々な機会を通じて伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白川祥二委員 ありがとうございます。

課題として本当に分割管理というのはかなり難しいのは事実です。ただ、やはり、国民の食料の安定ということで、どうか、しっかりとした体制づくりをして臨んでいただきたいと思えます。

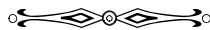
以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木一磨副委員長 白川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了い

たしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後5時12分休憩



午後5時14分開議

○鈴木一磨副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 通告のとおり、以下、農政部所管事項について伺ってまいります。

高病原性鳥インフルエンザについて伺ってまいります。

本年3月から4月にかけて、悪夢のような高病原性鳥インフルエンザが道内で猛威を振るい、道職員や自衛隊の皆様を中心に、発生した養鶏場の防疫業務に従事をしていただいたところでございます。24時間体制で、慣れない業務に従事をされ、本当に大変だったと伺っております。

市場では、卵が高騰し、店では売り切れが続き、また、あったとしても鶏肉や鶏卵は感染をしているのではないかと心配される声も聞かれましたが、防護服を着られて、コロナで大変な中、道職員の皆様、自衛隊の皆様には大変にお世話になったと、改めて従事された皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

その上で、今年の秋の渡り鳥の飛来シーズンが来る前に対策などを見直される必要があると考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、防疫作業の従事者数について伺います。

本年、千歳市内で発生しました3件の農場において防疫作業に従事した人数につきまして、道職員、自衛隊その他所属の皆様は何名いらしたのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政課長大浦正和君。

○大浦農政課長 防疫作業従事者についてでございますが、千歳市の3農場において、防疫作業に従事した延べ人数は、道職員で約5000人、自衛隊員で約4000人のほか、市町村や農協などから約1000人の協力をいただき、合計で約1万人となっております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 防疫作業には、多くの方の動員と協力が必要になるものと考えますが、実際の農場での作業の課題や今後の改善点について、どのようにお考えになったのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 食の安全推進局長野口正浩君。

○野口食の安全推進局長 防疫作業における課題や改善点についてでございますが、殺処分や埋却などの防疫措置は、事前に振興局が市町村などと連携して作成していた、農場ごとの防疫計画に基づき実施したところでありますが、実際に作業を行う中で、鶏舎の構造に即した作業動線の確

保、作業の進捗に応じて必要となる資機材の種類や数量及び作業人数などの課題について、改善すべき点が判明したところであります。

道としましては、来るべき次のシーズンに向け、より迅速な防疫措置を講じるため、明らかとなった改善点をしっかりと踏まえ、市町村や関係団体と連携して、農場ごとの防疫計画の見直しを進めてまいります。

以上です。

○荒当聖吾委員 明らかになったことをしっかりと見直していただけるということでございます。

次に、防疫作業の委託についてであります。

今年の3月から4月に、断続的に千歳市内で高病原性鳥インフルエンザが発生し、防疫業務は数週間連続となり、同じ職員が何回も動員をされたと伺っております。長期間の防疫業務の従事は、通常業務への影響はもとより、職員の疲労蓄積なども心配されるところであります。

初動につきましては、道職員と自衛隊の対応が必要になるのは理解できますが、一部の業務については委託を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部次長山口和海君。

○山口農政部次長 防疫業務の委託についてでございますが、断続的に発生した千歳市の3農場における防疫措置につきましては、殺処分や埋却、清掃、消毒といった防疫作業が長期間に及んだことから、現地に派遣をした職員の肉体的な疲労の蓄積や精神的な負担は大変大きく、また、通常業務に当たった職員の負担が増加したものと認識をしております。

こうした状況を踏まえ、道といたしましては、防疫措置に係る業務のうち、鶏舎の清掃・消毒作業への人材派遣や防疫作業に従事する職員の送迎バスや宿泊施設の手配など、委託可能な業務を整理した上で、これらの業務に対応可能な民間企業と協議を行いながら、外部委託の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 次に、今後の対応についてであります。

本年も、引き続き、高病原性鳥インフルエンザの発生が懸念をされているところであります。

再発防止に向け、今後どのように取り組まれるのか、所見を伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○野崎農政部食の安全推進監 発生防止に向けた今後の取組についてでございますが、昨年秋から今年春までのシーズンは、全国各地の養鶏場において過去最多となる発生が確認をされたところでございますが、現在までの欧州や北米などにおける発生状況を踏まえると、この秋からのシーズンも感染リスクが高い状況が続くことが想定されるところでございます。

このため、道といたしましては、市町村や関係団体等と密接に連携を図りながら、農場に対しまして、鶏舎の補修や防鳥ネットなどの徹底に加え、周辺のため池等に野鳥が飛来する場合の防止措置や堆肥場の環境整備といった、より効果的なウイルスの侵入防止対策につきまして改めて

【第2分科会 7月7日 第2号】

丁寧に技術指導を行うなど、強い危機意識を持って発生予防に取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 あらゆる手段を講じて対応していただきますようによろしくお願いいたします。

炭酸ガスで安楽死をさせるとはいえ、これまでそのようなことをされてこられたわけでもなく、ある日突然、従事をお願いされて殺処分をされるわけであります。24時間——8時間交代かもしれませんが、長い時間、たくさんの鶏を相手にすることは、どんな健康な方でも、相当なストレスを感じていらっしゃると思いますし、鶏卵業者さんは当然であります。職員の方でも、心に負担を感じていらっしゃる方、ストレスを感じていらっしゃる方をしっかりとアウトリーチしながら、その負担を取り除いていただきますようお願いをすることであります。

次に、有機農業の推進についてでございます。

道では、昨年3月に第4期北海道有機農業推進計画を策定し、各般の有機農業の施策を推進しているものと認識しております。

昨今は、肥料価格の高騰が農業者に大変重くのしかかっておりますが、一方で、化学肥料を使わない有機農業に追い風になるのではないかとされており、ますます有機農業の拡大に力を入れていくべきものと考えますが、現在の有機農業推進計画の概要と展開方向について伺います。

○鈴木一磨副委員長 食品政策課長大塚真一君。

○大塚食品政策課長 有機農業推進計画についてであります。昨年3月に策定した第4期北海道有機農業推進計画では、有機農業をSDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献する本道の重要な農業形態の一つとして位置づけ、2030年度に向けて、有機農業の取組面積を1万1000ヘクタール、有機農業に取り組む農家戸数を600戸、有機農業に対する消費者の認知度を50%とする目標を掲げているところでございます。

この目標の達成に向けて、有機農業への新規参入や慣行栽培からの転換の促進による有機農業の取組拡大、病害虫への抵抗性を強化した品種の開発など、有機農業技術の開発普及、宅配やオンライン販売などによる有機農産物の販路拡大、消費者に対する有機農業への理解醸成の四つの推進方針を掲げ、有機農業の推進を図っているところでございます。

以上です。

○荒当聖吾委員 次に、本道における有機農業の取組状況についてであります。

近年は、有機JAS認証を取得した面積は増えているものと承知しておりますが、本道における有機農業取組面積及び農家戸数の推移について伺います。

○大塚食品政策課長 有機農業の取組面積などについてであります。JAS法に基づき第三者機関による有機JAS認証を取得した面積は、近年、牧草やソバを中心に増加傾向にあり、令和4年度には6226ヘクタールと、5年前の平成30年度の2757ヘクタールから2倍以上となっております。

また、有機JAS認証を取得した農家数は、令和4年度で332戸と、5年前の平成30年度の291戸から約14%増加しております。

以上です。

○**荒当聖吾委員** 面積は2倍以上、農家数は14%増加ということで、だんだん進んでいるなということがよく分かりました。

次は、有機農業の課題について伺います。

今後、有機農業推進計画の達成に向けて、有機農業の取組を拡大する必要があるものと考えますが、どのように課題を認識していらっしゃるのか、伺います。

○**大塚食品政策課長** 有機農業の課題についてであります。化学的に合成された肥料や農薬などを使用しない有機農業は、環境への負荷をできるだけ低減した生産方式である一方、除草など栽培管理に多くの労働力が必要であるほか、慣行栽培に比べ、収量を確保するための技術の習得が難しいことや、有機JAS認証の取得経費の負担、有機資材の価格が高いといった課題があると認識しております。

また、農産物の購入の際に、消費者の方々に対し、有機農産物が価格に見合う価値を十分に有しているということを理解していただくとともに、販路の拡大を図っていくことなども課題と考えております。

以上です。

○**荒当聖吾委員** 有機農業に関する質問の最後に、拡大に向けた取組について伺います。

有機農業は、化学肥料や化学合成農薬、遺伝子組換え技術を使用せず、農業生産活動の負荷を軽減でき、農業者自身、道民の皆様の健康増進に貢献し、SDGsやゼロカーボン北海道の観点からも、有機農業を一層拡大する必要があると考えますが、どのように取り組まれるのか、伺います。

○**野崎農政部食の安全推進監** 有機農業の拡大に向けた今後の取組についてであります。化学的に合成された肥料や農薬などを使用しない有機農業は、環境保全型農業の先導的な役割を果たし、SDGsやゼロカーボン北海道の達成にも貢献するとともに、道産農産物のブランド化にも寄与するものでございます。

このため、道といたしましては、第4期北海道有機農業推進計画で掲げる四つの推進方針に基づきまして、有機農業の取組の重要性を、慣行農業者をはじめ、市町村や農業団体にも改めて広く啓発を行うほか、新たに開発された除草ロボットの現地実証や道総研農業試験場と連携した病害虫抵抗性品種の開発普及、さらには、ネット販売講座や有機農業者と消費者の皆様との交流イベント開催など、各般の施策を展開し、本道の有機農業の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

御相談いただいた農家の方は、奥様や御家族のアレルギーがだんだんひどくなってきたということで、家族のお米と畑作物を有機栽培に変えてみよう、慣行農法から有機農法に変えてみた

【第2分科会 7月7日 第2号】

と。そうすると、アレルギーがみるみるよくなったとその方はおっしゃっていました。では、うちも有機農法にチェンジしようかなというふうに思ったのだけれども、やっぱり、収入は収量に直接関わってまいります。有機では、収量がどうしても少なくなってしまうということで、なかなか一步を踏み出すことができないのだというふうにもおっしゃっておいりました。

この辺りが、慣行農法から有機農法に変えることが本当に難しい、その瀬戸際といいますか、そういうところなのかなというふうに思うのですが、ぜひ工夫をされて、有機農業が少しでも伸びていくように御尽力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、農村地域の防災・減災対策についてであります。

近年、全国では、異常気象に伴う集中豪雨や台風、地震などによる自然災害が頻発・激甚化しております。今年も、全国各地で地震や記録的な大雨が発生する中、道内でも大雨や最大震度5弱の地震が発生したところであります。

本道におきましては、これまで、平成28年の連続した台風の上陸、平成30年の地震などにより大規模な災害が発生をし、昨年は、6月以降、全道の広範囲で集中豪雨が頻発したことにより、農家や農業水利施設に大きな被害をもたらしたものと承知しており、早期復旧への対応が必要と考えます。

こうした状況におきましても、本道の農業・農村が持続的に発展し、安全、安心な食料を安定的に供給していくためには、大雨による被害を未然に防ぐ農地の排水対策や老朽化が進む農業水利施設などの長寿命化や耐震化などにより、農村地域の防災・減災対策を進めることが重要と考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、災害復旧への対応についてであります。

昨年の集中豪雨等により、全道で多くの農地や農業水利施設に被害をもたらしたところでありますが、復旧の状況について伺います。また、災害復旧への対応について、道は今後どのように取り組んでいかれるのか、併せて伺います。

○鈴木一磨副委員長 農村振興局長高崎悟君。

○高崎農村振興局長 災害復旧への対応についてであります。道内では、昨年6月から8月の豪雨により、10振興局管内で、農地への土砂流入、排水路や頭首工護岸の破損など、農地で36か所、農業水利施設で149か所の被害が発生しました。

このため、道では、被害発生後、直ちに地元市町村へ職員を派遣し、被害状況の確認や復旧方法の指導助言など、早期復旧に向けた支援に取り組んだところでありまして、今年の春までに復旧工事がおおむね終了し、全ての農地で営農可能な状態となっております。

道では、こうした被害発生後の支援はもとより、日頃からの備えとして、市町村や関係団体と連携しながら、速やかに被害状況を把握するための初動対応訓練や災害復旧に精通した人材を育成するための研修の実施など、迅速かつ円滑な復旧に向けた体制づくりを図り、被害を受けた農地や農業水利施設の早期復旧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 今年の春までに復旧工事がおおむね終了して、全ての農地で営農可能な状態となったということで、ありがとうございます。

次に、農地の排水対策についてであります。

昨年の集中豪雨による被害について、迅速に復旧されたとのことではありますが、大雨などの被害を未然に防止し、農作物を安定的に生産していくためには、農地の排水対策が重要と考えますが、道ではどのような整備を進めていらっしゃるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農地整備課長榎研一君。

○榎農地整備課長 農地の排水対策についてであります。近年、本道でも頻発する集中豪雨により農地が冠水し、農業機械が圃場に入れず、農作業の妨げのほか、農作物の生育不良、品質低下の要因ともなっております。こうした大雨による影響を軽減し、農作物の安定的な生産や品質を確保するためには、農地の排水対策が重要であります。

このため、道では、農地にたまった水や地下水を速やかに排除することにより湿害を防止し、適期の農作業を可能とする暗渠排水や、降った雨を速やかに流下させ、農地や農作物の冠水被害を軽減させる排水路の整備といった農地の排水対策を計画的に進めております。

以上です。

○荒当聖吾委員 次に、農業水利施設の老朽化対策についてであります。

農地の対策とともに、水利施設の対策も重要と考えますが、道内の用排水路などの農業水利施設は老朽化が進み、適切な用水の供給や排水機能に懸念が生じているものと考えます。

道では、こうした農業水利施設の老朽化対策をどのように進めていかれるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 指導管理担当課長高山洋人君。

○高山指導管理担当課長 農業水利施設の老朽化対策についてであります。農業用水の安定供給や雨水の速やかな排出を図る用水路や排水路などの農業水利施設は、本道農業の高い生産力を支える重要な役割を担うとともに、農村地域を支える重要な社会インフラとなっております。

一方、これらの施設におきましては、基幹的な水利施設の約4割が既に耐用年数を超過しており、経年劣化による突発的な事故や老朽化に伴う機能低下などが懸念されているところです。

このため、道といたしましては、今後とも農業水利施設の機能が適切に発揮されるよう、施設管理者である土地改良区や市町村等と連携して、施設の劣化状況等について定期的に診断するとともに、診断結果に基づき、コンクリートのひび割れ補修、補強といった長寿命化を図る予防保全対策や更新整備を計画的に進めるなど、農業水利施設の老朽化対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 計画的な老朽化対策をよろしく願いいたします。

次は、農業用ため池の防災、減災についてであります。

近年、全国で豪雨や地震により農業用ため池が決壊し、人命が失われるなど、甚大な被害が発生しております。本道においても豪雨や地震が頻発している中、道では、決壊などにより周辺

【第2分科会 7月7日 第2号】

に被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定し、防災工事を行うことと承知しております。

道では、防災工事を計画的に進めるため、どのように取り組んでいращやるのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農村整備課長合田俊昭君。

○合田農村整備課長 ため池の防災工事についてであります。道は、地震や豪雨などにより決壊した場合、人命や公共施設などに被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定し、防災工事等推進計画に基づき、ため池の劣化状況や地震、豪雨に対する安全性を評価した上で、必要な防災工事を順次実施しているところです。

道では、工事の円滑な実施に向けて、ため池の工事が集中する振興局に専門部署を設置するとともに、道が作成した防災工事の事例や留意点を記した「農業用ため池の事業実施に関する手引書」を活用し、ため池工事に関する技術力を有する人材を育成するための研修を行うなど、工事の実施体制の強化を図るほか、堤体の安定解析などの高度な技術的課題については、大学などと連携し、最適な対策工法の検討を行うなど、ため池の防災工事が計画的に進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 最後になります。

農村地域の防災・減災対策についてであります。

本道農業・農村が持続的に発展していく上で、農村地域の防災・減災対策を着実に進めることが極めて重要と考えますが、道としてどのように取り組まれていくのか、伺います。

○鈴木一磨副委員長 農政部長水戸部裕君。

○水戸部農政部長 農村地域の防災・減災対策についてであります。近年、集中豪雨や地震など自然災害が頻発・激甚化する中、本道の農業・農村が持続的に発展し、安全、安心で高品質な食料を安定的に供給していくためには、農業の生産力強化に加え、農村の防災・減災対策の推進が重要と考えております。

このため、道では、大雨によります農作物被害の防止や軽減を図る暗渠排水などの整備をはじめ、洪水被害を未然に防止するための排水路や排水機場の総合的な整備のほか、ため池を含む農業水利施設の耐震化や老朽化対策など、災害に備えた整備を進めているところでございます。

道としては、今後とも、農業者の方々が安心して営農に取り組めるよう、こうした基盤整備を着実かつ計画的に推進するとともに、災害の発生に備え、日頃から迅速な復旧に向けた体制づくりに取り組むなど、生産性が高く、また、災害にも強い農業・農村の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 力強い御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

例えば、水稻圃場、いわゆる田んぼなのですが、その貯水能力から水害をかなり防いでくれる能力があるというふうに伺っております。

空知に住む人間は、そのお世話に相当なっているようでありまして、農家の皆さんが期待される水利施設の充実や老朽化の対策をしっかりとやっていただいておりますが、それでも、圃場が流されてしまったら、一つのシーズンは全部作れなくなるのではないかという御心配をされる方もいらっしゃいます。すぐ直ればいいのですけれども、崩れたせいでこのシーズンは畑を使えないよというのではちょっと困りますので、答弁もいただきましたが、農村地域の防災、減災をしっかりと進めていただきますようお願いするところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木一磨副委員長 荒当委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、農政部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木一磨副委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

7月10日の分科会は午後1時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時40分散会